さっぽろ子ども未来プラン

札幌市次世代育成支援対策推進行動計画

年次報告書（平成19年度）

平成21年(2009年)2月

札 幌 市

「さっぽろ子ども未来プラン（平成16年9月策定)」の年次報告書を作成しました。子どもに関係する事業の平成19年度の実績を始め、20年度の実施状況などを取りまとめ、施策や事業の目標達成状況の確認、見直しや再検討を進めております。

本書をご覧いただき、より多くの市民や企業などの皆さまに、次世代育成支援についてのご理解とご協力をいただければ幸いです。

－ 目次 －

さっぽろ子ども未来プランの体系	1
実施状況総括表（19年度実績・20年度見込）	2
個別事業実施状況（19年度）	4
新規追加個別事業一覧（20年度）	68
「札幌市放課後子どもプラン」の概要	72
「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（条文、付帯決議）	76

さっぽろ子ども未来プランの体系

基本理念：子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

基本目標	基本施策

- **1 健やかに生み育てる環境づくり**
  - 1 安全な妊娠・出産への支援
  - 2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
  - 3 子どもと母親への健康支援
  - 4 小児医療の充実
- **2 子育て家庭を支援する仕組みづくり**
  - 1 地域･区･全市の三層構造による子育て支援の展開
    - ① 協働型で進める子育てサロン等の拡充【地域】
    - ② （仮称）区子育て支援センターを核とした支援事業の展開【区】
    - ③ 子育て支援総合センター等における多様な事業の展開【全市】
  - 2 経済的な支援の取組み
  - 3 家庭生活と職業生活の充実
  - 4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実
    - ① 増大する保育ニーズへの対応
    - ② 多様な保育ニーズへの対応
    - ③ 保育サービスの質の向上
    - ④ 放課後における児童の健全な育成
  - 5 特別な援助を要する家庭への支援
    - ① ひとり親家庭への支援
    - ② 障がい･発達に遅れのある子どもへの支援
- **3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり**
  - 1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成
  - 2 子どもを見守る地域の連携
  - 3 子どもに関する相談・支援体制の充実
- **4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり**
  - 1 多様な体験機会の拡大（体験を広げる）
  - 2 自立を促す企画･参画型事業の充実（挑戦する）
  - 3 思春期の心と身体の健康づくり
  - 4 子どもの活動を支援する環境の整備
  - 5 魅力ある学校教育の推進
- **5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり**
  - 1 快適な生活空間の整備
  - 2 子どもの安心･安全の確保

さっぽろ子ども未来プラン　実施状況総括表（平成19年度実績・20年度見込）

基本理念

子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

札幌市では、地域の人びととの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちの成長していく輝きが、世代を越えたすべての市民を結び、未来を照らすまちを目指します。

基本的な視点

① 子どもの視点
② 次世代を育成する長期的な視点
③ 社会全体で支援する視点

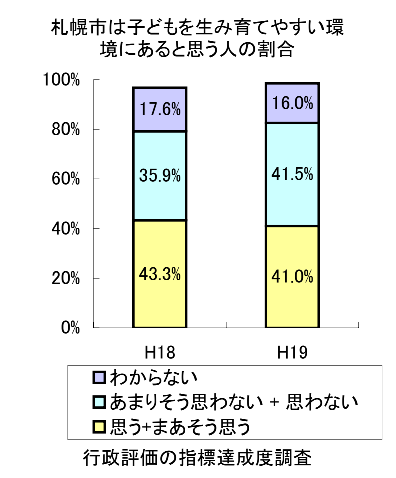

出 生 の 動 向

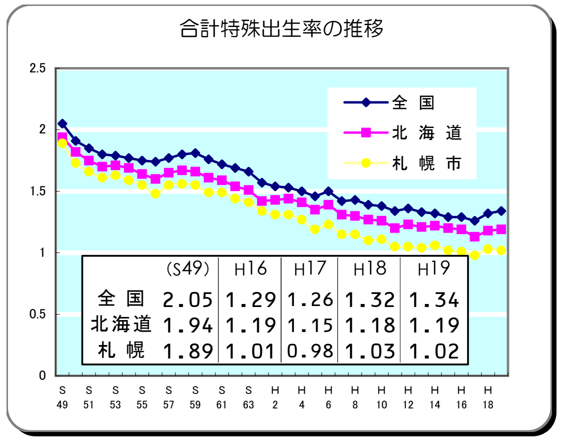

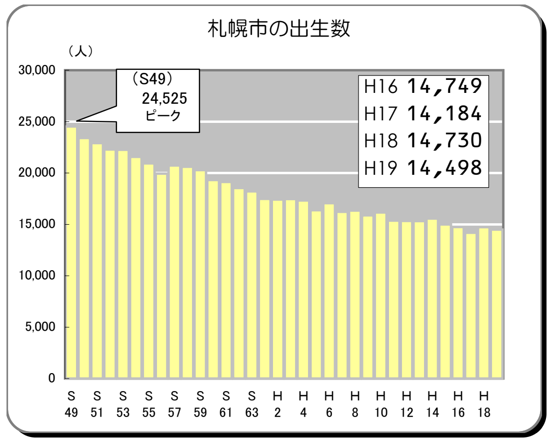

「人口動態統計」(厚生労働省)・「人口動態(確定値)の概況(札幌市)」

基本目標数　5　　基本施策数　19

計画当初	個別事業数　200（再掲事業除く） うち目標設定事業数　118
18年度	個別事業数　205（再掲事業除く） うち目標設定事業数　119 事業廃止による　▲1 新規追加事業　4
19年度	個別事業数　216（再掲事業除く） うち目標設定事業数　127 事業廃止による　▲1 新規追加事業　12
20年度	個別事業数　224（再掲事業除く） うち目標設定事業数　135 事業廃止による　▲4 新規追加事業　12

基本目標　1　健やかに生み育てる環境づくり

基本施策・「個別事業」の19年実績	【指　標】	初期値(計画掲載)	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	目標(H21)
1　安全な妊娠・出産への支援							
・19年10月から、妊婦一般健康診査の公費負担を、1回から5回に拡充	【　受　診　率　】	H15: 93.7%	92.2%	91.9%	92.3%	94.7%	増やす
・特定不妊治療費助成において、助成回数及び金額の拡充や、助成を受ける夫婦の所得制限を緩和	(特定不妊治療費助成件数)			(283件)	(381件)	(745件)	
2　育児不安の軽減と虐待発生予防への支援							
・19年7月より第1子を中心として行っていた新生児訪問の対象を生後4か月までの全出生児に拡大	【新生児訪問実施率(第1子)】	H15: 78.1%	85.9%	84.0%	83.8%	93.9%	H24:増やす
・医療機関から育児支援が必要との情報により家庭訪問を実施(「保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業」)	(医療機関からの情報提供数) (　うち家庭訪問件数)		(225件) (201件)	(235件) (204件)	(339件) (312件)	(322件) (304件)	
3　子どもと母親への健康支援							
・各区保健センターにおいて、「乳幼児健康診査」を実施	【受診率(4か月児)】 【受診率(1歳6か月児)】 【受診率(3歳児)】	H15: 98.1% H15: 89.1% H15: 86.7%	99.4% 87.1% 87.1%	99.5% 91.1% 87.9%	99.6% 94.5% 91.0%	99.3% 95.4% 91.5%	増やす 増やす 増やす
・すべての保育所(187か所)で食育教室を実施	【食教育教室実施保育所の割合】	H15: 70%	76%	82%	85%	100%	H21:100%
4　小児医療の充実							
・長期療養児支援として、療育相談事業及び日常生活用具給付事業を実施							

20年度　個別事業に関する特記事項

●は、20年度の主な取組
■は、個別事業の新規追加
▲は、個別事業の統合及び廃止
0-0 はプランの体系の 基本目標-基本施策
「　」は個別事業名
を表す

●1-1「妊婦一般健康診査」 妊婦の健康状態を一層把握するため、健診の助成内容を一部変更した。(C型肝炎抗体検査・生化学的検査(グルコース)追加、血液学的検査の助成廃止)
■1-2「育児不安保護者支援事業」 子育てに不安や困難を感じている保護者等を対象に、児童相談所職員(精神科医師、児童福祉司・心理司)司会によるミーティングや、育児プログラムの提供などの支援を行う。
●1-3「予防接種の推進」 はしかの予防接種については、平成20年度から5年間の措置として、中学1年生及び高校3年生の年齢にあたる方(各年度中に13歳及び18歳となる方)を対象とした定期接種を実施
●1-3「たのしい保育所給食の推進」 保育所給食関係者を対象に北海道型食生活について研修を行う。

まとめ

19年度
妊婦一般健康診査及び特定不妊治療費助成の拡充による安全な妊娠・出産への支援、生後4か月までの全出生児に対する「新生児訪問」を通して育児不安の軽減、子どもの食べる力を育むための保育所における食育教室の開催など、健やかに生み育てる環境づくりに努めた。

20年度
妊婦一般健康診査項目の拡充やはしかの予防接種の充実など妊婦や子供の健康支援を行うとともに、育児不安保護者支援事業の新規実施など、育児不安の軽減と虐待発生予防への支援などの取組も進めていく。

基本目標　2　子育て家庭を支援する仕組みづくり

基本施策・「個別事業」の19年実績	【指　標】	初期値(計画掲載)	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	目標(H21)
1　地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開							
・地域主体の子育てサロンの立ち上げを支援(「地域型子育てサロン」)	【(地域型を含む子育てサロン)設置済みの小学校区の割合】	58%	68%	79%	86%	90%	100%
・「区保育・子育て支援センター(愛称:ちあふる)」を東区に開設	【設置か所数】	0か所	0か所	0か所	3か所	4か所	5か所
2　経済的な支援の取組み							
・「児童手当」の支給額を3歳未満の児童について、法の改正により10,000円(以前は第1・2子なら5,000円)に拡充							
3　家庭生活と職業生活の充実							
・再就職を目指す女性を対象に、セミナー、職業相談、職業紹介、職場定着支援までを含めた総合的支援を実施	【受講者数】	H16:年300人	301人	444人	518人	556人	H18:年400人
4　多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実							
・「認可保育所整備事業」による新築や増改築等で、保育所定員285人増	【保育所定員数】	H16(4月) H15:15,195人	H17(4月) 15,585人	H18(4月) 15,980人	H19(4月) 16,730人	H20(4月) 17,015人	H22(4月) 17,550人
・「児童会館・ミニ児童会館整備事業」でミニ児童会館11館整備	【整備済施設数】	H16:125館	129館	136館	144館	155館	145館
5　特別な援助を要する家庭への支援							
・発達に心配のある子どもへのグループ指導による療育支援事業(さっぽ・こども広場)を保健センター・児童会館など18か所で実施	(実施人数)	H15:872人	(853人)	(812人)	(996人)	(1,334人)	

●2-1「地域型子育てサロン」 子育てサロンの設置を更に進めるとともに、安定運営のための支援を行う。
■2-2「特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業」 子育て世帯に対する経済的負担を軽減するため家賃の補助を拡大
▲2-3「起業家講座」
■2-3「ワーク・ライフ・バランス(WLB)取組企業応援事業」 企業におけるWLB(仕事と生活の調和)の取組を促進する事業を創設
●2-4「放課後子どもプラン」 プランの策定と、プランに基づき放課後の居場所の確保や児童会館等の事業内容をより良くするための取組を行う。
●2-5「療育支援事業(さっぽ・こども広場)」 北・東区保健センターの開催回数を月1回から2回に、児童会館などの開催会場を7か所から10か所に増
■2-5「豊明高等養護学校における教育の充実」 定員増と必要な教室の整備を行う。

19年度
4月に4か所目となる区保育・子育て支援センター(愛称:ちあふる)を東区に開設したほか、子育てサロン設置済みの小学校区の伸びも堅調であった。保育所については、285人の定員増を図ったほか、「ミニ児童会館」11館の整備などを実施した。

20年度
地域主体の子育てサロン設置の推進と支援、乳幼児等に対する医療費助成の拡充、保育所の定員を360人増とするほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に取り組む企業を応援する事業の実施や、「放課後子どもプラン」策定を行うなど、子育て家庭を支援する仕組みづくりの充実を図る。

さっぽろ子ども未来プラン 実施状況総括表（平成19年度実績・20年度見込）

基本目標 3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

基本施策 ・「個別事業」の19年実績	【指 標】	初期値(計画掲載)	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	目標(H21)
1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成 ・条例の制定に向けて、条例検討会議を設置。答申をもとに素案のパブリックコメントを実施するとともに、説明会等を数多く開催							
2 子どもを見守る地域の連携 ・児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、児童虐待予防地域協力員を養成する研修を実施	【児童虐待予防地域協力員数】	H15: 4,384人	4,873人	6,041人	6,580人	7,377人	7,000人
3 子どもに関する相談・支援体制の充実 ・子どもアシストセンターにおいて、電話・メール・面談による相談を実施 ・児童家庭支援センターにおいて、24時間の電話相談を実施	(子どもアシストセンター 相談件数)		(1,641件)	(1,781件)	(3,960件)	(3,022件)	

20年度 個別事業に関する特記事項

●は、20年度の主な取組
■は、個別事業の新規追加
▲は、個別事業の統合及び廃止
0-0 はプランの体系の 基本目標-基本施策
「 」は個別事業名
を表す

■3-1「夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務委託」 平成20年4月1日より、夜間・休日における児童虐待通告への初期対応の調査を2か所の児童家庭支援センターに委託
■3-2「札幌市子どもを守るネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」 被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下での対応を目的に法に基づき設置
▲3-2「児童虐待予防・防止連絡会議」は「札幌市子どもを守るネットワーク会議」に再編移行

19年度
児童虐待に対応するため、児童虐待防止・予防に関する事業の再検討を行った。「（仮称）札幌市子どもの権利条例」の制定に向け、検討会議を設置。条例素案へのパブリックコメントを行った。

20年度
子どもの権利については、一層の周知を図るとともに、条例制定を目指す。
その他、児童虐待の対応については、児童相談所と児童家庭支援センターが連携し、児童虐待通告への24時間対応を強化する。

※（仮称）札幌市子どもの権利条例」は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を正式名称として、20年第3回定例市議会で制定

基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

基本施策 ・「個別事業」の19年実績	【指 標】	初期値(計画掲載)	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	目標(H21)
1 多様な体験機会の拡大（体験を広げる） ・各部局等において、体験型の計画事業を実施							
2 自立を促す企画・参加型体験事業の充実（挑戦する） ・大志塾や子どもワンダーランド、ミニさっぽろなどの参加型体験事業を実施	【参加者数】 大志塾 子どもワンダーランド ミニさっぽろ	H15: 48人 H17: 237人	57人	137人 237人	186人 5,429人	167人 5,577人 4,428人	200人 300人 H22:5,000人
3 思春期の心と身体の健康づくり ・思春期の児童・生徒・学生等を対象とした「思春期ヘルスケア事業」や「思春期特定相談事業」などを実施							
4 子どもの活動を支援する環境の整備 ・幼稚園・小・中学校に、「家庭教育学級」を開設 ・「学校・地域連携事業」を通じ、学校と地域の連携による地域教育力の向上を進めた。	【開設学級数】 【実施校数】	H15: 180学級 H15: 25校	196学級 30校	200学級 35校	206学級 40校	210学級 45校	210学級 55校
5 魅力ある学校教育の推進 ・「札幌市幼児教育振興計画策定」事業の一環で「札幌市の幼児教育振興を図る新たなしくみづくり」を策定							

■4-1「子どもの映像制作体験事業」
■4-1「子どもの美術体験事業」
■4-1・4-2・4-4「みんなが集い学び楽しむ公園緑地づくり事業」
■4-1「アジア学生交流事業」

●4-2「こどものまち『ミニさっぽろ』事業」
本格的な体験活動を可能にするため、職業体験ブースの一部について、民間企業等による企画・運営を実施

▲4-4「市民スキー山及びスケート場設置運営補助事業」

●4-5「不登校対策事業」 スクールカウンセラー相談時間を拡充。スクールカウンセラーの一層有効な効果的な活用の在り方について分析・検証を行う。

19年度
子どもの体験機会を広げる事業や、企画・参加型事業、小中高校生に対する相談窓口の広報など幅広く進められた。また、家庭・学校・地域の連携や開かれた学校づくりなど学校における取組も進められた。

20年度
子どもの体験機会を広げるとともに、ミニさっぽろなどの企画・参加型事業の充実を図る。また、幼児教育センターの開設や不登校対策事業におけるスクールカウンセラーの相談時間拡充など、学校等における取組も着実に進める。

基本目標 5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策 ・「個別事業」の19年実績	【指 標】	初期値(計画掲載)	H16 実績	H17 実績	H18 実績	H19 実績	目標(H21)
1 快適な生活空間の整備 ・「福祉のまちづくり環境整備事業」による地下鉄駅のエレベーター設置や「個性あふれる公園整備事業」などを着実に進めた。	【整備済みの地下鉄駅数】 （片側ホームのみの設置駅は含まない。）	H15: 37駅	39駅	42駅	43駅	45駅	46駅
2 子どもの安心・安全の確保 ・交通安全や防犯など、学校における取組や地域活動との連携、促進等を図りながら、計画事業を実施							

●5-2「（仮称）札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」を20年度中に制定すべく検討を進める。
■5-2「福祉と多世代のふれあい公園づくり事業」 児童会館や地域型子育てサロンと隣接する既設公園の中に、地域やサロン参加者の意見を取り入れたキッズコーナーを整備
▲5-1「冬の公園利用活性化事業」

19年度
地域防犯に関する総合ホームページの開設など、子どもの安全・安心を社会で守る環境づくりを行った。

20年度
公園づくりを始め、生活空間の整備を図るとともに、学校や地域での子どもの安全を守る取組を継続して実施する。

19年度総括

プランの4年目にあたる19年度は、妊婦一般健康診査の公費負担の回数・内容の拡充、保育所の定員増など、プランに掲げる各施策に沿って事業を実施しており、着実に推進している。また、新たに取り組むワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する企業を応援する事業や、児童虐待に対応するための児童家庭支援センターに夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務委託などについても検討し、積極的にプランの推進に努めた。一方、市民意識調査における「札幌市は子どもを生み育てやすい環境にあると思う人の割合」は、18年度と比較して若干減少しているという状況になった。これまでも、進捗状況の管理とともに、市民の子育てに対する多様なニーズや社会情勢の変化などを見極めながら、各事業内容などの見直しや変更を行っているところであるが、引き続き検証、検討を重ねることや、子どもに係わる事業・制度の市民への広報・周知に力を注ぐことも必要である。

今後の取組等

本プランを着実に進めることを基本とし、「第2次新まちづくり計画（平成19年度～22年度）」における政策目標「子どもを生み育てやすく、健やかにはぐくむ街」において重点化が図られた事業も含め、引き続き、限られた財源の中で、次世代育成支援対策をより効率的、積極的に推進していく。例えば、保育所や子育て支援の制度・体制、母子保健施策、子育てと仕事の両立、学校教育や特別支援教育、いじめ・不登校や児童虐待への対応、放課後の居場所づくりなど、既存の事業や制度の充実を図るとともに、市民ニーズや変化する社会情勢などを踏まえた事業の見直し・再検討を進めながら、子どもを生み育てやすい環境づくりを目指していく。

個 別 事 業 実 施 状 況

（平成 19 年度）

基本目標１：健やかに生み育てる環境づくり

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当(部)	保健所	保健所	保健所
基本目標 －基本施策	1−1	1−1	1−1
事業名	妊婦一般健康診査	母親・両親教室・ ワーキング・マタニティ・スクール	マタニティクッキング教室
事業概要	妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」を目指し、妊婦に対する健康診査を１回実施する。	初めての出産を迎える夫婦に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と親としての意識の醸成を図るために、各区保健センターにおいて「講義・実習・交流会」等を行う。	初妊婦(配偶者)を対象に、妊娠中の食生活の重要性を普及・啓発するとともに、生活習慣病を予防する食生活について学ぶ料理教室を各区保健センターで行う。
指標	【受診率】	【教室参加者数】	【実施回数】
初期値(計画掲載)	15年度：93.7%	15年度：7,568人	15年度：31回
目標値	21年度：増やす	24年度：増やす	21年度：増やす
16年度実績	92.2%	7,074人	34回開催
17年度実績	91.9%	7,796人	52回開催
18年度実績	92.3%	7,686人	58回開催
19年度実績	94.7%	7,897人	62回開催
19年度実施状況等　実施内容	妊婦一般健康診査の公費負担を、1回から5回に拡充した。 （平成19年10月１日から） ○　実施内容 【1回目健診】 ・問診・診察、血圧・体重測定 ・尿検査 ・血液学的検査 （末梢血液一般） ・免疫学的検査 （ABO・Rh血液型、梅毒血清反応、B型肝炎抗原検査） 【2～5回目健診】 ・問診、診察、血圧、体重測定 ・尿検査 ・血液学的検査 ○　実績 ・受診者数（公費負担制度利用者数）…延べ41,253人	1　母親教室 各区保健センターにおいて1コース4～5回の教室を年10回開催（総回数462回） 参加者数：4,776人 延参加者数：10,321人 2　両親教室 各区保健センターにおいて平日の夜間に年3～4回、計40回開催 参加者数：2,685人 3　ワーキング・マタニティスクール 休日に年10回開催 参加者数：436人 その他の設定指標 指標【妊婦の飲酒率】 初期値(掲載)　13年度：40.5% 目標値　24年度：なくす ⑱実績値　30.8% 指標【妊婦の喫煙率】 初期値(掲載)　13年度：18.7% 目標値　24年度：なくす ⑱実績値　13.0% 指標【妊婦の受動喫煙に配慮する人】 初期値(掲載)　13年度：32.3% 目標値　24年度：100% ⑱実績値　35.8%	妊娠中の食事の留意点や生活習慣病を予防するための食生活について、調理実習を交え学ぶ機会を設けた。 参加者：　753名
20年度見込	平成20年４月から、妊婦一般健康診査の公費負担の検査項目を一部変更。（C型肝炎抗体検査・生化学的検査（グルコース）追加、血液学的検査の助成廃止）	19年度と同様の内容を実施	19年度と同程度の開催回数を予定。
備考 （特記事項）			

基本目標１：健やかに生み育てる環境づくり

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当(部)	保健所	衛生研究所	保健所
基本目標 －基本施策	1-1	1-1	1-1
事業名	妊産婦・母性・女性の健康相談	妊婦甲状腺機能スクリーニング	不妊治療支援事業
事業概要	安全で快適な「いいお産」の普及や生涯を通じた女性の健康づくりを支援するために、妊娠中や産後の健康管理、思春期のからだとこころの変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を各区保健センターにおいて実施する。	妊娠初期に甲状腺機能の検査を行い、適切に治療することにより、流産や早産、妊娠中毒症等の未然防止、出生児の甲状腺機能などへの影響を未然に防止する。	不妊で悩む夫婦に対する精神的・経済的支援体制を整備するために、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する治療費の一部を助成するとともに、各区保健センターにおける相談体制の充実を図る。
指標	【相談利用者延件数】	【受検率】	
初期値（計画掲載）	15年度：4,342件	15年度：56.4%	
目標値	24年度：増やす	21年度：70%	
16年度実績	4,191人	54.1%	
17年度実績	4,245人	59.9%	
18年度実績	6,226人	64.2%	
19年度実績	5,704人	68.2%	
19年度実施状況等　実施内容	1　妊産婦健康相談 各保健センターにおいて 222回実施 相談実数：422人 相談延数：724人 2　母性相談 各区保健センターにおいて 相談実数：4,039人 3　女性の健康相談 各区保健センターにおいて 192回実施 相談実数：932人 延数：941人 （その他の設定指標：下表参照）	札幌市内の医療機関等からの妊娠初期妊婦における甲状腺機能の検査を実施した。 実施件数：9,858件	1　制度の拡充 (1)治療に要した額が10万円以上10万円を限度に1回助成→10万円を限度に1年度あたり2回まで助成 (2)治療に要した額が10万円未満治療に要した額の1/2を助成→治療に要した額を助成 (3)夫婦の前年所得合計額を「650万円未満」から「730万円未満」に緩和 2　特定不妊治療費助成事業 交付件数　745件 3　不妊専門相談事業 (1)　専門相談　70件 (2)　一般相談　1525件
20年度見込	19年度と同様の内容を実施		19年度と同様の内容を実施
備考（特記事項）			20年度より不妊専門相談センターを中央保健センターから保健所に移し、申請受理・相談部門と審査・調整部門を統合し、業務の一元化を図っている。

その他の設定指標

指標	【妊婦の飲酒率】
初期値（掲載）	13年度：40.5%
目標値	24年度：なくす
⑱実績値	30.8%

指標	【妊婦の喫煙率】
初期値（掲載）	13年度：18.7%
目標値	24年度：なくす
⑱実績値	13.0%

その他の設定指標

指標	【人工妊娠中絶率（人口千対）】10代
初期値（掲載）	13年度：24.0
目標値	24年度：なくす
⑯実績値	（15年度：19.7）
⑰実績値	（16年度：17.3）
⑱実績値	（17年度：15.2）
⑲実績値	（18年度：14.4）

指標	【人工妊娠中絶率（人口千対）】20～24歳
初期値（掲載）	13年度：41.6
目標値	24年度：半減
⑯実績値	（15年度：38.0）
⑰実績値	（16年度：35.0）
⑱実績値	（17年度：35.7）
⑲実績値	（18年度：33.5）

指標	【人工妊娠中絶率（人口千対）】25～29歳
初期値（掲載）	13年度：26.5
目標値	24年度：半減
⑯実績値	（15年度：25.4）
⑰実績値	（16年度：23.6）
⑱実績値	（17年度：22.1）
⑲実績値	（18年度：21.5）

指標	【人工妊娠中絶率（人口千対）】30～34歳
初期値（掲載）	13年度：20.9
目標値	24年度：半減
⑯実績値	（15年度：18.9）
⑰実績値	（16年度：16.9）
⑱実績値	（17年度：16.3）
⑲実績値	（18年度：16.1）

基本目標１：健やかに生み育てる環境づくり

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当(部)	保健所	保健所	保健所
基本目標－基本施策	1-2	1-2	1-2
事業名	母子保健訪問指導事業	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業）	乳幼児健康診査の充実
事業概要	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による家庭訪問指導を行う。	市内の医療機関において、「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために家庭訪問等による育児支援を行う。	4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図る。
指標	【新生児訪問実施率(第1子)】	【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】	【受診率】 4か月児
初期値(計画掲載)	13年度:74.3%	13年度:88.9%	15年度:98.1%
目標値	24年度:増やす	24年度:増やす	21年度:増やす
16年度実績	85.9%		99.4%
17年度実績	84.0%		99.5%
18年度実績	83.8%	88.7%	99.6%
19年度実績	93.9%		99.3%

19年度実施状況等 ― 実施内容

母子保健訪問指導事業

19年7月より第1子を中心として行っていた新生児訪問の対象を生後4か月までの全出生児に拡大して実施

1 新生児・未熟児訪問指導実施数
　実 12,435人、延 12,948人
2 妊産婦訪問指導実施数
　実 12,389人、延 12,945人

その他の設定指標

指標	【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】
初期値(掲載)	13年度:88.9%
目標値	24年度:増やす
⑱実績値	88.7%

指標	【育児に参加する父親の割合】
初期値(掲載)	13年度:94.8%
目標値	24年度:現状を維持
⑱実績値	94.1%

指標	【虐待していると思うことがある親の割合】
初期値(掲載)	13年度:10.2%
目標値	24年度:減らす
⑱実績値	7.8%

育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業）

1 市内の医療機関(産婦人科・小児科)が、ハイリスク要因を有し「育児支援が必要」と判断した親子を把握した場合に、育児支援連絡票(診療情報提供書)を保健センターに送付する。
2 送付を受けた保健センターは、保健師による家庭訪問指導を行い、その結果を「育児支援報告書」により医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し、適切な育児支援を行う。
3 事業対象は市内に居住する以下の者
　ア 2,500g未満の低出生体重児のうち、育児支援が必要な児
　イ 障害や重症の疾患を有する児
　ウ 精神・運動発達の恐れのある児
　エ 虐待を受ける恐れのある児
　オ 医療関係者が不安を感じる等、養育に支援を必要とする親
4 事業実績(平成19年度)
　情報提供数 322件
　(内、家庭訪問実施304件)

乳幼児健康診査の充実

1 4か月児健康診査
　対象数:14,591人
　受診数:14,483人
2 10か月児(再来)健康診査
　受診数(延):14,236人
　※10か月児健診(再来)として実施しており、10か月児(対象者への個別通知は行わず、4か月児健診時に案内)に加え、4か月児健診等で経過観察が必要な児も対象としているため、対象数は計上できず。
3 1歳6か月児健康診査
　対象数:14,471人
　受診数:13,811人
4 3歳児健康診査
　対象数:14,397人
　受診数:13,167人

その他の設定指標

指標	【受診率】 1歳6か月児
初期値(掲載)	15年度:89.1%
目標値	21年度:増やす
⑯実績値	87.1%
⑰実績値	91.1%
⑱実績値	94.5%
⑲実績値	95.4%

指標	【受診率】 3歳児
初期値(掲載)	15年度:86.7%
目標値	21年度:増やす
⑯実績値	87.1%
⑰実績値	87.9%
⑱実績値	91.0%
⑲実績値	91.5%

指標	【乳幼児の健康診査に満足している者の割合】
初期値(掲載)	13年度:81.6%
目標値	21年度:増やす
⑱実績値	79.3%

指標	【子育てに心配事がある母親の割合】 4か月児
初期値(掲載)	13年度:45.5%
目標値	24年度:減らす
⑱実績値	43.1%

指標	【子育てに心配事がある母親の割合】 10か月児
初期値(掲載)	13年度:53.9%
目標値	24年度:減らす
⑱実績値	46.2%

指標	【子育てに心配事がある母親の割合】 1歳6か月児
初期値(掲載)	13年度:64.4%
目標値	24年度:減らす
⑱実績値	61.5%

指標	【子育てに心配事がある母親の割合】 3歳児
初期値(掲載)	13年度:70.1%
目標値	24年度:減らす
⑱実績値	70.2%

指標	【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】
初期値(掲載)	13年度:88.9%
目標値	24年度:増やす
⑱実績値	88.7%

指標	【育児に参加する父親の割合】
初期値(掲載)	13年度:94.8%
目標値	24年度:現状を維持
⑱実績値	94.1%

20年度見込

育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業）

19年度と同様の内容を実施

その他の設定指標

指標	【育児に参加する父親の割合】
初期値(掲載)	13年度:94.8%
目標値	24年度:現状を維持
⑱実績値	94.1%

指標	【虐待していると思うことがある親の割合】
初期値(掲載)	13年度:10.2%
目標値	24年度:減らす
⑱実績値	7.8%

備考（特記事項）

基本目標１：健やかに生み育てる環境づくり

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当(部)	保健所	保健所	保健所
基本目標 －基本施策	1-2	1-2	1-3 (再掲1-2)
事業名	絵本の読み聞かせ事業	乳幼児精神発達相談	乳幼児健康診査の充実
事業概要	親子のコミュニケーションの促進を図るため、10か月児健診に来所した親子に対し、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。	言語・情報発達に心配のある乳幼児とその親に対し、子どもの発育・発達を促すとともに、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図るため、各区保健センターにおいて個別の発達相談を行う。	4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図る。
指標	【読み聞かせに関心を持つ親の数】		【受診率】 4か月児
初期値(計画掲載)			15年度：98.1%
目標値	21年度：増やす		21年度：増やす
16年度実績			99.4%
17年度実績			99.5%
18年度実績			99.6%
19年度実績			99.3%
19年度実施状況等 実施内容	10区の保健センターで実施している10か月児健診査において、読み聞かせの意義等に関するパンフレットを配布するとともに、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを実施 実施回数：338回	相談数：1,315件(延1,826件) 570件(43.3%)は問題解決、他機関紹介等により相談終了 736件(56.0%)が相談を継続 その他 9件	1 4か月児健康診査 対象数：14,591人 受診数：14,483人 2 10か月児(再来)健康診査 受診数(延)：14,236人 ※10か月児健診(再来)として実施しており、10か月児(対象者への個別通知は行わず、4か月児健診時に案内)に加え、4か月児健診等で経過観察が必要な児も対象としているため、対象数は計上できず。 3 1歳6か月児健康診査 対象数：14,471人 受診数：13,811人 4 3歳児健康診査 対象数：14,397人 受診数：13,167人
20年度見込	19年度と同様の内容を実施	19年度と同様の内容を実施	
備考(特記事項)			

その他の設定指標

指標	【受診率】 1歳6か月児
初期値(掲載)	15年度：89.1%
目標値	21年度：増やす
⑯実績値	87.1%
⑰実績値	91.1%
⑱実績値	94.5%
⑲実績値	95.4%

指標	【受診率】 3歳児
初期値(掲載)	15年度：86.7%
目標値	21年度：増やす
⑯実績値	87.1%
⑰実績値	87.9%
⑱実績値	91.0%
⑲実績値	91.5%

指標	【乳幼児の健康診査に満足している者の割合】
初期値(掲載)	13年度：81.6%
目標値	21年度：増やす
⑱実績値	79.3%

指標	【子育てに心配事がある母親の割合】 4か月児
初期値(掲載)	13年度：45.5%
目標値	24年度：減らす
⑱実績値	43.1%

指標	【子育てに心配事がある母親の割合】 10か月児
初期値(掲載)	13年度：53.9%
目標値	24年度：減らす
⑱実績値	46.2%

指標	【子育てに心配事がある母親の割合】 1歳6か月児
初期値(掲載)	13年度：64.4%
目標値	24年度：減らす
⑱実績値	61.5%

指標	【子育てに心配事がある母親の割合】 3歳児
初期値(掲載)	13年度：70.1%
目標値	24年度：減らす
⑱実績値	70.2%

指標	【ゆったりとした気分で育児をしている母親の割合】
初期値(掲載)	13年度：88.9%
目標値	24年度：増やす
⑱実績値	88.7%

指標	【育児に参加する父親の割合】
初期値(掲載)	13年度：94.8%
目標値	24年度：現状を維持
⑱実績値	94.1%

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当(部)	保健所	保健所	保健所	保健所
基本目標 －基本施策	1−3	1−3	1−3	1−3
事業名	予防接種の推進	離乳期講習会	チャレンジむし歯ゼロセミナー	子どもの事故予防、 心肺蘇生法の普及啓発強化
事業概要	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん(はしか)、風しん、結核の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施する。	生後3～7か月児を持つ親を対象に、離乳食を与える時に必要な知識の普及により、子どもの発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図るために離乳食についての講習会を各区保健センターで行う。	3歳児のむし歯有病率の減少を目的として、1歳児とその親を対象に、歯磨き習慣の形成や良い食習慣についての集団指導を、各区保健センターにおいて行う。	乳幼児の家庭内における事故予防及び心肺蘇生法等に関する正しい知識の普及啓発を強化する。
指標	【はしかの予防接種を受けた1歳児】	【実施回数】	【むし歯のない3歳児の割合】	【不慮の事故の死亡率 （人口10万対）】 0歳
初期値 (計画掲載)	13年度:84.3%	15年度:167回	13年度:70.3%	13年度:41.2
目標値	24年度:95%以上	21年度:増やす	24年度:80%以上	24年度:なくす
16年度実績	92.0%	167回	74.5%	（15年度:20.0）
17年度実績	92.9%	167回	75.8%	（16年度:20.3）
18年度実績	85.1%	176回	78.1%	（17年度:14.1）
19年度実績	103.6%	194回	77.3%	
19年度実施状況等 実施内容	事業概要の内容のとおり実施 その他の設定指標（下表参照）	離乳期の食事について、離乳食の見本を提示しながら講話を行った。 参加者:4,593人	事業概要の内容のとおり実施した。 開催回数:133回 参加人数:2,146人	・母子健康手帳や母親教室等で使用するテキストに事故防止に関する内容を掲載 ・4か月児健康診査時に全受診者に対し事故防止のパンフレットを配布し、保健指導を実施 その他の設定指標（下表参照）
20年度見込	はしかの予防接種については、平成20年度から5年間の措置として、中学1年生及び高校3年生の年齢にあたる方(各年度中に13歳及び18歳となる方)を対象とした定期接種を実施	19年度と同程度の開催回数、参加人数を予定。	19年度と同様の事業を実施	19年度と同様の事業を実施
備考 (特記事項)	はしかの予防接種については、平成18年度の制度改正により、指標を「1歳6か月児」から「1歳児」へと変更			

予防接種の推進　その他の設定指標

指標	【三種混合の予防接種を受けた1歳6か月児】
初期値(掲載)	13年度:91.2%
目標値	24年度:95%以上
⑯実績値	94.3%
⑰実績値	95.3%
⑱実績値	98.3%
⑲実績値	99.4%

指標	【BCG接種を受けた1歳児】
初期値(掲載)	13年度:97.5%
目標値	24年度:現状を維持
⑯実績値	99.6%
⑰実績値	99.1%
⑱実績値	98.2%
⑲実績値	98.5%

子どもの事故予防、心肺蘇生法の普及啓発強化　その他の設定指標

指標	【不慮の事故の死亡率（人口10万対）】1～4歳
初期値(掲載)	13年度:1.6
目標値	24年度:なくす
⑯実績値	(15年度 : 3.3)
⑰実績値	(16年度 : 1.7)
⑱実績値	(17年度 : 5.0)
⑲実績値	(18年度 : 5.1)

指標	【心肺蘇生法を知っている親の割合】
初期値(掲載)	13年度:24.3%
目標値	24年度:100%
⑱実績値	27.3%

指標	【事故防止の工夫をしている家庭の割合】
初期値(掲載)	13年度:19.4%
目標値	24年度:100%
⑱実績値	22.4%

基本目標１：健やかに生み育てる環境づくり

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当(部)	保健所	保健所	保健所
基本目標 －基本施策	1-3	1-3	1-3
事業名	乳幼児期から始める 生活習慣病予防啓発	「食育」の推進事業	親子料理教室
事業概要	生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児、児童、生徒を持つ親等を対象に、子どもの生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を強化する。	望ましい食生活の取組みを具体的に示した「札幌市食生活指針」を策定し、食育の普及啓発のための各種事業を行う。	幼稚園・小・中学生とその保護者を対象として，親子が健康づくりのための食生活を学ぶ料理教室を夏・冬休みの期間に各保健センターや学校等で行う。地域のボランティア団体である食生活改善推進員協議会等と共催で実施する。
指標	【むし歯になるおそれがある 1歳6か月児の割合】		【実施回数】
初期値 (計画掲載)	13年度：28.8％		15年度：19回
目標値	24年度：20％以下		21年度：増やす
16年度実績	30.5%		21回
17年度実績	29.7%		21回
18年度実績	32.8%		22回
19年度実績			27回
19年度実施状況等　実施内容	各区保健センターにおいて、乳幼児及び学童を持つ親を対象に、生活習慣病予防のための教室を実施 実施内容：生活リズム、食生活、むし歯予防等に関する講話、調理実習、健康相談等 実施回数：99回 参加数：2,463人	札幌市食生活指針ガイドを活用し、健康づくりのための食生活についての講話等を行った。 食生活指針啓発事業開催回数6,141回、市民参加数31,465人	親子料理教室を食生活改善推進員協議会のボランティア団体と共催で実施した。 内容は、健康に関する講話、調理実習、試食。 参加人数：832人
20年度見込	19年度と同様の内容で実施	前年度と同程度の開催回数 食育推進計画が策定されることから、食改善と共催で、「食育推進計画シンポジウム2008」を開催予定	親子料理教室を食生活改善推進員協議会のボランティア団体と共催で実施する。 内容は、健康に関する講話、調理実習、試食。 参加人数：前年度程度
備考 (特記事項)			

その他の設定指標

指標	【未成年の喫煙率(15～19歳)】
初期値(掲載)	12年度：15.8%
目標値	24年度：なくす
⑱実績値	5.5%

指標	【未成年の飲酒率(15～19歳)】
初期値(掲載)	12年度：38.9%
目標値	24年度：なくす
⑱実績値	22.0%

指標	【毎日朝食をとる中・高生の割合】
初期値(掲載)	12年度：79.5%
目標値	24年度：100%
⑱実績値	75.9%

指標	【児童の肥満の割合(ローレル指数)】男子
初期値(掲載)	15年度：19.36%
目標値	21年度：減らす

指標	【児童の肥満の割合(ローレル指数)】女子
初期値(掲載)	15年度：15.01%
目標値	21年度：減らす

指標	【生徒(中学生)の肥満の割合(ローレル指数)】男子
初期値(掲載)	15年度：13.97%
目標値	21年度：減らす

指標	【生徒(中学生)の肥満の割合(ローレル指数)】女子
初期値(掲載)	15年度：16.75%
目標値	21年度：減らす

基本目標１：健やかに生み育てる環境づくり

担当(局)	子ども未来局	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当（部）	子育て支援部	衛生研究所	衛生研究所	衛生研究所
基本目標 －基本施策	1-3	1-3	1-3	1-3
事業名	たのしい保育所給食の推進	新生児マス・スクリーニング	神経芽細胞腫 マス・スクリーニング	胆道閉鎖症スクリーニング
事業概要	子どもの健やかな心身の発達を促すため、たのしい保育所給食を通して、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの〝食べる力〟を豊かに育むための支援を行う。内容としては、「札幌市保育所給食献立の作成」、「食育に関する情報提供」、「食材の安全性についての啓発」、「保育所に対する食育教室開催の支援」がある。	札幌市内で出生した全新生児を対象として、先天性代謝異常疾患を早期に発見し心身障がいの発生を防止する目的に検査を実施する。今後は、乳児突然死やインフルエンザ脳症などの未然防止も含めて対象疾患の追加を検討する。	1歳6か月児を対象として、小児がんの神経芽細胞腫（小児がんの一種）の早期発見,死亡率の低下を目的に検査を実施する。	早期発見早期手術により胆道閉鎖症の軽快と重症化による死亡を未然に防ぐため、生後1か月の乳児を対象に、便の色を母子健康手帳にとじ込まれたカラーカードで検査する。保護者が1か月健診の産科・小児科担当医に検査用紙を提出し、衛生研究所で判定を行う。
指標	【食教育教室実施 保育所の割合】	【受検率】	【受検率】	【受検率】
初期値 （計画掲載）	15年度：70%	15年度：100%	15年度：84.8%	15年度：100%
目標値	21年度：100%	21年度：100%	21年度：90%	21年度：100%
16年度実績	76%	100%	74.5%	100%
17年度実績	82%	100%	79.6%	100%
18年度実績	85%	100%	59.4%	100%
19年度実績	100%	100%	71.8%	100%
19年度実施状況等 実施内容	食育教室を実施する保育所は、毎年増加してきた。平成18年度は184保育所中、157保育所が実施し、内容も試食会や菜園を利用したクッキング等により充実してきた。平成19年度は、187保育所全てが実施した。主な内容は、下記のとおり。 〇野菜の日、食育の日などを意識した給食の実施 〇誕生会や行事食の実施 〇食事のマナーや健康と食物の関係についての食指導 〇菜園を利用した野菜などの栽培や収穫の体験 〇収穫した食材を使った料理の体験 〇保護者に対する給食試食会の実施	札幌市内で出生した全新生児を対象として、医療機関等からの検査を実施した。 実施件数：17,186件 （その他の設定指標：下表）	札幌市内在住の生後1歳6か月児からの申し込みによる検査を実施した。 実施件数：10,311件	生後1か月の乳児を対象に、保護者及び医療機関等からの検査を実施した。 実施件数：14,532件
20年度見込	平成20年3月に「保育所における食育年間計画作成の手引き」を全保育所に配布した。これにより、さらに食育年間計画の内容を充実させていく。また、年度内に「札幌市食育推進計画」が実施されることから、保育所給食関係者を対象に北海道型食生活について研修会を開催し、食育教室の内容を充実させる。			
備考 （特記事項）				

その他の設定指標

指標	【対象疾患数】
初期値（掲載）	15年度：6疾患
目標値	21年度：30疾患
⑯実績値	6疾患
⑰実績値	6疾患
⑱実績値	6疾患
⑲実績値	27疾患

基本目標１：健やかに生み育てる環境づくり

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当(部)	保健所	保健所	保健所	保健所
基本目標 －基本施策	1−3	1−3	1−3	1−4
事業名	女性のフレッシュ健診	乳がん検診	子宮がん検診	小児慢性特定疾患対策の充実
事業概要	18歳から39歳までの女性を対象に、生活習慣病の予防を図るための健康診断を実施する。	40歳以上の女性を対象に、乳がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、乳がん検診を実施する。	20歳以上の女性を対象に、子宮がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、子宮がん検診を実施する。	小児慢性特定疾患児の療養支援のため,「小児慢性特定疾患治療研究事業」を実施し,子育て家庭の医療費の軽減を図るとともに、福祉サービスを提供し、療養支援を行う。 また、継続支援の必要な小児慢性特定疾患児に対しては、訪問指導を行う。
指標	【受診者数】	【受診率】	【受診率】	
初期値 (計画掲載)	15年度:1,273人	15年度:14.6%	15年度:24.5%	
目標値	21年度:増やす	24年度:30%	24年度:30%	
16年度実績	1,192人	14.2%	24.3%	
17年度実績	1,264人	17.4%	31.5%	
18年度実績	1,264人	17.3%	30.6%	
19年度実績	1,178人	21.5%	33.6%	
19年度実施状況等 実施内容	事業概要のとおりに実施した。 実施回数　43回(週1回程度) 1回当たりの受診者数　約27人(上限32人) 実施内容:健康診断と骨粗しょう症検診 費用:2,000円	厚生労働省の指針に基づき、乳がんを早期発見し、市民の健康保持に寄与するために実施。 1　対象者 40歳以上の方 (偶数歳受診、2年に1回) 2　検診項目 問診、視触診、マンモグラフィ検査 (乳房エックス線撮影) 3　自己負担金 40歳以上50歳未満 (医師会1,800円、対がん協会1,300円) 50歳以上 (医師会1,400円、対がん協会1,100円) 4　受診者数 34,110人	厚生労働省の指針に基づき、子宮がんを早期発見し、市民の健康保持に寄与するために実施。 1　対象者 20歳以上の方 (偶数歳受診、2年に1回) 2　検診項目 問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診 (医師が必要と認めた場合、子宮体部検査) 3　自己負担金 医師会1,400円、対がん協会1,000円 4　受診者数 71,950人	小児慢性特定疾患に対する治療研究並びに対象児及びその家族への療養支援として、対象疾患に対する医療に対する医療給付を行った。 また、長期療養児に対する支援として療育相談指導事業及び日常生活用具給付事業を行った。 治療研究事業対象者　1,482人 医療給付件数　13,939件 療育相談事業実績　63件 日常生活用具給付実績　1件
20年度見込	平成19年度と同様の内容で実施する。 実施回数　48回 受診者数見込　1,296人	平成19年度と同様の内容で実施する。 ○　受診者数見込　33,241人	平成19年度と同様の内容で実施する。 ○　受診者数見込　72,973人	19年度と同様の内容を実施
備考 (特記事項)		20年度に目標値を「24年度:50%」に変更	20年度に目標値を「24年度:50%」に変更	

基本目標１：健やかに生み育てる環境づくり

担当(局)	子ども未来局	保健福祉局	保健福祉局	
担当(部)	児童福祉総合センター	保健所	保健所	
基本目標 －基本施策	1-4	1-4	1-4	
事業名	障がい児医療訓練事業	夜間急病センター事業	休日救急当番運営事業	二次救急医療機関運営事業
事業概要	障がいのある乳幼児及び運動発達遅滞や運動障がいのある児童に対し、医学的診断と治療、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施する。	夜間における急病患者(主に内科系)の医療を確保し、市民の健康保持に寄与する。	医療機関が休診となる日曜・祝祭日における昼間の急病患者に対する医療を確保する。	休日夜間急患センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者医療を確保する。
指標	【受診件数(実数)】		【当番施設数】	【当番施設数】
初期値 (計画掲載)	15年度:1,161人		15年度:2～4施設	15年度:土・休日各1施設
目標値			16年度:2～5施設	16年度:年間全日各1施設
16年度実績	1,260人		2～5施設	年間全日各1施設
17年度実績	1,109人		2～5施設	年間全日各1施設
18年度実績	1,256人		2～5施設	年間全日各1施設
19年度実績	1,140人		2～5施設	年間全日各1施設
19年度実施状況等 実施内容	利用者実数:1,140人 新規利用者数:406人 延利用者数:12,342人 機能訓練実数:733人 機能訓練数:9,986人 理学療法数:4,378人 作業療法数:3,065人 言語聴覚療法数:2,543人	診療時間　19:00～翌日7:00 小児科医の人数 〔準夜帯:19～24時〕 ・平日　1人 ・土日祝日、ゴールデンウィーク、年末年始　2人 〔深夜帯:0～7時〕 ・毎日　2人(内科兼務)	診療時間　9:00～17:00 小児科当番医療機関数 ・日曜、祝日　3施設 ・ゴールデンウィーク　4施設 ・盆　2施設 ・12月29日　4施設 ・12月30日～1月3日 5施設	診療時間 平　日　17:00～翌朝9:00 土曜日 13:00～翌朝9:00 休　日　9:00～翌朝9:00 小児系二次当番医療機関数 年間全日　1施設
20年度見込	19年度と同様に実施	平成19年度までの体制と同様に実施して行く予定である。	19年度までの体制と同様に実施して行く予定である。	
備考 (特記事項)		夜間急病センターは、平成16年4月27日に新築移転した。		

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当(部)	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本目標 －基本施策	2-1-1	2-1-1	2-1-1	2-1-1
事業名	地域型子育てサロン	さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育てアドバイザー養成・活動促進事業	出前子育て相談事業
事業概要	親子同士などの交流を深めるため、子育て家庭が自由に集い、遊び等を通して地域の人たちとのふれあいの場(子育てサロン)を提供する。現在は109か所の直営の子育てサロンのほか、地域住民組織、市民団体、NPO、乳幼児施設などで展開されている。今後は地域協働型の運営による「地域型子育てサロン」を小学校区単位に拡充していく。	子育てについて援助を受けたい人と援助したい人とにより会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援していくことを目的としている。現在は、センター事務局が、月１回各区に出向いて説明会と受付け等を行っているが、今後、各区及び子育て支援総合センターにおいて受付け等を行う体制に強化し、利用件数の拡大を図る。	親と子を支援できる専門的な知識を持つ子育て・家族支援者(子育てアドバイザー)を養成し、子育て支援の場を広げていくため、子育て・家族支援者養成講座を実施する。また、修了した子育てアドバイザーを中心に、父親が積極的に子育てに関わることができるような場として、日曜ファミリー子育てひろば(サンデーサロン)を開催する。	外出することが困難で、育児不安を抱えている等、家庭訪問を希望する子育て家庭に対して、保育士が自宅に直接出向き、相談に応じたり、子どもへの関わり方や具体的な遊び方についてのアドバイスをするとともに、子育て支援の制度やサービスについての情報提供を行う。
指標	【設置済の小学校区の割合】	【利用件数】	【サンデーサロン実施施設数】	【出前相談実施区数】
初期値(計画掲載)	15年度：58%	14年度：1,936件	19年度：２箇所	19年度：２区
目標値	21年度：100%	21年度：3,500件	22年度：５箇所	20年度：10区
16年度実績	68%	5,904件		
17年度実績	79%	8,118件		
18年度実績	86%	8,357件	【19年度新規事業】	【19年度新規事業】
19年度実績	90%	9,873件	２箇所	２区
19年度実施状況等 実施内容	平成19年度は平成18年度に引き続き地域主体の子育てサロン立ち上げ支援事業費を活用して、遊具・敷物の貸与、会場の借り上げ、保険加入の支援を行い、地域が主体となって実施する子育てサロンの立ち上げを推進した。	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)とにより会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援した。 ⑴利用できるサービス 保育所・幼稚園の送り迎え、保育所・幼稚園、学校、児童クラブ終了後の託児、病気回復期の子どもの託児など。 ⑵料金 月～金曜の午前7時～午後7時で30分あたり350円、それ以外の時間は30分あたり400円。このほか，交通費等の実費がかかる場合がある。	・子育て・家族支援者養成講座、公開講座の開催 ・サンデーサロンを市内2箇所の区保育・子育て支援センターでそれぞれ9回実施。延べ54人の子育てアドバイザーが活動(このほか本庁舎で開催しているシティサロンで延べ26人の子育てアドバイザーが活動している)。	2区(中央区、手稲区)において、モデル事業として実施。
20年度見込	平成21年度までに各小学校区に1か所以上子育てサロンの設置を進めていくとともに、子育てサロンの事業内容の充実を図っていく。また、引き続き、立ち上げた子育てサロンの安定した運営を継続するため、運営支援事業を実施する。	平成19年度と同様に事業を実施し、提供会員を増加させていく。	サンデーサロンを市内4箇所の区保育・子育て支援センターで毎月1回実施。延べ141人の子育てアドバイザーが活動予定(このほか、シティサロンでも活動を予定)。	全市(10区)において実施。
備考(特記事項)				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

項目				
担当（局）	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当（部）	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本目標 －基本施策	2-1-1	2-1-1	2-1-1	2-1-1
事業名	（仮称）市立認定こども園整備事業	企業・団体と連携した子育て支援事業	さっぽろ市民子育て支援宣言事業	多様な子育てサロン事業の充実
事業概要	幼稚園と区保育・子育て支援センターの機能を併せ持ち、就学前の教育と保育を一体的に提供し、常設の子育てサロンなどにより子育て支援を行う、（仮称）市立認定こども園を整備する。	企業・子育て団体・専門家などとの協力・連携により、動物園などでの子育て支援イベント、企業団体からの絵本寄贈制度、食と子育ての視点を合わせたシンポジウム（討論会）などの子育て支援事業を実施する。	１人でも多くの市民や企業が「自発的に」子育て中の親子を支援する意識を持ち、札幌市を子育て家庭にやさしいまちにするための取り組みを行う。	子育て家庭の孤立化や子育ての不安を解消し、安心して子育てができるように、市役所庁舎で開催するシティサロンや商業施設などの空きスペースを活用する子育てサロン（どこでもサロン）を開設する。
指標	【（仮称）市立認定こども園の開園】	【絵本寄贈数（累計）】	【宣言者数】	
初期値（計画掲載）				
目標値	２１年度開園	２２年度：1000冊	２２年度：１万人	
16年度実績				
17年度実績				
18年度実績	【19年度新規事業】	【19年度新規事業】	【19年度新規事業】	【19年度新規事業】
19年度実績			1075人	
19年度実施状況等　実施内容	認定こども園制度に関する検討（目指すべき目標や理念、運営方針の決定、0歳から就学前の教育課程・保育計画作成、20年度園児募集時に公表する基本的な制度内容など）、（仮称）市立認定こども園の基本実施設計、市立しんえい幼稚園仮設園舎設計及び工事並びに運営、同園解体設計及び工事	・「kids・zoo」（キッズ・ズー） 子育て支援団体が主催し、子育て中の親子が円山動物園に集い、子どもたちが父親らと様々なイベントに参加している間、母親にリフレッシュしてもらう事業で、本市は主としてPR等の支援を行った。年4回実施 ・さっぽろ食と子育て推進事業 料理・食育・子育て支援等の各分野の専門家で構成される会議（さっぽろ食と子育て戦略会議）を設置し、実行委員会方式などで講演会、料理教室などのイベントを開催(11回実施)。実行委員会のメンバーとして本市が参加。	広報用のチラシ(25,000枚)、ポスター(500枚)を作成。 個人 1,032人 団体　40 企業　3	シティサロンは19年8月より毎月1回市役所本庁舎にて実施。累計326人参加。企業協力で実施。スタッフは子育てアドバイザー。
20年度見込	（仮称）市立認定こども園本体工事及び開設に必要な準備、認定こども園運営に関する具体的検討、開設準備室の設置等	動物園での子育てイベントの継続。企業団体からの絵本寄贈制度整備（250冊を予定）	個人　3千人	19年度の事業継続、スーパー等の空きスペースを活用する子育てサロン（どこでもサロン）の実施の検討
備考（特記事項）				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	保健福祉局
担当(部)	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	保健所
基本目標－基本施策	2-1-2	2-1-2	2-1-2	2-1-2
事業名	（仮称）区子育て支援センター設置事業	地域子育て支援事業	地域子育て支援センター事業	地域交流支援事業
事業概要	通常の保育サービスのほか、常設の子育てサロンの運営や区内の乳幼児施設、保健センター・児童福祉総合センターとの連絡調整などを通じて、すべての子育て家庭に対し、きめ細やかな支援を行う「（仮称）区子育て支援センターの設置を推進する。	各区において、子育て家庭の孤立化の防止や子育て家庭の環境の充実を図るため、子育て家庭への情報提供、講座の開催、サークル支援、子育てボランティアの育成と地域のネットワークづくりなどの取組みを行う。	育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、地域の子育て家庭への育児相談・発達相談、施設開放によるサークル支援、保育所行事への参加など、育児不安の解消や子育ての指導などの支援を実施する。	妊婦、生後１～３か月の乳児、多胎児、障がい児などがいる親同士が、地域での交流を深めながら育児などの問題を自ら解決する力をつけられるように、保健センターの保健師・栄養士等の専門職が、育児や親の健康管理についての知識・情報を提供するとともに、親同士が継続的・自主的に交流できる体制整備への支援を行う。
指標	【設置か所数】	【実施か所数】		【実施か所数】
初期値（計画掲載）		15年度：10か所		15年度：20か所
目標値	21年度：5か所	21年度：10か所		21年度：増やす
16年度実績	0か所	10か所		23か所
17年度実績	0か所	10か所		48か所
18年度実績	3か所	10か所		73か所
19年度実績	4か所	10か所		100か所
19年度実施状況等　実施内容	平成18年度の豊平区、西区、手稲区に続き、4か所目となる東区保育・子育て支援センターを平成19年4月に開設した。 【整備手法】 東区にあった、道営住宅との合築施設である「札幌市新生保育園」を当該住宅の耐震改修工事に併せて大規模修繕し、「東区保育・子育て支援センター」として改築整備した。 【実施内容】 ・保育 乳幼児併設、定員120人、特別保育＝産休明け保育、障がい児保育、延長保育、一時保育 ・子育て支援 常設の子育てサロン運営、子育て相談、子育て講座等	乳幼児を持つ子育て家庭を支援し、地域における子育て環境の整備を図ってきた。主な実施内容は下記のとおり。 (1)子育て家庭への支援 ・情報の提供 ・子育ての仲間づくり (2)子育て支援環境の充実 ・子育てﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの育成 ・支援のﾈｯﾄﾜｰｸづくり	札幌市立保育所4ヵ所を拠点とし、近隣保育所及び他の機関などと連携し、地域における子育て家庭等を支援するため、以下の子育て支援事業を実施した。 ○育児相談　○保育所開放　○親子通園（発達相談）　○子育てに関する情報収集と情報提供　○子育て講座、講習会の実施　○子育てサークルの活動の支援　○子育て体験の支援　○保健センター、地域の保育所、主任児童委員、各区の子育て支援担当係などとの連携・育児困難家庭の支援、保育所間の協力、援助、子育ての情報交換	対象：妊婦、乳幼児とその親、多胎児、障がい児などがいる親等 内容：母親同士の交流、健康相談、育児相談、講話等 実施回数：294回 参加数：7,327人
20年度見込	清田区：しんえい幼稚園との合築施設である「（仮称）札幌市立認定こども園」として、平成21年度の開設を目指して本体工事を行う予定。	平成19年度と同様に事業を実施し、地域での子育て支援を充実させる。	19年度と同様に子育て支援事業を実施する。	19年度と同様の内容を実施
備考（特記事項）				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	教育委員会	子ども未来局	市民まちづくり局	教育委員会
担当(部)	中央図書館	子育て支援部	男女共同参画室	中央図書館
基本目標 －基本施策	2-1-2	2-1-3	2-1-3	2-1-3
事業名	図書館(室)における 読み聞かせ事業	子育て支援総合センター事業	子育てサポートボランティア事業	「お話の百貨店」 (子ども読書の日特別行事)
事業概要	子どもが本と出会い読書に親しむことは、子どもが健やかに成長していくうえで重要な意味を持つことから、その重要性や本の魅力を理解してもらうため、保護者や乳幼児に対して、絵本や紙芝居の読み聞かせを体験する機会を提供する。	全市の子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外は毎日開館し、就業家庭やひとり親家庭などを含むすべての家庭を対象に、常設の交流の場の提供、子育て講座の開催、子育てボランティア等の人材育成などを行うとともに、子どもに関わる行政機関や地域の団体等による、全市的子育て支援検討会議を開催し,ネットワークづくりを進める。	男女共同参画センターの主催事業において託児を行うことを目的に、子育てサポートボランティアを養成しており、託児技術の向上や活動PR及び子育て環境等に関する意見交換、スキルアップの事業を行うとともに、子育て中の親との交流の場として親子サロンを実施する。	「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子ども読書の日」制定を記念し、子どもの読書普及に対する市民の意識啓発を図るため、読書普及活動を行っているボランティア団体による活動内容の発表等を実施する。
指標	【参加者数】	【実施か所数】	【男女共同参画センター主催事業での託児実施率】	【参加者数】
初期値 (計画掲載)	15年度：7,626人		15年度：100%	15年度：550人
目標値	21年度：7,900人	21年度：1か所	21年度：100%	21年度：800人
16年度実績	7,739人	1か所	100%	700人
17年度実績	※7,092 人	1か所	100%	700人
18年度実績	3,042人(中央図書館)	1か所	100%	790人
19年度実績	7,550人	1か所	100%	850人
19年度実施状況等 実施内容	中央図書館及び各地区図書館(9館)において、ボランティア団体により絵本の読み聞かせ等をそれぞれ定期的(週１～２回程度)に実施した。 なお地区センター図書室の一部でも読み聞かせを実施している。	全市的な子育て支援の拠点として、多様な情報収集及び情報提供を目的とした情報コーナーの運営、協働型の子育て支援を全市的に推進するための子育て支援ネットワークの強化等を一層推進してきた。 また、様々な親子が自由に来館できるように常設の親子の交流の場の運営、子育て中の親の不安感や負担感を軽減するための子育て講座の開催、子育てボランティアの活動支援等を行った。	・子育てサポートボランティア講座 ボランティアを新規募集し、養成講座を実施(2回〔全9講〕、参加者数：18人・延73人) ・子育てサポートボランティア事業 登録者数：17人 男女共同参画センター主催事業参加者の託児：7事業、託児数：32人・延209人 ボランティア間の意見交換・情報交換(9回、参加者数：延58人) 託児技術に関する研修(2回、受講者数：延11人)	4月22日(日)にボランティアグループ12団体により、中央図書館・地区図書館で実施しました。 ・読み聞かせ ・人形劇 ・パネルシアター ・素語り ・紙芝居 ・手遊び ・ボードビル ※チラシ配布4,600枚、ポスター掲示675枚
20年度見込	実施を継続する。	全市的な子育て支援策を随時検討し、実行していく。	男女共同参画センター主催事業参加者の託児、子育て支援事業、ボランティア間の意見交換・情報交換を継続。	実施を継続する。
備考 (特記事項)				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当(部)	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本目標 －基本施策	2-2	2-2	2-2	2-2
事業名	児童手当	助産施設	特別奨学金	災害遺児手当
事業概要	家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給する。	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。	生活が困難となっている世帯の児童に対し、技能修得に要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的に、児童からの申請に基づき、奨学生を選定し、奨学金を支給する。	災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長することを目的として、災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当及び災害遺児入学又は就職支度資金を支給する。
指標		【実施か所数・利用可能床数】		
初期値 (計画掲載)		15年度：4施設・16床		
目標値		21年度：4施設・16床		
16年度実績		4施設・16床		
17年度実績		4施設・16床		
18年度実績		4施設・16床		
19年度実績		4施設・16床		
19年度実施状況等　実施内容	児童手当支給 ＜手当額＞ 3歳未満　　月額10,000円 3歳以上 　第1・2子　　月額5,000円 　第3子以降　月額10,000円 ＜19年度延べ支給対象児童数＞ 1,813,135人 児童手当法の改正により、平成19年4月から、3歳未満の児童についての支給額が一律10,000円（以前は第1・2子なら5,000円）となった。	市内4施設にて実施 入所件数:219件	受給者数： 　技能習得資金　198人 　入学支度資金　62人	災害遺児手当 19年度実績 　延べ受給児童数　2,521人 　支払　　　　6,302,500円 　（2,521人×2,500円） 入学等支度金 　19年度実績 　受給児童数　57人 　支払　855,000円 　（57人×15,000円） 19年度支払実績（計） 　7,157,500円 　（6,302,500円+855,000円）
20年度見込	20年度見込延べ支給対象児童数： 1,813,123人	19年度と同様に市内4施設で実施	19年度と同様に実施 受給見込者数（20年度予算）： 　技能習得資金　198人 　入学支度資金　59人	災害遺児手当 　延べ受給児童数　2,521人 　支払　6,302,500円 入学等支度金 　受給児童数　57人 　支払　855,000円
備考 （特記事項）				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	保健福祉局	教育委員会	教育委員会
担当(部)	子育て支援部	保険医療部	学校教育部	学校教育部
基本目標 －基本施策	2-2	2-2	2-2	2-2
事業名	保育所保育料の軽減	乳幼児医療費助成	私学助成	就学援助
事業概要	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定する。また、国に対して、徴収金基準額の改善・見直しを要望する。	乳幼児に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。	幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部について助成するほか、私立学校教育の健全な発展と振興に加えて、保護者負担の公私格差の緩和を図るため、幼稚園、小中学校、高等学校の教材教具の購入費等に対して補助を行う。	学校教育法第25条に基づき経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。
指標				
初期値 (計画掲載)				
目標値				
16年度実績				
17年度実績				
18年度実績				
19年度実績				
19年度実施状況等　実施内容	保育所保育料を国の徴収金基準額より平均37%を減額して設定した。 また、国に対して、政令市の主管課長会議等で、徴収金基準額の改善・見直しを要望した。	就学前の乳幼児を対象として、その医療費の自己負担分の一部を助成 4歳未満の方、4歳以上で保護者が市民税非課税の方及び入院の場合 初診の際、初診時一部負担金として医科５８０円、歯科５１０円を自己負担 4歳以上で保護者が市民税課税の方 原則1割が自己負担であるが、負担の上限がある。	(1)私立学校教材教具等整備事業に対する補助 私立学校(幼稚園133園　小学校　1校　中学校　7校　高等学校19校)に補助 (2)私立幼稚園連合会研修費等補助金 調査・研究事業、研修事業・保健体育事業、3歳児教育研究会等の事業に対して補助 (3)私立幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園に園児を通わせる保護者(19,409人)に対して、補助基準(市民税の所得割額)に応じて入園料と保育料の一部を補助 (4)私立幼稚園振興費補助金 就園奨励費補助金の対象外世帯で、私立幼稚園に園児を通わせる保護者(995人)に対して、補助基準(市民税の所得割額)に応じて入園料と保育料の一部を補助	小学校 認定者数：15,142人 認定率：16.17% 前年度比：100.6% 中学校 認定者数：7,748人 認定率：16.29% 前年度比：103.04%
20年度見込	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、19年度に引き続き、保育所保育料を国の徴収金基準額より平均37%減額して設定している。 また、国に対して、徴収金基準額の改善・見直しを要望する。	H20年8月診療分より4歳から就学前の課税世帯の自己負担を初診時一部負担金のみとする。 H21年1月診療分より小学校就学後～終了前の児童の入院医療費も助成対象に加える。 H21年1月から子ども医療費助成に名称変更。	継続して実施	小学校 認定者数：14,664人 中学校 認定者数：7,652人
備考 (特記事項)				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	教育委員会	子ども未来局	市民まちづくり局	経済局
担当(部)	学校教育部	子ども育成部	男女共同参画室	雇用推進部
基本目標－基本施策	2-2	2-3	2-3	2-3
事業名	奨学金	少子化対策普及啓発事業	仕事と家庭の両立を促進するための啓発	育児休業法等の普及啓発
事業概要	能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に返還義務のない奨学金を支給することにより、有用な人材を育成する。 学資に乏しいながら学業優秀な生徒を援助する本事業の趣旨から、大学生と比較し自ら学費を稼ぐことが困難である高校生の支給人員を増やすなど、事業のより一層の充実を図る。	少子化問題や子育て支援の必要性に対する市民や企業の理解の促進と社会的関心が高まるよう、少子化に関する講演会等の開催により、国及び札幌市における少子化の現状や子育て支援策に関する情報の提供を行う。	次世代を育むにあたっては、家庭内で家事・育児などの家庭責任を男女が共に担い、支えあうとともに、結婚・出産時においても継続して働き続けることができ、さらにこれらの事由により仕事を中断した女性がスムーズに社会復帰できるような職場づくりを行うなど、男女を問わず仕事と家庭の両立を促進するための啓発を行う。	市内各所でポスターの掲示及びパンフレット等の配布を行うとともに、育児休業・介護休業制度について掲載した「パートタイマーハンドブック」をホームページで公開することにより、企業や市民に対する育児休業法等の普及の推進を図る。
指標		【開催回数】	【仕事と家庭の両立を志向する人の割合】	
初期値(計画掲載)		16年度：年１回	13年度：57.1％	
目標値		21年度：年１回		
16年度実績		1回開催		
17年度実績		1回開催		
18年度実績		（媒体等で啓発実施）		
19年度実績		2回開催		
19年度実施状況等 実施内容	高校：368人　25,676千円 大学：　95人　 8,797千円 　計：463人　34,473千円	◇ワーク・ライフ・バランスに関する企業実態・意識調査 　対象：札幌商工会議所会員企業5,509社（従業員10人以上）　平成19年6月実施 ◇札幌青年会議所との共催フォーラム「創造しよう！子育て環境先進都市・札幌」9/24 ◇「ワーク・ライフ・バランス推進セミナー2008」3/10 　講演：㈱ワーク・ライフバランス　小室淑恵氏 ◇ワーク・ライフ・バランス取組推進ウェブページ作成 ◇「少子化を考える学生プロジェクト」 　ワーク・ライフ・バランスをテーマとした同年代にわかりやすい広報づくり 　札幌市立大学デザイン学部学生によるシネアド（映画の予告編前広告）及びアドピラー（柱巻き広告）の制作、発信	・女性のための再就職準備講座 回数：2回（各回全14講） 内容：再就職に必要な意識啓発とパソコン技術の習得 参加者数：73人・延877人 ・男女共同参画週間講演会 回数：1回 内容：晩婚化の理由と結婚の本質に関する講演 参加者数：139人 ・男女共同参画週間「映画上映会」 回数：3回 内容：【映画上映】ユキエ、【講演】松井久子監督 参加者数：延918人 ・女性のためのキャリア形成講座 回数：1回（全6講） 内容：雇用の安全とストレス解消に関する学習 参加者数：20人・延53人 ・団塊世代ナイスなオヤジの生活講座 回数：1回（全3講） 内容：男性がライフスタイル、ファッション、料理について学習 ・マザーズハローワーク事業におけるパソコン短期セミナー 回数：11回（各回全5講） 内容：再就職に必要なパソコン技術の習得 参加者数：204人・延1,020人 ・男女共同参画情報誌「りぷる」の発行 年3回・各8,000部	「パートタイマーハンドブック」をホームページ上で公開することにより、パートタイム労働法等の普及啓発を継続実施した。
20年度見込	高校：551人　40,349千円 大学：146人　14,091千円 　計：697人　54,440千円	当事業は、H20年度以降「ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業」と合わせて実施する。	・男性が多様なライフスタイルの選択を可能にするための「ライフプラン講座」を実施。 ・働く女性のエンパワーメントを目的とした「女性のためのキャリア形成講座」を実施。 ・就職準備・再就職・起業を促進するための「女性のための再就職準備講座」を実施。 ・男女共同参画情報誌「りぷる・さっぽろ」による情報提供、啓発を継続。	ホームページのリニューアルに伴い、「パートタイマーハンドブック」は「労働相談道しるべ」に統合した。パートタイム労働法の改正についての掲載など、ホームページを利用した普及啓発は平成20年度も継続実施する予定である。
備考(特記事項)	市長公約である奨学生倍増に向けて、20年度から段階的に採用者数を拡大し、22年度には1,000名程度採用する予定。また、20年度から障がい者枠・定時制（高校）枠を新設し、2つの枠の採用者数は合わせて全奨学生の1割程度を予定。			

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	経済局	経済局	経済局	経済局
担当(部)	雇用推進部	産業振興部	雇用推進部	雇用推進部
基本目標 －基本施策	2-3	2-3	2-3	2-3
事業名	労働、職場環境に関する問題解決支援事業	市内企業に対する啓発事業	若年層就業支援事業	若年層就業体験支援事業
事業概要	増加する労働・職場環境に関する問題について、解決のために必要な基礎知識の提供や各種相談機関を紹介するため、リーフレットの作成・配布、セミナーの開催を行う。	仕事と出産・育児の両立が可能な職場環境づくりに向けて、企業に対して長時間労働の是正、育児休業の取得促進、子育て後の再就職システムの確立などに関する理解と協力を求めるため、企業向け情報誌「経済情報さっぽろ」等において、効果的な広報活動を実施する。		職場体験等を通じて、若者が抱く「職場、職場外の人間とのコミュニケーションに不安」の解消と、「職場での早期離職」の予防を図るとともに、市内企業における若年者の雇用機会の拡大を図る。
指標	リーフレット配布部数／セミナー参加者数	【周知企業数】		
初期値 （計画掲載）	17年度：3,000部／100人	15年度：0社		
目標値	18年度：3,000部／200人	18年度：7,000社		
16年度実績	【17年度新規事業】	3,500社	----------	
17年度実績	3,000部/177人	3,500社	受講者数　215人	【18年度新規事業】
18年度実績	3,000部/151人	3,500社	受講者数 130人	受講者数 152人
19年度実績	4,000部/144人	3,500社	受講者数 52人	受講者数 166人
19年度実施状況等　実施内容	・啓発セミナーの開催（年2回） 　労働条件等に関する講演、個別相談を行った。 　「安心して働ける市民応援セミナー」 　第1回 　日時：8月3日(金)18：30～20：00 セミナー 　　　　8月4日(土)12：00～18：00 個別相談会 　場所：札幌サンプラザ 　参加者数：80人(セミナー)　6人(個別相談) 　第2回 　日時：2月29日(金)18：30～21：00 　場所：札幌サンプラザ 　参加者数：58人 　参加者には啓発用小冊子「労働相談道しるべ」を配布。 　なお小冊子は4,000部を増刷した。	労働者が仕事と生活の調和を図りながら、意欲に満ちて元気に働くことができるようにまとめられた『北海道ブロック仕事と生活の調和推進プログラム』について経済情報さっぽろに掲載し、約3,500社に対して啓発を行った。 経済情報さっぽろNo.128(2007年7月号)に掲載。 掲載記事：「北海道ブロック仕事と生活の調和推進プログラムが策定されました」	若年層(35歳未満)求職者及び就職内定者の雇用のミスマッチ縮小と職場定着の促進を目的に、以下の講座を実施。 ○若年求職者向け業界・職種研究セミナー 　経済動向や産業・雇用の現状／業界研究／企業見学／職種研究／目標設定 ○就職内定者向けビジネス基礎講座 　ビジネスマナー／ビジネス文書(パソコン演習)／コミュニケーション 【19年度実績】 実施期間：平成20年1月～3月 受講人数：52人	若年層(35歳未満)求職者の就業意欲向上と就労促進を目的に、以下の就業支援を実施。 ○就職支援メニュー 　就業体験(5～10日間)／各種セミナー／キャリアカウンセリング／人事担当者等との懇談会 ○受入企業支援メニュー 　受入企業開拓／就業体験コーディネーターによる助言などの各種サポート／企業PR ○就職マッチング促進メニュー 　合同企業説明会 【19年度実績】 実施期間：平成19年7月～11月 受講人数：166人 就業体験者数：123人 受入企業：民間企業30社、NPO法人1団体、札幌市及び出資団体等3部署 就職者数：71人
20年度見込	平成17年度より実施している「安心して働ける市民応援セミナー」を2回実施予定。 参加人数：200人 啓発用小冊子を増刷する。 発行部数：3,000部 若年層向け啓発用リーフレットを作成する。 発行部数：16,500部	「ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業」について紹介し、市内企業への啓発を行う予定。	職場定着支援を強化するため、新たに若手在職者を対象とした研修を開催するなど、早期離職の防止に努めていく。 　また、若者同士が積極的に交流できる場を提供するほか、個別のキャリアカウンセリングを実施し、問題解決に貢献する。	関係機関との連携を強化し、研修内容の相互補完や相乗効果を高める取組みを実施していく。 　また、事業終了後、就職未決定者を対象として、就職に向けたフォローアップを実施する。
備考 （特記事項）	平成20年度からは事業名称を「快適な職場づくり支援事業」に変更する。		本事業は平成17年度に若年層等就職支援事業及び再就職支援事業を統合した事業である。 　平成20年度からは事業名称を「若年層職場定着支援事業」に変更する。	

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	経済局	経済局	子ども未来局	子ども未来局
担当（部）	雇用推進部	雇用推進部	子育て支援部	子育て支援部
基本目標 －基本施策	2-3	2-3	2-4-1	2-4-2
事業名	女性の再就職支援事業	起業家講座	認可保育所整備事業	延長保育事業
事業概要	就業サポートセンターにおいて、再就職を目指す女性に対する就職活動の支援として、セミナー、職場体験、カウンセリングを組み合わせた職業相談・職業紹介を行う。	就業サポートセンターにおいて、雇用によらない就労形態の支援・促進を図るため、起業を目指す人に対して、体験研修、起業家になるために求められる基礎知識や事業活動に必要な情報等を提供する。	新設6か所、改築13か所、認可保育所への移行10か所により、認可保育所を整備する。	通常の開所時間（午前8時～午後6時）より早朝1時間早い開所を促進し、さらに夕刻の1時間または2時間の延長保育を実施し、乳幼児の福祉増進を図る。
指標	【受講者数】	【受講者数】	【保育所定員数】	【実施か所数】
初期値 （計画掲載）	16年度：年300人	16年度：年20人	16年度（4月）：15,195人	15年度：120か所
目標値	18年度：年400人	18年度：年20人	22年度：17,550人	21年度：172か所
16年度実績	301人	26人	17年4月：15,585人（7月：15,945人）	131か所
17年度実績	444人	20人	18年4月：15,980人	141か所
18年度実績	518人	20人	19年4月：16,730人	146か所
19年度実績	556人	20人	20年4月：17,015人	151か所
19年度実施状況等 実施内容	再就職を目指す女性を対象に、セミナー、職業相談、職業紹介、職場定着支援までを含めた総合的支援を実施。 実施期間：平成19年5月～平成20年3月 対象者：再就職を目指す女性 受講人数：556人 場所：札幌市就業サポートセンター	起業に関心を持つ女性を対象に、以下の講座を実施。 ○女性のための起業家講座 開業者の事業見学／開業講座（パソコン活用術、事業計画の立案、マーケティング、会計整理）／実地研修等 【19年度実績】 実施期間：平成19年11月～12月 受講人数：20人 起業件数（人数）：3件（3人）	《19年度定員増　285人》 ①国庫補助金事業（150人） ・創設（90人） ・増改築（60人増） ②認可整備促進事業（120人） ③私立保育所定員増（15人増）	通常の開所時間（午前8時～午後6時）より早朝1時間早い開所を促進し、さらに夕刻の1時間または2時間の延長保育を実施。 156か所での実施計画に対し、151か所（公立10か所・指定管理者5か所・私立136か所）で実施。
20年度見込	再就職を目指す女性を対象に、セミナー、職業相談、職業紹介、職場定着支援までを含めた総合的支援を実施予定。 実施期間：平成20年4月～平成21年3月 受講人数：560人	平成19年度事業終了	《20年度定員増　360人》 ①国庫補助金事業（240人） ・創設（120人） ・増改築（60人増） ・増築（60人増） ②認可整備促進事業（120人） ③（仮称）市立認定こども園（60人） ④公立保育所廃止（▲30人） ⑤元町保育園移転改築に伴う定員減（▲30人）	156か所 ≪公立12か所・指定管理者5か所・私立139か所≫
備考 （特記事項）		平成19年度は就業サポートセンターから人材育成担当課へ所管を移して実施。 平成20年度からは産業振興部が実施する「団塊の世代及び女性の起業支援事業」に集約する。	保育所定員数を平成18年8月に17,550人程度に改訂	

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当（局）	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当（部）	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本目標 －基本施策	2-4-2	2-4-2	2-4-2	2-4-2
事業名	夜間保育事業	休日保育事業	一時保育事業	子育て支援短期利用事業 （ショートステイ）
事業概要	就労形態の多様化に伴い夜間の保育を必要とする児童のために、午前10時から午前0時まで（しせいかん保育園のみ午後10時まで）の夜間の保育を認可保育所において実施する。	日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの需要に応えるため、休日の保育を認可保育所において実施する。	保護者の断続的・短時間就労等や傷病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の、通常の保育所では対象とならない児童に対し、認可保育所において一時的に保育サービスを行う。	児童の保護者が社会的理由及び身体的若しくは精神的理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合、施設に宿泊することを前提に児童を一時的に預かり、養育の支援を行う。
指標	【１日あたりの利用可能人数】	【実施か所数】	【実施か所数】	【実施か所数】
初期値 （計画掲載）	15年度：70人	15年度：１か所	15年度：42か所	15年度：５か所
目標値	21年度：100人	21年度：５か所	21年度：83か所	21年度：５か所
16年度実績	100人	1か所	49か所	5か所
17年度実績	100人	1か所	57か所	5か所
18年度実績	100人	1か所	63か所	5ヶ所
19年度実績	100人	1か所	71か所	5か所
19年度実施状況等　実施内容	就労形態の多様化に伴い夜間の保育を必要とする児童のために、午前10時から午前0時まで（しせいかん保育園のみ午後10時まで）の夜間の保育を認可保育所において実施。 平成16年度より3か所で実施。	札幌市西区保育・子育て支援センターにて休日（日曜日及び祝日）に保育を行う。 年間開所日数　66日 開所時間　午前8時～午後7時 年間利用人数　延903人 一日平均利用人数　13.7人	保護者の断続的・短時間就労等や傷病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の、通常の保育所では対象とならない児童に対し、認可保育所において一時的に保育サービスを実施。 72か所での実施計画に対し、71か所（公立4か所・指定管理者4か所・私立63か所）で実施。	市内児童養護施設5施設で事業を実施。 利用延日数：2才未満児　307日 2才以上児3,586日
20年度見込	100人	西区保育・子育て支援センター及び札幌市豊平区保育・子育て支援センターの2施設で実施する。 年間開所日数は1施設66日、利用定員は1施設20名程度。開所時間に変更なし。	81か所 ≪公立5か所・指定管理者4か所・私立72か所≫	19度と同様に実施。 利用見込延日数： 2才未満児　296日 2才以上児　2,998日
備考 （特記事項）				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当（部）	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本目標 －基本施策	2-4-2	2-4-3	2-4-3	2-4-3
事業名	乳幼児健康支援 デイサービス事業	保育所等の職員の研修	苦情処理体制の確立	認可外保育施設立入調査 （巡回指導）
事業概要	病気回復期にあって、集団での保育が困難な就学前児童を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。	保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として実施する。研修会は、社会福祉協議会・私立保育所連合会・日本保育協会主催・札幌市などが主催して実施する。	保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため、保育所における苦情処理体制の充実を図るとともに、適切な運用を推進する。	認可外保育施設に対して一層の指導監督が必要とされるため、立入調査（巡回指導）及び認可外保育施設立ち上げに対する事前指導等を行うとともに、運営状況の実態把握及び指導を通して保育サービスの質の向上を図る。
指標	【１日あたりの利用可能人数】	【研修回数（札幌市主催）】		【巡回指導数】
初期値 （計画掲載）	16年度：12人	15年度：年５回		15年度：123回
目標値	21年度：20人	21年度：年５回		
16年度実績	3施設・12人	年4回		
17年度実績	3施設:12人	年5回		
18年度実績	4施設：16人	年3回		
19年度実績	5施設：20人	年5回		
19年度実施状況等 実施内容	平成19年度は、新規施設が１施設開設となり、合計5施設で事業を実施した。 （平成19年度決算） ・委託料5施設合計　32,340千円 ・需用費（パンフレット、利用連絡書印刷費）　276千円 ・年間延べ利用人数　1,632人	・保育センター 1回 ・保育課　2回　プレゼンテーション 2回　コーチング ＜札幌市主催以外の研修会参加＞ ・北海道社会福祉協議会 9回　延べ66名参加 。札幌市社会福祉協議会 ・札幌市私立保育所連合会 14回　延べ　108名参加 ・厚生労働省・日本保育協会 6回　6名参加	苦情処理体制 確立　　156園 未設置　　3園	施設数　　172施設　巡回実績 ベビーホテル　64施設　76回 一般認可外　57施設　85回 その他　ー　17回 （新規・再訪問） 事業所内　51施設　22回 巡回実績　200回
20年度見込	19年度と同様に実施。 5施設（定員各4人、合計定員20人）	改定保育所保育指針周知に向けての研修の開催及び諸研修会への参加 ＜改定保育所保育指針研修＞ ・厚生労働省・日本保育協会：1名 ・札幌市主催：2回予定 ・北海道保育協議会：30名 ・全私保連：27名 ＜幼保連携研修＞ ・幼児教育センター主催に参加 ・認定こども園担当、幼児教育センター共催 ・教育課程説明会参加	全園の確立を目指す	
備考 （特記事項）				

基本目標 2：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当(部)	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部
基本目標－基本施策	2-4-4	2-4-4	2-4-4	2-4-4
事業名	留守家庭児童対策事業（児童クラブ）	学校施設方式児童育成会	民間施設方式児童育成会助成金	児童会館・ミニ児童会館整備事業
事業概要	「札幌市留守家庭児童対策実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を、児童会館及びミニ児童会館において、一般来館児童との交流を保持しながら遊びなどの指導を行うことで、留守家庭児童の健全な育成を推進する。	「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を、小学校内に開設する児童育成会において遊びなどの指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を推進する。なお、今後は平成11年の社会福祉審議会の答申に基づき、順次、ミニ児童会館への転換を図る。	民間の児童育成会に対し、「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、登録児童数等に応じた助成金を交付する。	放課後児童の健全育成のために、児童会館や小学校施設内に児童会館機能を備えたミニ児童会館を整備する。
指標	【児童クラブ数】	【児童育成会設置数】	【助成施設数】	【整備済施設数】
初期値（計画掲載）	15年度：115か所	15年度：14か所	16年度：57か所	16年度：125館
目標値	21年度：140か所	21年度：7か所	21年度：57か所	21年度：145館
16年度実績	125か所	11か所	55か所	129館
17年度実績	130か所	9か所	55か所	136館
18年度実績	139か所	7か所	56か所	144館
19年度実績	143か所	7か所	54か所	155館
19年度実施状況等 実施内容	・ミニ児童会館4館（大谷地小ミニ、旭小ミニ、八軒西小ミニ、平和通小ミニ）で児童クラブを開設 ・その他は継続実施	・継続実施	・閉鎖2か所 ・その他は継続助成。	・ミニ児童会館11館（大谷地小ミニ、旭小ミニ、八軒西小ミニ、平和通小ミニ、新琴似小ミニ、北園小ミニ、東橋小ミニ、上白石小ミニ、羊丘小ミニ、澄川小ミニ、八軒小ミニ）を整備 ※北郷児童会館改築に伴う実施設計を実施
20年度見込	150か所 （平成20年4月開館の新設ミニ児童会館7館で新規開設）	0か所 （平成20年4月に、7か所すべてミニ児童会館（児童クラブ）へ一括転換）	52か所 （閉鎖1か所。）	161館 （ミニ児童会館6か所整備予定） ※北郷児童会館改築工事実施
備考（特記事項）				平成20年度策定の札幌市放課後子どもプランでは、児童会館：104館、ミニ児童会館：70館（平成22年度整備後）

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当(部)	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部	子育て支援部
基本目標－基本施策	2-4-4	2-4-4	2-4-4	2-5-1
事業名	児童会館･ミニ児童会館事業	私たちの児童会館づくり事業	放課後子どもプランの推進	母子家庭等自立促進計画の策定
事業概要	児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童･父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ･サークル活動(一輪車、卓球、工作など)、野外活動(キャンプ、ハイキングなど)、自主活動(自由遊び、各種ゲームなど)を行う。	屯田北地区に整備予定の児童会館をモデルとして、児童会館のハード･ソフト両面にわたり、子どもが自ら参加し、主体的に関わる仕組みをつくることによって意見の反映を図るとともに、地域活動等に対する関心を育む。また、既存の児童会館の運営等にも順次子ども版運営委員会の導入を図り、子どもたちのための児童会館づくりも目指す。	平成19年度に国が創設した「放課後子どもプラン」を受け、将来的には全ての小学校区において、既存の施設や事業を効果的かつ効率的に運用しながら、より充実した放課後の居場所をつくるための事業計画を策定する。	母子家庭等の経済的自立を促進するため、母子家庭等の現状を把握するとともに、生活の安定と向上のための具体的な対応策等に関する計画を策定する。
指標	【利用児童数】	【子ども版運営委員会実施施設数】		
初期値(計画掲載)	15年度:2,205,729人	16年度:1か所		
目標値	21年度:2,206,000人	21年度:21か所		
16年度実績	2,264,587人	1か所		
17年度実績	2,346,458人	3か所		
18年度実績	2,428,211人	12か所	【19年度新規事業】	
19年度実績	2,501,955人	60か所		
19年度実施状況等 実施内容	･児童会館子育てサロンの実施(99館で週1回) ･中･高校生の夜間利用(40館で週2回) ･その他は継続実施	･子ども運営員会を48館(児童会館38館、ミニ児童会館10館)に設置 ･活動促進支援事業　9事業 ･その他は継続実施 ･北郷児童会館改築子ども検討委員会を設置	■事業計画(案)の作成 　教育委員会と連携して、「札幌市放課後子どもプラン(案)」をまとめ、札幌市放課後子どもプラン推進委員会(札幌市次世代育成支援対策推進協議会)委員から意見聴取を行った。 　また、プラン案をより良いものとするため、広く市民意見を聴取するためのパブリックコメント手続を実施した。 　ミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校区における放課後の居場所づくりの一つとして、「放課後子ども教室事業(モデル事業)」の20年度実施に向け取組を行った。	･札幌市母子家庭等自立促進計画に掲げた各施策の推進を図った。 ･札幌市母子家庭等自立促進計画の計画期間(平成17年度から平成19年度)が満了することに伴い、平成20年度から平成24年度までの５年間を計画期間とした、新たな母子家庭等自立促進計画を策定。
20年度見込	2,550,000人 (ミニ児童会館の新設で利用者の増加が見込まれる。)	児童会館、ミニ児童会館全館で実施	■事業計画の策定 ■事業計画に基づく事業の実施 ･放課後の居場所を確保する取組 ミニ児童会館の新設のほか、放課後子ども教室モデル事業を実施 ･児童会館等の事業内容をより良くするための取組 学習支援の充実を図るため、「学習レシピ」の作成、学習図書の購入を行う。	･新たな母子家庭等自立促進計画に基づき、施策の推進を図る。
備考(特記事項)				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当（局）	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当（部）	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本目標 －基本施策	2-5-1	2-5-1	2-5-1	2-5-1
事業名	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭等就業支援 センター事業	母子緊急一時保護事業	母子生活支援施設
事業概要	母子家庭の母の就業をより効果的に促進するために、自らの能力開発に対して給付金を支給し、母子家庭の自立支援を行う。	母子家庭等の経済的自立を促進するため、就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施する。	夫等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護する事業で、避難者に対し居室及び日常生活用品を提供するとともに、相談･指導を行い自立へ向けての支援を行う。	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活･住宅･就職等の解決困難な問題を抱え、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援することを目的とする施設。入所している母子に対しては、生活の場を提供するとともに、自立のための支援･相談･指導を行う。
指標		【開設か所数】	【実施か所数･利用可能室数】	【実施か所数】
初期値（計画掲載）		16年度：1か所	15年度：1施設･2室	15年度：6施設
目標値		21年度：1か所	21年度：1施設･2室	21年度：6施設
16年度実績	【　17年度新規事業　】		1施設･2室	6施設
17年度実績			1施設･2室	6施設
18年度実績			1施設･2室	6施設
19年度実績			1施設･2室	6施設
19年度実施状況等 実施内容	･教育訓練給付金：24件 ･高等技能促進費：108月	･就業相談の実施：相談件数9,731件 ･就業支援講習会：8科目17講座開催 ･就業者数：331人 ･セミナー開催：3回 ･求人開拓として企業訪問の実施 ･自立支援プログラム策定事業 　：支援者　32名　･就職決定者24名	市内1施設2室を設置し、施設においては、 ･居室の提供 ･光熱水費の現物支給 ･生活用品の貸与 ･生活に必要な消耗品の支給 ･緊急生活資金の支給 ･その他、必要な援護、相談、指導を行っている。	市内6施設にて実施 入所延べ世帯数:1,185世帯
20年度見込	･教育訓練給付金：50件 ･高等技能促進費：115月	･就業相談の実施 ･就業支援講習会：8科目17講座開催 ･セミナー開催 ･求人開拓として企業訪問の実施 ･自立支援プログラム策定事業の実施	19年度と同様に実施	19年度と同様に実施。 入所見込延世帯数：1,260世帯
備考 （特記事項）				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	保健福祉局
担当（部）	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部	保険医療部
基本目標－基本施策	2-5-1	2-5-1	2-5-1	2-5-1
事業名	母子家庭等日常生活支援事業	母子福祉資金貸付事業	児童扶養手当	ひとり親家庭等医療費助成
事業概要	母子・父子家庭及び寡婦が、修学等の自立促進のために必要な事由や疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合に、その生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図る。	母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金（13種類）を貸付ける。	父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に、児童が満18歳に到達した年度末まで支給する。	ひとり親家庭等の保護者と子に対し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。
指標				
初期値（計画掲載）				
目標値				
16年度実績				
17年度実績				
18年度実績				
19年度実績				
19年度実施状況等 実施内容	・派遣登録家庭世帯数：　120世帯 ・派遣家庭件数　：　202件 ・派遣家庭延べ件数　：　430回 ・派遣延べ時間数　：2,887時間	19年度貸付件数・342件 内訳 修学資金　191件 技能習得資金　18件 修業資金　2件 医療介護資金　1件 生活資金　15件 転宅資金　7件 就学支度資金　108件	全部支給　41,880円×101人 全部支給　41,720円×159,930人 一部支給　72,914人 2子加算　91,734人 3子以降加算 24,596人 総支給額　9,483,433千円	ひとり親家庭等を対象として、その医療費の自己負担分の一部を助成 　主たる生計維持者が市民税非課税の方 　初診の際、初診時一部負担金として医科580円、歯科510円、柔道整復270円を自己負担 　主たる生計維持者が市民税課税の方 　原則1割の自己負担であるが、負担の上限がある。
20年度見込	・派遣家庭延べ件数：　404回 ・派遣延べ時間数　：2,750時間	事業内容は平成19年度と同様に実施	受給者見込　238,031人 見込額　9,714,574千円	H20年8月診療分より就学前の課税世帯の自己負担を初診時一部負担金のみとする。
備考（特記事項）		19年7月から13種類を12種類に変更		

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当（局）	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当（部）	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部
基本目標－基本施策	2-5-2	2-5-2	2-5-2	2-5-2
事業名	居宅介護事業 （旧児童障害居宅介護事業）	障がい児等療育支援事業 （旧　障害児（者）地域療育等支援施設事業）	短期入所事業 （旧　児童障害短期入所事業）	在宅心身障害者（児） 紙おむつサービス事業
事業概要	障がいによって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。	在宅の障がい児（者）の地域生活を支援するため、身近な地域で相談や療育指導が受けられるよう、障がい児（者）施設等に専門の職員を配置し、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う。	障がいのある児童を介護している方が、病気・出産・事故などによって、一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れをいやす場合などに、障がいのある児童を一時的に施設で預かり、介護している方の負担の軽減等を図る。	常におむつを使用している在宅の重度の障がいがある児童（原則３歳以上）に、紙おむつを支給することにより、本人及び介護にあたる家族等の日常生活における負担の軽減を図る。
指標		【実施か所数】		
初期値（計画掲載）		15年度：４か所		
目標値		18年度：５か所		
16年度実績		4か所		
17年度実績		4か所		
18年度実績		5か所		
19年度実績		6か所		
19年度実施状況等　実施内容	障がいのため、日常生活を営むことに支障がある身体、知的、精神に障がいのある児童に対し、ホームヘルパーによる日常生活の世話を行った	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児等に対し、専門的な療育支援や療育指導を行うとともに、地域の関係機関に対し技術指導を行う事業。 次の3事業から成り立つ。 ① 在宅支援訪問療育等指導 ② 在宅支援外来療育等指導 ③ 施設支援一般指導	利用回数：33,207回 （障がい者の利用も含む。）	紙おむつ宅配業者に業務を委託。 平成18年7月の制度改正で、利用者負担を生活保護世帯以外の世帯について利用額の1割、支給方法を利用上限額6500円以内で指定品目の中から自由に品目、数量を選択できる制度に改正。 利用件数12770件
20年度見込	札幌市障がい福祉計画に基づき実施	7か所 実施内容は19年度と同じ。	札幌市障がい福祉計画に基づき実施	19年度に引き続き実施
備考（特記事項）	平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、障がい者を対象とする居宅介護事業と統合された。		平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、障がい者を対象とする短期入所事業と統合された。	

担当（局）	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当（部）	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部
基本目標－基本施策	2-5-2	2-5-2	2-5-2	2-5-2
事業名	障害者（児）日常生活用具給付等事業	重度身体障害者（児）自助具給付事業	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
事業概要	重度の障がいのある方や児童に対し、日常生活を容易にするため、特殊寝台・特殊マット等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図る。	在宅の身体に障がいのある方や児童に対し、日常動作を補う自助具を給付し、日常生活の便宜を図る。	在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給する。	精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図る。
指標				
初期値（計画掲載）				
目標値				
16年度実績				
17年度実績				
18年度実績				
19年度実績				
19年度実施状況等 実施内容	重度の障がいのある方や児童に対し、日常生活を容易にするための用具の給付を行った。	日常生活用具給付事業の一部制度改正に伴い、18年9月をもって本事業を廃止。	在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給する。 受給者数：1299人	精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図る。 受給者数：3724人
20年度見込	19年度に引き続き実施予定。		19年度に引き続き実施予定	19年度に引き続き実施予定
備考（特記事項）				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局	子ども未来局
担当(部)	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	子育て支援部
基本目標 －基本施策	2-5-2	2-5-2	2-5-2	2-5-2
事業名	児童デイサービス事業	重症心身障害児(者)通園事業	自閉症・発達障害 支援センター事業	障害児保育事業 （障害児保育巡回指導含む）
事業概要	障がいのある幼児に対し、通園の方法により日常生活動作における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。	在宅の重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う。	自閉症児（者）を支援するため、平成17年に開設された、自閉症者自立支援センターに併設されている当該センターでは、高機能自閉症、アスペルガー症候群など発達障がいのある子どもから大人までを対象とし、本人、家族を支援するために相談、療育相談などを実施する。	保育に欠ける心身に障がいのある児童を認可保育園に入園させ、健常児とともに集団保育を行うことにより、障がい児の成長発達の促進を図る。
指標	【実施か所数】	【実施か所数】		【受入可能施設の割合】
初期値 （計画掲載）	15年度：5か所	15年度：４か所		15年度：100%
目標値	24年度：障害保健福祉圏域ごとに円滑に利用できるよう整備	18年度：6か所		21年度：100%
16年度実績		5か所		100%
17年度実績	14か所	5か所		100%
18年度実績	23か所	6か所		100%
19年度実績	29か所	6か所		100%
19年度実施状況等 実施内容	利用回数：68,314回	・A型（1日定員15名）施設　1か所 ・B型（1日定員5名）施設　5か所	発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援を実施。 利用延べ件数　2,333件 機関支援　52件	実際に受け入れている園の割合 53.4%（98園／187園） 巡回数 対象施設　174回 対象外施設　22回 認定児童の相談件数 98施設　246名 認定外児童の相談件数 対象施設分　221名 対象外施設分　53名 保育所職員を対象に懇談会を実施。 テーマ 保育の現場で保育の困難な子のかかわり方を学ぶ。 参加数　83人
20年度見込	札幌市障がい福祉計画に基づき実施	19年度に引き続き事業実施。	19年度に引き続き事業実施 利用者延べ件数　2,000件 機関支援　60件	巡回実施回数一200回
備考 （特記事項）				

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当(部)	児童福祉総合センター	児童福祉総合センター	児童福祉総合センター	児童福祉総合センター
基本目標－基本施策	2-5-2	2-5-2	2-5-2	2-5-2
事業名	肢体不自由児通園施設事業	知的障害児通園施設事業	療育支援事業（さっぽ・こども広場）	重度重複障害児等外来保育事業（のびのび広場）
事業概要	就学前の肢体不自由児が保護者と共に通園し、療育機能訓練を行いながら、基本的な生活習慣の習得と心身の発達支援を促進する。また、保護者には家庭での育児と療育や就学等についての助言・援助を行う。なお、今後の方向性として、障がい種別の施設から「心身総合型通園施設」への移行を目指すことを検討する。	知的発達に心配のある就学前の児童を対象に療育指導を行い、日々の生活や遊びの中で人との関わりを通して情緒の安定を図り、早期療育の場として心身の発達を支援する。なお、今後の方向性として、障がい種別の施設から「心身総合型通園施設」への移行を目指すことを検討する。	発達に心配のある子どもへのグループ指導による療育支援事業を市内17会場で行う。	発達医療センターの小児リハビリテーションに通う重度重複障がいなどの乳幼児に対し、週１回の外来保育を行う。
指標	【実施か所数・定員数】	【実施か所数・定員数】	【実施人数】	【利用人数】
初期値（計画掲載）	15年度：3か所・100人	15年度：4か所・167人	15年度：872人	15年度：25人
目標値				
16年度実績	3か所・100人	4か所・167人	853人	42人
17年度実績	3か所・100人	4か所・167人	812人	38人
18年度実績	3か所・100人	4か所・167人	996人	39人
19年度実績	3か所・100人	4か所・167人	1334人	38人
19年度実施状況等 実施内容	・障害者自立支援法及びこれに伴う児童福祉法改正により、18年10月から「措置制度」から「契約制度」に制度が大きく変わった。 このため、影響度合いを見極めつつ、18年度に引き続き、総合型通園施設への移行や、効率的かつ効果的な施設運営のあり方について内部検討会において調査・検討した。 ①市内及び他都市の類似施設の状況把握 ②利用者ニーズの把握 ③総合型通園施設に関する調査 ④障害者自立支援法・児童福祉法改正に関する情報収集 ⑤法改正に伴う要綱等の改正及び札幌市独自減免策の実施 ⑥法改正に伴う影響の把握 ⑦その他現状における課題等の協議	・障害者自立支援法及びこれに伴う児童福祉法改正により、18年10月から「措置制度」から「契約制度」に制度が大きく変わった。 このため、影響度合いを見極めつつ、18年度に引き続き、総合型通園施設への移行や、効率的かつ効果的な施設運営のあり方について内部検討会において調査・検討した。 ①市内及び他都市の類似施設の状況把握 ②利用者ニーズの把握 ③総合型通園施設に関する調査 ④障害者自立支援法・児童福祉法改正に関する情報収集 ⑤法改正に伴う要綱等の改正及び札幌市独自減免策の実施 ⑥法改正に伴う影響の把握 ⑦その他現状における課題等の協議	会場（療育頻度） １０区保健センター （月１回） 児童福祉総合センター（週１回） 児童会館など 7カ所（週１回） グループ数 53グループ	・「のびのび広場」（週1回） 参加人数 集団保育：26人 個別保育：2人 ・「にこにこ広場」（2週に1回） 地域での遊びの場に参加することが難しい子どもを対象に、遊びの場の提供と母親の支育児援を目的に行った。 参加人数：10人
20年度見込	国は、利用者負担の軽減策として、平成１９年４月から「特別対策」、20年7月から「緊急措置」を実施。また、２０年度を目途に障がい児の施設体系・サービス体系の見直しを行うこととしていることから、その動向を見極めながら検討を進めていくこととする。	国は、利用者負担の軽減策として、平成１９年４月から「特別対策」、20年7月から「緊急措置」を実施。また、２０年度を目途に障がい児の施設体系・サービス体系の見直しを行うこととしていることから、その動向を見極めながら検討を進めていくこととする。	紹介児の増加からさっぽ・こども広場の役割りと体制見直しをした。20年度は北区・東区保健センターは月2回実施（他区は月1回実施）児童会館などは3か所増やし、10箇所で実施している。児童福祉総合センターでのグループ数は減っている。	19年度と同様に実施
備考（特記事項）				

基本目標 2：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当（局）	子ども未来局	子ども未来局	保健福祉局	教育委員会
担当（部）	児童福祉総合センター	児童福祉総合センター	保険医療部	学校教育部
基本目標－基本施策	2-5-2	2-5-2	2-5-2	2-5-2
事業名	先天性障害児早期療育事業	難聴幼児療育事業	重度心身障害者医療費助成	北翔・豊成養護学校看護師配置モデル事業
事業概要	ダウン症などの先天性疾患がある乳幼児へ早期に療育を行うことにより発達を促すとともに、保護者の障がいに対する受容及び早期療育の必要性への理解を深め、不安の軽減を図るために実施する。	軽度・中度の難聴幼児への早期の相談療育を実施しているほか、「聞こえ」と発達の相談、医療相談を実施し、聾学校や通級指導教室等を紹介する。	重度の障がい者に対し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。	特別支援学校における医療的ケア体制の今後のあり方を検討・実証するためのモデル事業を行う。
指標	【実施人数】	【実施人数】		
初期値（計画掲載）	15年度：28人	15年度：29人		
目標値				
16年度実績	32人	35人		
17年度実績	34人	44人		
18年度実績	36人	32人		
19年度実績	42人	18人		
19年度実施状況等 実施内容	会場〈療育頻度） 児童福祉総合センター〈週１回） ｸﾞﾙｰﾌﾟ数　2ｸﾞﾙｰﾌﾟ	聞こえに心配のある子どもの相談を受け、診察、検査、言語聴覚療法などをおこなった。 ・「聞こえの医療相談」 相談者数：18人	身体障がい又は知的障がいが重度の方を対象として、その医療費の自己負担の一部を助成 主たる生計維持者が市民税非課税の方 初診の際、初診時一部負担金として医科580円、歯科510円、柔道整復270円を自己負担 主たる生計維持者が市民税課税の方 原則1割の自己負担であるが、負担の上限がある。	平成18年度に引き続き、適正な看護師配置のデータ収集、看護師と教職員との連携方法等の調査研究が更に必要となっていることから、北翔・豊成看護師配置モデル事業を実施することとした。 【調査研究事項】 医師、看護師、教員、保護者の連携による医療的ケアの在り方
20年度見込	これまでの実績を基本としながら療育内容の充実を図る。	19年度と同様に実施	H20年8月診療分より就学前の課税世帯の自己負担を初診時一部負担金のみとする。 H20年10月診療分より精神障がいのある方の通院医療費を助成対象に加える。	看護師複数配置のもと、看護師、学校、保護者、専門機関等の連携のあり方について調査研究を行うとともに、看護師の正式配置について検討を行う。
備考（特記事項）				平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」により、従来の「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に制度上、一本化された。

基本目標２：子育て家庭を支援する仕組みづくり

担当(局)	教育委員会	教育委員会	教育委員会
担当（部）	学校教育部	学校教育部	学校教育部
基本目標－基本施策	2-5-2	2-5-2	2-5-2
事業名	特別支援教育基本計画に基づく学びの支援プランの推進	特別支援教育基本計画に基づく地域学習の推進	特別支援学級の整備推進
事業概要	乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図り、「学びの手帳」を発行するなど、学びを支援するための総合的な取組みを「学びの支援プラン」として推進する。	特別支援学校等に在籍する児童生徒が、自分の暮らす地域での学習活動等を通じて地域の子どもたちとふれあうことを目的とした「地域学習校」の取組みを行うとともに、「地域学習モデル事業」を実施し、「地域学習校」を中心とした支援のあり方について調査・研究を行い、その充実を図る。	特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた指導を行う特殊学級の整備を推進する。
指標		【取組み学校数】	【設置学校数の割合】
初期値（計画掲載）		15年度：151校	16年度：33%
目標値			18年度：40%
16年度実績			33%
17年度実績			36%
18年度実績			43%
19年度実績			49%
19年度実施状況等 実施内容	乳幼児期から学校卒業までの継続した相談・教育的支援を行うため、必要な情報が一括してファイリングできる「学びの手帳」を発行し、、引き続き、教育センターにおける教育相談の際に、希望する保護者に対して配布した。 （発行数　1,500冊）	18年度に引き続き、学校におけるボランティアネットワークの構築や運営の在り方等の調査研究を行い、その成果を継続的・機動的なボランティア活動の基礎づくりに活用していくため「学校支援ボランティア導入モデル事業」を実施した。モデル事業校は平成18年度より1校増の7校となった。	平成19年度は、小学校については、知的障がい学級12校及び情緒障がい学級16校、中学校については、知的障がい学級を1校び情緒障がい学級2校の開設校の増となった。 【特別支援学級設置率】 （知的障がい学級、情緒障がい学級のみ） 小学校　53% 中学校　41%
20年度見込	19年度に引き続き、教育センターにおける教育相談などの際に、希望する保護者に対して「学びの手帳」を配布する。 （発行予定数　２，０００冊）	「学校支援ボランティア導入モデル事業」を引き続き実施し、その成果の一部を、平成20年度から新規に実施予定の「学びのサポーター活用事業」に応用する。	平成20年度は、小学校については、知的障がい学級を9校、情緒障がい学級を12校に開設するとともに、中学校については、知的障がい学級を3校、情緒障がい学級を5校に開設する。
備考（特記事項）		平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」により、従来の「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に制度上、一本化された。	平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」により、従来の「特殊学級」が「特別支援学級」と名称変更となった。また、それに併せ、札幌市において「養護学級」と呼称していた知的障がい学級について呼称を廃止した。

基本目標3：豊かな子ども時代をすごすための社会づくり

担当（局）	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当（部）	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部
基本目標 －基本施策	3-1	3-1	3-1	3-1 （再掲 2-4-4）
事業名	「（仮称）札幌市子どもの権利条例」の制定及び推進	「子どもの権利条約」啓発事業	子ども議会	私たちの児童会館づくり事業
事業概要	札幌の未来を担う子ども一人ひとりの権利を守り育むため、「子どもの権利条約」について広く市民議論を高めるとともに「（仮称）子どもの権利条例」を制定（平成18年度制定予定）し、子どもの権利擁護の推進を図る。	18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重の促進を目的としている「子どもの権利条約」に関して、各種啓発事業を推進することにより、市民の認識を深め、問題意識の醸成を図る。	未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会とするとともに、子どもが主体となる議会とし、議会を通じて子どもの権利条約の意見表明権などを体現する場として、権利条約について市民への啓発、議論の喚起を促す。	屯田北地区に整備予定の児童会館をモデルとして、児童会館のハード・ソフト両面にわたり、子どもが自ら参加し、主体的に関わる仕組みをつくることによって意見の反映を図るとともに、地域活動等に対する関心を育む。また、既存の児童会館の運営等にも順次子ども版運営委員会の導入を図り、子どもたちのための児童会館づくりも目指す。
指標	【子どもの権利条約に関する認知度】	【子どもの権利条約に関する認知度】	【参加者数】	【子ども版運営委員会実施施設数】
初期値（計画掲載）	15年度：14.3%	15年度：14.3%	15年度：65人	16年度：1か所
目標値	21年度：40%	21年度：40%	21年度：70人	21年度：21か所
16年度実績			69人	1か所
17年度実績			66人	3か所
18年度実績			55人	12か所
19年度実績		19年度：16.1%（※）	50人	60か所
19年度実施状況等 実施内容	・条例の制定に向け、平成19年8月に、「札幌市子どもの権利条例検討会議」を設置し、市民の参加のもと、条例をより良いものとするための工夫や、子どもの権利侵害からの救済制度について審議が進められた。 ・検討会議では、子どもとの意見交換を含め、計12回の委員会を開催し、平成20年2月に答申を行った。 ・検討会議の答申をもとに、平成20年2月に、条例素案に対するパブリックコメントを実施し、子ども、大人を合わせて393人の市民から意見が提出された。 ・これらの取組のほか、条例制定の意義等について、地域に出向いての説明会等を数多く開催し、子どもの権利についての普及が進められた。	・子どもの権利条約の啓発事業として、条約パンフレットの小学生、中学生への配布、人形劇を用いた各区子どもフォーラムなどを実施した。 ・条約の普及と併せて、条例づくりについても、周知パンフの作製、ニュースレター、ホームページ、テレビ・ラジオ番組などの活用のほか、パネル展、出前講座の実施など、様々な方法を用いて、広報活動を実施した。 （※）平成19年7月から8月にかけて行った意識調査では、条約の認知度は、16.1%であったが、「条約を知らない」と答えた割合は、30.9%であり、平成15年度の調査結果（47.5%）に比べ、大きく減少していた。	・市内の小学5年生から高校2年生の子ども議員が、5つの委員会（委員会の名称は子ども議員が設定）に分かれて、札幌市に対しての提案を行い、市長をはじめ、副市長・関係局長等が答弁をした。 ・子ども議員のほか、子どもたちの活動をサポートする大学生6人もスタッフとして参加した。 ○提案のための委員会7回 ・実施日　平成19年10月～12月 ○本会議 ・実施日　平成19年12月27日（木） ・場所　札幌市議会議場 ・主な提案 「札幌のおサイフ、財政のPR」 「レジ袋を減らすこと」 「学校におけるいじめの対策」 「家族のふれあい農業体験」 「雪の時間、防災キャンペーン」	・子ども運営員会を48館（児童会館38館、ミニ児童会館10館）に設置 ・活動促進支援事業　9事業 ・その他は継続実施 ・北郷児童会館改築子ども検討委員会を設置
20年度見込	・「（仮称）札幌市子どもの権利条例」は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を正式名称として、平成20年第3回定例市議会において制定された。 ・平成20年度も、子どもの権利の理解促進に向けた取組を引き続き進めていく。	・平成19年度に引き続き、ニュースレターの発行、パネル展の開催、人形劇を交えた子どもフォーラムなどを行うとともに、条例の必要性等について、市民理解を得る取り組みを続けていく。	・平成20年度も、平成19年度と同様に実施する。	児童会館、ミニ児童会館全館で実施
備考（特記事項）				

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	保健福祉局
担当（部）	子ども育成部	子ども育成部	児童福祉総合センター	保健所
基本目標 －基本施策	3-2	3-2	3-2	3-2
事業名	青少年育成委員会事業	心豊かな青少年をはぐくむ 札幌市民運動	児童虐待予防・防止連絡会議	区児童虐待予防・防止 ネットワーク事業
事業概要	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90地区・1,800人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における環境対策事業を推進する。	これまでの「非行化防止」から「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、全市的な取組としての「青少年を見守る店」の登録推進運動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を設置し、各地域での啓発活動を展開する。	虐待予防・防止に関して活動を行っている関係機関を一堂に集め、情報の共有化、事例検討等を行い連携の強化を図る。	各区保健センターにおいて、児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関代表者による連絡調整会議、事例検討会、研修会等を行う。
指標		【「青少年を見守る店」 登録店数】	【開催回数】	
初期値 （計画掲載）		15年度：6,388店	15年度：年２回	
目標値		21年度：7,200店	21年度：年２回	
16年度実績		6,200店	2回開催	
17年度実績		6,222店	2回開催	
18年度実績		6,253店	2回開催	
19年度実績		6,155店	2回開催	
19年度実施状況等 実施内容	1　青少年育成委員会が各地区で以下の事業を実施した。 ○社会参加の場や多様な体験機会の提供 　スポーツ(地区運動会等)、文化・芸術(音楽会、百人一首等)、レクリエーション(三世代交流会等)　など ○安全・安心の環境づくり 　地域安全パトロール、地域安全マップづくり　など ○研修会・学習会 　区又は地区青少年育成委員会委員研修の開催、関係団体等が実施している研修会への参加　など ○広報啓発活動等 　広報紙の作成・回覧、地区懇談会・講演会の開催　など 2　青少年育成委員会の活動を市民に周知するため以下のことを行った。 ○「青少年育成委員会活動事例集」を発行(11月) ○青少年育成委員会パネル展の開催(1月) ○広報ラジオ番組STV「さっぽろ散歩」への出演(1月)　など	7月の「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間」にあわせて「青少年を見守る店」登録推進活動を展開した。 登録推進活動は、年間を通して実施。 ○実施団体：各地区青少年育成委員会等 ○登録推進活動：登録推進活動用にチラシ9,000枚及び登録店用ステッカーを4,630枚を各地域で配付した。 ○広報活動等：手稲区手稲地区において、「青少年を見守る店スタンプラリー」を実施し、「青少年を見守る店」の周知を図った。また、子ども育成部HPに「青少年を見守る店」のページを開設した。	第一回 実施日：平成19年8月9日 場所：市児童福祉総合センター 報告事項等 ①札幌市における「生後4ヶ月までの全戸訪問」について ②子どもの権利条例の制定に向けた取組について ③札幌市児童相談所の虐待相談受理状況及び児童福祉法改正等について ④札幌市要保護児童対策地域協議会について 第一回札幌市子どもを守るネットワーク会議 実施日：平成20年3月11日 場所：市児童福祉総合センター ※上記連絡会議をより実効性あるものにするため再編成 報告事項等 ①札幌市の児童虐待の現状と対策について ②警察における要保護児童の現状について ③児童虐待対応サポートチーム（実務者会議）について	1　定例会議 （10回開催） 　定例会議を年１～２回、また、必要に応じて臨時会議を開催する。 2　ワーキンググループ 　関係機関が連携して、虐待及びハイリスク児に対する有効な家庭支援を行うために、事例検討会を行う。 (1)　会議の開催（64回開催） 　区保健センターが、関係機関と調整を図り事例検討会を開催する。 (2)　構成員 　事例に関わる関係機関の実務担当者 (3)　検討内容（119件） 　ア　各関係機関の情報の共有化 　イ　問題点のアセスメント 　ウ　支援目標の確認 　エ　今後の援助方針とその方法 　オ　各機関の役割分担等 3　研修会等 （19回開催） 　虐待予防に関わる関係者の資質の向上及び一般市民を対象とした、研修会等の実施
20年度見込	平成19年度に引き続き地域の青少年健全育成事業を推進する。また、青少年育成委員会の活動内容を広く市民に周知するために、広報の方法について工夫していく。	「青少年を見守る店」について、平成20年度も引き続き登録推進活動を促進する。また、登録店と地域が連携した活動を積極的に広報するなど、「青少年を見守る店」と地域が連携した活動の推進に努める。	年度内に1回	19年度と同様の内容を実施
備考 （特記事項）	平成20年4月1日に青少年育成委員会委員の一斉改選を行った。 ※委員の任期：平成20年4月1日～平成23年3月31日		当該事業は19年度で廃止した。児童虐待予防・防止連絡会議を札幌市子どもを守るネットワーク会議に再編成し、実務者会議を年度内4回程度、代表者会議を年度内1回行う予定。	

基本目標3：豊かな子ども時代をすごすための社会づくり

担当(局)	子ども未来局	保健福祉局	子ども未来局	子ども未来局
担当(部)	児童福祉総合センター	保健福祉局保健福祉部	子ども育成部	児童福祉総合センター
基本目標 －基本施策	3-2	3-3	3-3	3-3
事業名	児童虐待予防地域 協力員養成事業	思春期特定相談事業	子どもアシストセンター 相談・指導事業	家庭児童相談員の配置事業
事業概要	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、民生委員児童委員、主任児童委員、青少年育成委員等に対して、研修会により児童虐待予防地域協力員の養成を行う。	心の問題に悩んでいる青少年(概ね12～20歳)や家族に対して、電話や面接による相談を行うとともに、青少年に携わる専門職に対して、コンサルテーション(指導・助言)や研修会、講演会を企画する。	思春期の子どもの様々な課題に対処するために、電話・面談による相談や街頭における巡回指導などを実施する。	児童問題の相談窓口として各区役所に家庭児童相談員1人を配置するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら問題解決にあたる。
指標	【児童虐待予防地域協力員数】	【相談件数】 電話相談	【相談・指導件数】 相談	【配置人数】
初期値(計画掲載)	15年度：4,384人	14年度：321件	15年度：2,363件	15年度：10人(各区1人)
目標値	21年度：7,000人			21年度：10人(各区1人)
16年度実績	4,873人	264件	1,641件	10人(各区1人)
17年度実績	6,041人	377件	1,781件	10人(各区1人)
18年度実績	6,580人	357件	3,960件	10人(各区1人)
19年度実績	7,377人	372件	3,022件	10人(各区1人)
19年度実施状況等 実施内容	協力員登録研修 ①対象：無認可保育園職員 実施日：平成19年6月13日 場所：WEST19 ②対象：新任教頭先生 実施日：平成19年7月19日 場所：生涯学習総合センター ③対象：市立小学校の新任教頭及び未受講者 実施日：平成19年11月6日 場所：札幌市社会福祉総合センター ④対象：認可保育園・児童会館・幼稚園職員 実施日：平成20年1月22日 場所：札幌市社会福祉総合センター ⑤対象：民生委員・主任児童委員・青少年育成委員 実施日：平成20年2月19日・20日 平成20年3月7日 場所：札幌市社会福祉総合センター	1.電話相談：372件 2.来所相談：118件 3.コンサルテーション：13件 4.研修会「こどもから話をどう聞くか」 日時：平成19年9月10日 対象者：保健・医療・福祉・教育・司法・矯正教育関係職種 参加人数：80名	○相談 思春期の子どもやその保護者の身近な相談機関として、電話・メール・面談による相談を実施した。 相談内容は、学校生活、不登校、家庭生活、個人的な悩み、不良行為等、多岐に渡っている。 月曜～金曜　9：00～17：00 ○指導 喫煙や怠学など子どもの問題行動に早期に対応するため、駅・バスターミナル・繁華街などを巡回して指導にあたり、子どもが抱えている悩みを少しでも解消できるよう、子どもとの対話に努めている。 また、札幌市学校教護協会と連携をはかり、市内中心部の合同巡回指導を実施している。 月曜～金曜　午前と午後の1日2回	■家庭児童相談員と児童相談所との懇談会実施(1回) ■施設見学会<北海少年院>実施(1回) ■北海道・東北地区家庭児童相談室関係職員研究議会<岩手県盛岡市>へ家庭児童相談員2名派遣。 相談件数：1,506件
20年度見込	昨年度と同様に実施	電話相談 来所相談 コンサルテーション		前年度同様と見込まれる。
備考(特記事項)				

その他の設定指標（保健福祉局保健福祉部）

指標	【相談件数】来所相談
初期値(掲載)	14年度：114件
目標値	
⑯実績値	77件
⑰実績値	100件
⑱実績値	134件
⑲実績値	118件

その他の設定指標（子ども育成部）

指標	【相談・指導件数】指導
初期値(掲載)	15年度：3,070件
目標値	
⑯実績値	3,171件
⑰実績値	2,970件
⑱実績値	2,882件
⑲実績値	3,016件

担当（局）	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当（部）	児童福祉総合センター	児童福祉総合センター	児童福祉総合センター	児童福祉総合センター
基本目標－基本施策	3-3	3-3	3-3	3-3
事業名	子ども電話相談事業	メンタルフレンド派遣事業	児童家庭支援センター運営費補助事業	不登校児等グループ指導事業
事業概要	子ども本人や子育て等に悩む親からの電話相談に対し、適切な助言や他機関の紹介を行う。	社会的不適応を示し、家庭に引きこもりがちな子どもを対象に、「メンタルフレンド」として登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通じて子どもの社会性や自主性の伸長を援助する。	児童相談所との連携のもとに、児童虐待の未然防止、非行防止、保護者の子育て不安解消など、複雑多様化する児童問題を扱う地域に密着した24時間対応可能な児童福祉施設に対し、運営費を補助する。	不登校相談の児童を対象に、同年代の児童との交流を通じて、自主性や社会性を身につけることを目的としてグループ指導を行う。
指標	【相談件数】	【メンタルフレンド登録者数】	【実施か所数】	【参加児童数】
初期値（計画掲載）	15年度：1,346件	15年度：27人	15年度：１か所	15年度：７人
目標値		21年度：30人	21年度：２か所	
16年度実績	1,247件	13人	1か所	実人数 8名（延べ数174人）
17年度実績	1,013件	11人	2か所	実人数 9名（延べ数171人）
18年度実績	－－－－－－－	10人	2か所	実人数13人（延べ数219人）
19年度実績	－－－－－－－	19人	2か所	実人数14名(延べ数244人)
19年度実施状況等 実施内容	17年度をもって廃止	児童との遊びやふれあいの中で、その児童の自主性や社会性などの伸長を援助することを狙いとしており、児童の兄・姉の世代にあたるボランティア学生を「メンタルフレンド」として概ね週1回派遣している。 ※派遣対象児童：7、派遣回数延べ73回	興正こども家庭支援センターと羊ヶ丘児童家庭支援センターの運営費を補助している。	お花見　実施日：平成19年5月9日、場所：円山公園、参加者数：2名
20年度見込		前年度同様と見込まれる。	前年度同様と見込まれる。	前年度同様と見込まれる。
備考（特記事項）				

担当(局)	子ども未来局
担当(部)	児童福祉総合センター
基本目標 －基本施策	3-3
事業名	里親育成事業
事業概要	家庭で養育できない事情のある子どもを自宅で養育する里親を募集するとともに、里親への研修等を通じて里親制度の普及啓発を図る。
指標	【登録里親数】
初期値 (計画掲載)	15年度:109組
目標値	21年度:130組
16年度実績	115組
17年度実績	121組
18年度実績	120組
19年度実績	123組
19年度実施状況等 実施内容	(1)広報さっぽろ6月号:新規里親募集PR ・新規登録里親数:９組 (2)研修事業 ① 6月１１日　乳児院見学会:２５名参加 ② ７月２５日　新規登録里親研修:１０名参加 ③6月２５日 第1回里親研修会:４０名参加 「子どもの心を守る」 ④11月２６日 第2回里親研修会:２８名参加 「幼児安全法」 ⑤7月～10月専門里親養成教育(恩賜財団母子愛育会委託):１名参加 ⑥里親養育相互援助事業(札幌市里親会委託):２０回／年、延４８１名参加 (3)広報啓発事業 9月１２日　里親促進フォーラム　参加者約１３０名
20年度見込	前年度同様と見込まれる。
備考 (特記事項)	

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	観光文化局	観光文化局	環境局	環境局
担当(部)	文化部	文化部	みどりの推進部	みどりの推進部
基本目標－基本施策	4-1	4-1	4-1	4-1
事業名	博物館体験事業	自然探求サポート事業	夏休みネイチャークラフトフェスティバル	札幌市豊平川さけ科学館 親子・子供採卵実習
事業概要	化石採取体験学習会、植物観察会、昆虫採集会などを実施する。	博物館計画推進方針の5大プロジェクトにおける科学奨励制度の一環として、博物館の基本テーマに即した児童の研究活動を支援、奨励する。	夏休み期間中の子どもたちを対象に、木工の専門家の指導による公園管理で生じた資源を利用したクラフト活動を豊平公園で実施する。	サケの生態等を学習するために、採卵受精作業や解剖・うろこなどの観察を行う。
指標	【満足度】	【応募者数】	【参加者数】	【開催回数】
初期値(計画掲載)		15年度：20人	15年度：700人	15年度：年8回
目標値	21年度：85%	21年度：100人	21年度：1,000人	21年度：年8回
16年度実績	95%	7人	607人	10回開催
17年度実績	100%	3人	593人	6回開催
18年度実績	96%	4人	663人	2回開催
19年度実績	96%	3人	503人	2回開催
19年度実施状況等 実施内容	「たんぽぽであそぼう！～春の植物観察会」、「水生昆虫観察会」、、「アンモナイト化石のクリーニング」、「地史見学会」、「昆虫標本をつくろう！」、「落ち葉のしおりをつくろう!～秋の植物観察会」、「海岸を歩く、見つける、集める、考える～漂着物集めと化石採取」の参加者に対して行ったアンケート結果である。	・3件(のべ3人)の応募テーマの中から2件を選考し、夏休みから翌3月にかけて野外調査、室内調査、まとめ、展示制作・公開、口頭での成果発表会を行った。 ・取り組んだテーマ (化石分野) 「豊平川の石ころはどこからきたの？」 参加者:白石区、小学4年、1人 サポート研究者:古沢　仁(札幌市博物館活動センター学芸員) (植物分野) 「たくさんの葉っぱがついて1枚と数えるのと、1枚だけで1枚と数える葉っぱがあるのか？(葉っぱの数え方について)」 参加者:豊平区、小学4年、1人 サポート研究者:山崎真実(札幌市博物館活動センター学芸員)	夏休み期間中の子どもたちを対象に、木工の専門家の指導による公園管理で生じた資源を利用したクラフト活動を豊平公園で実施する。 ・平成19年7月25日(水)・26日(木) 10:00～15:00 ・入場料100円／人 ・公園の剪定枝などを利用したクラフト ・枝と木の実でアクセサリー ・花とハーブの鉢植えづくり などのメニューに自由参加 （大半が小学生の参加）	サケの人工受精を体験する実習を行なった。実習ではサケのオスとメスの見分け方や、体長・体重測定、受精作業(メスザケのお腹から卵を取り出し、オスの精子をかける)を参加者が分担して行なった。また、うろこから年齢を調べたり、体の仕組みを学んだ。 実施日 平成19年9月～11月　合計2回 場所 札幌市豊平川さけ科学館 参加対象者 公募による実習 （小学4年以上） 参加者数 大人　22人 子供　29人 その他に、学校や団体からの申し込みによる採卵実習を合計15回行った。大人136人、子供333人参加。
20年度見込	地史見学会、植物観察会、昆虫採集会、漂着物観察会、化石クリーニングなど各種体験学習会を実施する予定。	応募テーマから選考されたテーマについて、児童がサポート研究者とともに自然を探求していく。夏休みから翌3月にかけて野外調査、室内調査、まとめ、展示制作・公開、口頭での成果発表会を行う予定。	平成20年7月29日(火)・30日(水)実施済み	20年9月～11月に、公募による採卵実習を計2回予定している。その他に実習の申込があった場合には、随時実習を行う予定である。 また、採卵実習のほかに「サケの受精体験」というプログラムを10月～11月の間で8回予定している。
備考(特記事項)				平成18年度以降、採卵実習の回数を減らし、代わりに内容を簡易にした「サケの受精体験」というプログラムを始めている。平成19年度は受精体験を6回開催し、参加人数は大人124人、子供82人であった。

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	環境局	教育委員会	観光文化局	観光文化局
担当(部)	円山動物園	生涯学習部	文化部	文化部
基本目標－基本施策	4－1	4－1	4－1	4－1
事業名	一日飼育係(夏及び冬)	野外体験事業	博物館講座事業	佐藤忠良関連施設整備事業
事業概要	公募による市内の小学校4～6年生が獣舎内の清掃やエサ作りなどといった飼育係の仕事を体験する。	夏休み・冬休みの長期休業日に、子どもたちに林間学校等の野外体験の学習機会を提供する。	博物館活動センター主催の各種講座や講演会を実施する。	芸術の森野外美術館の敷地内に、札幌市ゆかりの彫刻家である佐藤忠良の作品を収蔵、展示するとともに、子どもが芸術に触れ、作品を創作したり、読み聞かせのできる機能を持つ体験型ギャラリー（展示室）を建設する。
指標	【参加者数】	【参加者数(累計)】	【受講者の満足度】	【施設開設】
初期値(計画掲載)	15年度：夏・88人、冬・48人	15年度：52,600人		
目標値	21年度：夏・88人、冬・48人	21年度：62,800人	21年度：85%	20年度開設
16年度実績	夏88人　冬・48人	54,278人	92%	
17年度実績	夏88人　冬・42人	56,048人	89%	
18年度実績	夏88人　冬・36人	59,859人	96%	
19年度実績	夏88人　冬・36人	61,731人	86%	【19年度新規事業】
19年度実施状況等 実施内容	夏の一日飼育係 開催日：平成19年7月26日（木）～29日（日） 定員：各日22名　合計88名 参加者：88名 内　容： 9：00～12:00　飼育作業体験 13：00～15：00　草食動物のフンからはがき作り、動物に関する講義 冬の一日飼育係 開催日：平成19年12月26日（水）～28日（金） 定員：各日12名　合計36名 参加者：36名 内　容： 9：00～12:00　飼育作業体験 13:00～14：00　動物に関する講義	《林間学校》 〇夏季林間学校 ・期間：平成１９年７月２７日(金)～８月４日(土) ・会場：盤渓小・駒岡小・手稲北小・有明小・豊滝小・青少年山の家・森はともだちの7会場 ・参加者数：１，１２８人 ・対象：小学校３年生～６年生 〇冬季林間学校 ・期間：平成２０年１月５日(土)～１月１１日(金) ・会場：青少年山の家・定山渓自然の村 冬はともだちの3会場 ・参加者数：６３０人 ・対象：小学校３年生～６年生 《アタックキャンプ》 〇夏季アタックキャンプ ・期間：平成１９年８月６日(月)～８月１０日(金) ・会場：藤野野外スポーツ交流施設フッズ ・参加者数：７５人 ・対象：市内の中学生 〇冬季アタックキャンプ ・期間：平成２０年１月５日(土)～１月８日(火) ・場所：滝野自然学園 ・参加者数：３９人 ・対象：市内の中学校１・２年生	・夜間講座「地球環境の過去・現在・未来」（全5回）の参加者に対して毎回行ったアンケート結果である。 ・他に、講座として〝自然科学絵本読み聞かせ＆学芸員の『小ネタ話』〟（全12回、3歳～大人対象）、〝カルチャーナイト2007「博物館が図工室になる？！〟（主催：カルチャーナイト2007実行委員会）、〝第3回ジオ・フェスティバルin Sapporo〟（共催）を実施した。	建物の建設に向けて、諸準備を行った。 1　レストハウス撤去工事 2　施設建設についての実施設計 3　施設のコンセプト等の検討 4　購入作品の選定及び作品購入
20年度見込	夏の一日飼育係 開催日：平成20年7月29日（火）、31日（木）定員：各日22名　合計44名 冬の一日飼育係 開催日：平成19年12月26日（金）、27日（土）定員：各日12名　合計24名	＜林間学校＞ ・平成１９年度同様の内容で実施する。 ＜アタックキャンプ＞ ・夏季は平成19年度同様の内容で実施、冬季については休止する。	博物館活動センター主催(共催含む)各種講座や講演会を実施する予定。	施設開設
備考(特記事項)				

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	観光文化局	観光文化局	教育委員会	教育委員会
担当(部)	文化部	文化部	生涯学習部	中央図書館
基本目標 －基本施策	4−1	4−1	4−1	4−1
事業名	ニッセイ名作劇場	Kitaraファーストコンサート	ジュニア・ウィークエンドセミナー	図書館における子ども向け行事
事業概要	感性豊かな小学校高学年を対象に劇団四季のミュージカルを観劇する体験機会を設ける。	札幌市内の全小学6年生を対象として、札幌コンサートホールKitaraで、オーケストラ演奏を鑑賞・体験する事業を行う。	子どもたちが充実した週末を過ごすことができる機会の提供を目的として、各種体験講座を実施する。	図書館本来の奉仕活動の一環として、文化活動の機会と場の提供を図るため、各種行事を各館独自の計画に基づいて実施する。 特に、子ども向け行事は、映画会、工作会、人形劇など子どもに親しまれる内容とし、図書館に対する興味と関心を喚起することを目的として実施する。
指標	【観劇者数】	【鑑賞対象者】	【受講者数】	【参加者数】
初期値 （計画掲載）	15年度：9,007人	16年度：小学校6年生	15年度：845人	15年度：5,831人
目標値	21年度：13,500人	21年度：小学校6年生	21年度：1,000人	21年度：6,800人
16年度実績	8,983人（参加校108校）	15,414人（参加校194校）	943人	6,500人
17年度実績	8,984人（参加校116校）	15,930人（参加校203校）	576人	5,405人
18年度実績	9,032人（参加校112校）	17,744人（参加校214校）	1,581人	542人（中央図書館）
19年度実績	9,011人（参加校112校）	15,958人（参加校205校）	1,184人	4,733人
19年度実施状況等 実施内容	優れた舞台芸術を間近で鑑賞する機会を設けることで、児童の情操教育の一翼を担う。 ■実施日 平成19年9月4日、5日 ■公演数 4公演(午前・午後各１回×２日間) ■会場 北海道厚生年金会館 ■対象 市内の小学校6年生 ■観劇者数 112校9,011人 <プログラム> 「ユタと不思議な仲間たち」/劇団四季 入場料:無料	■　実施日 H19/8/27、28、9/4～6 ■　実施回数 10回（午前・午後各1回×５） ■　プログラム（楽器紹介を含めて約1時間程度） 1　フーガト短調BWV578「小フーガ」（オルガン独奏）/ J．Sバッハ（約4分） 2　歌劇「カルメン」より第一幕への前奏曲/G.ビゼー（約4分） 3　交響曲第5番ハ短調「運命」より第1楽章/ L．V．ベートーヴェン（約8分） 4　管弦楽のためのラプソディ/外山雄三（約7分） 5　ハンガリー舞曲第5番/J.ブラームス（約2分） 6　映画「スターウォーズ」より「メインタイトル」/ J．ウィリアムズ（約8分） ■　演奏 1：キタラ専属オルガニスト独奏、2～6：札幌交響楽団 ■　入場者数等 ○　参加校数：205校 ○　参加児童数：15,162人 ○　引率者数：796人 ○　合計入場者数：15,958人	学ぶこと本来の面白さを発見してもらう講座（Aコース）と社会教育施設の機能を活用し特定の分野の入門基礎を学べる講座（Bコース）を実施。 【Aコース】 ・手話、パントマイム、話し方等の講座を実施（10回） 参加者数：204人 【Bコース】 ・札幌の歴史探検「歴史新聞をつくろう」（6回） 参加者数：57人 ・親子パソコン教室（11回） 参加者数：300人 ・親子クッキング教室（10回） 参加者数：169人 ・科学教室（24回） 参加者数：454人	中央図書館及び各地区図書館（9館）において、職員及びボランティア団体により、こども映画会、工作会、人形劇、お楽しみ会（クリスマス会、かるた大会ほか）など子ども向け行事を、夏・冬休み、読書週間などにあわせてそれぞれ実施した。
20年度見込	■実施日　平成20年9月1日～5日 ■公演数　10(午前・午後各1回×5日) ■観劇場所　札幌市教育文化会館 ■対象　市内の小学校6年生 ■観劇予定者数　約123校10,622人 <プログラム> 「人間になりたがった猫」/劇団四季 入場料:無料	平成19年度と同程度を予定。	AコースとBコースの区分を廃止。 講座内容及び回数については、19年度同程度を予定。	実施を継続する。
備考 （特記事項）	従来、(財)ニッセイ文化振興財団との共催で行ってきたが、平成20年度から(財)舞台芸術センターとの共催により「こころの劇場」として開催する。			

担当(局)	子ども未来局	環境局	建設局	水道局
担当(部)	子ども育成部	円山動物園	管理部	総務部
基本目標 －基本施策	4-1	4-1	4-1	4-1
事業名	地域ふれあい体験事業	親子夜の動物ウォッチング	下水道科学館フェスタ	夏休み親子水道施設見学会
事業概要	地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染め物などの伝承文化、体験談や暮らしの知恵など豊かな経験を広く子どもたちに継承し、多様な価値観を身に付けながら主体的に行動できる青少年の育成を図る。	夏休み期間中の２日間、公募による市内の小中学生とその親あわせて240人（一日あたり120人）が、飼育係の案内により普段見ることのできない動物の夜の生態についての学習の場として実施する。	下水道科学館において、小学生以下の子どもを主な対象とした下水道に関するイベントを実施し,楽しみながら下水道への理解を深める。	夏休み期間中に、小学3～6年生の児童及びその保護者を対象として、ダム、浄水場などの水道施設の見学を体験型の学習として実施し、水資源の有限性、水の貴重さ、水資源開発の重要性等を認識するとともに、水道事業への理解を深める。
指標	【参加者数】	【参加者数】	【事業実施回数】	【参加者数】
初期値 （計画掲載）	15年度：1,560人	15年度：240人	15年度：年１回	15年度：184人
目標値	21年度：1,560人		21年度：年１回	21年度：240人
16年度実績	1,000人程度	258人	年1回	198人
17年度実績	1,800人程度	207人	年1回	198人
18年度実績	1,400人程度	102人	年１回	168人
19年度実績	1,200人程度		年１回	137人
19年度実施状況等　実施内容	主に小学校１年生から高校3年生と、地域の大人たちを対象として、各区3回、単位子ども会が独自で事業を実施した。	平成19年度から廃止 理由：夜の動物園の開催回数増や内容の充実などにより、当該事業と同様の事ができるため、費用対効果の観点から廃止した。	「下水道の日」（9月10日）に合わせ、下水道広報イベントとして平成９年度から実施している。 　19年度も小学生や家族連れを主たる参加対象として、楽しみながら下水道について学ぶことができる企画内容で開催した。 ア　実施期間 　　平成19年9月１日（土）、２日（日）＜２日間＞ イ　会場 　　札幌市下水道科学館 ウ　入場者数 　　6,721人	8月1日～3日実施 対象　小学生とその親 定員240名　参加137名 見学コース 定山渓ダム、豊平峡ダム、水道記念館、藻岩浄水場 「水ができるまで」をテーマに、水ができるまでの道のりをバスで見学した。
20年度見込	平成20年度も、平成19年度と同様に実施する。		20年度も、子供や家族連れの来場者が下水道に親しめる企画内容で、引き続き開催する予定。子供向けの講座や工作教室、水質測定体験など新しい取組みも検討する。	8月5日～7日実施 対象　小学3～6年生とその保護者 定員240名　参加　144名 見学コース　定山渓ダム、豊平峡ダム、水道記念館、藻岩浄水場
備考 （特記事項）			フェスタ開催の2日間に限らず、年間を通じて施設への来館を促すよう、イベントの実施や広報活動の充実を図り、下水道に関する知識に接してもらえる機会を増やして行きたい。	

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	経済局	経済局	経済局	経済局
担当(部)	産業振興部	産業振興部	農務部	農務部
基本目標 －基本施策	4-1	4-1	4-1	4-1
事業名	親子ものづくり教室	子ども映像制作ワークショップ	サッポロさとらんど農業体験学習	子ども体験農園
事業概要	技能労働の現場における人材確保・育成、熟練技能の継承を目的として、小学校等を会場に、技能の大切さ、素晴らしさの啓蒙・普及につながる講座を実施する。	ショートフィルムの産業化に向けた底辺の拡大策として、小学生向けの映像言語の教育やショート・フィルム制作のワークショップを札幌国際短編映画祭の一環として開催する。	将来を担う市内小学生を対象に、農業体験交流施設（サッポロさとらんど）を利用して、農業体験学習を通じ「食と農の関わり」への知識や理解を深めると共に、農業の大切さと魅力、農業・農村の果たしている役割について学びながら、「食育」の重要性を認識してもらう。	子どもたちに体験農園の場を提供し、自分たちで育てた野菜を自分たちで収穫して食するなどの体験を通じて、「食」と「農」の大切さを学んでもらう。
指標	【実施回数・参加者数】	【参加人数】	【参加人数】	【参加人数】
初期値 （計画掲載）	15年度：3回・90人	18年度：100人	17年度：8,000人	18年度：50人
目標値	21年度：4回・120人	20年度：150人	21年度：50,000人	21年度：100人
16年度実績	4回・101人		【17年度新規事業】	
17年度実績	4回・114人	【18年度新規事業】	9,230人	
18年度実績	4回・136人	111人	77,483人	【19年度新規事業】
19年度実績	4回・122人	2回・40人	141,000人	196人
19年度実施状況等 実施内容	熟練技能の大切さ、素晴らしさの啓蒙・普及につながる講座として、「親子ものづくり教室」を実施した。 実施日（場所）： ①平成19年10月20日（札幌市産業振興センター） ②平成19年11月10日（経専調理製菓専門学校） ③平成20年1月12日（札幌市産業振興センター） ④平成20年2月2日（札幌市産業振興センター） 参加対象者：市内の小学校に通う3～6年生とその親 参加者数：延べ122名 札幌地方職業能力開発協会への事業委託により実施 協力団体 ①北海道美容理容技能者の会 ②札幌洋菓子協会 ③札幌タイル・煉瓦工事組合 ④日本建築大工技能士会札幌支部	札幌在住の映像制作者であり、札幌国際短編映画祭のスタッフでもある島田英二監督が中心となり、札幌市宮の森小学校で先生と生徒が参加するワークショップを実施した。 ★主催：宮の森小学校PTA「お父さんの会」、SAPPORO ショートフェスト実行委員会 ★協力：地域こどもネットワーク「みんなの森」、インタークロス・クリエイティブ・センター、Lapt ★場所：宮の森小学校視聴覚室（3F） ★対象：宮の森小学校の児童 ★人数：20名 ★開催日時（2週連続） 第一回「モンタージュ作品を撮ってみよう！」 ● 7/14（土）9:00 ～ 12:30 ・「みる」から「つくる」へ『モンタージュ』って何？ ・「脚本」を考えよう ・映像を撮影してみよう ・映像の撮影のコツ ・各自の感想記入、次回「編集」の導入 第二回「モンタージュ作品を編集しよう！」 ● 7/21（土）9:00 ～ 12:30 ・編集の考え方、編集のコツ ・編集してみよう ・クレジットを入れよう ・鑑賞会　出来上がったみんなの映画を見てみよう ・どこが良いところか、どこを直せば良くなるかみんなで考えてみよう ・クロージング＆ショートフィルム上映	さとらんど内水田を利用し、小学生を対象とした総合学習を実施した。 札苗小、東光小などが6校3，313人が参加し、田植え、田圃の生き物観察、稲刈り、もちづくりなどを体験した。 その他、小学生限定ではないが、ビニールハウスや農園での収穫体験、ジャガイモ４日間コース、大豆４日間コース、手づくりバター・アイスクリーム体験など小学生を含む親子、一般市民を対象とした農体験のメニューを常時提供している。	平成19年度は、既存の2ヶ所に加え、第3選挙区の清田区真栄地区も開設し、計3ヵ所で体験農園事業を行った。今回は、地域の子ども会等と連携して開催し、農業委員の指導による野菜の栽培（原則として無農薬、有機肥料栽培）や収穫体験等を通じて食育活動を展開した。 実施機関 平成19年5月～9月 参加者 屯田　屯田太鼓、屯田北児童会館の小学生47人 丘珠　東区子ども会の親子100人 真栄　清田区子ども会の親子49人 収穫した野菜 ジャガイモ、タマネギ、トウモロコシ、エダマメ
20年度見込	技能労働の現場では、事業内職業訓練校における訓練生の確保が喫緊の課題となっており、事業対象年齢を15歳から34歳までの若年者に見直し、技能者を志す若年者の確保を目指して、職業訓練校が直接指導を行う職業体験実習「職人塾」事業を実施する。	今年度も同方針を継続し、札幌国際短編映画祭の一環としてワークショップを開催する。	１９年度とほぼ同様の企画を実施する	平成19年度の3か所を体験農園を継続して開設し、地域の子ども会等と連携しながら運営している。 参加者 屯田　屯田太鼓、屯田北児童会館の親子35人 丘珠　東区子ども会の親子85人 真栄　清田区子ども会の親子51人
備考 （特記事項）	親子ものづくり教室は平成19年度を持って廃止。			

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	子ども未来局	観光文化局	観光文化局	子ども未来局
担当(部)	子ども育成部	スポーツ部	スポーツ部	子ども育成部
基本目標－基本施策	4-1	4-1	4-1	4-1
事業名	さっぽろ少年6団交流事業 友遊KiD`Sランド	国際親善ジュニアスポーツ 姉妹都市交流	札幌カップ国際アイスホッケー競技大会	国際ユースネット21補助事業
事業概要	市内で活動する少年6団体(子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団、鉄道少年団、海洋少年団)の相互交流や加入促進を目的に、一般の子どもたちにも広く参加を呼びかけ、団体の日頃の活動の発表や各種体験コーナーなどを実施する。	各姉妹都市の提携記念年に市内中学生で編成した選手団を派遣する。また、提携記念年に該当しない年には全ての姉妹都市を札幌に招請し、姉妹都市間の親善を図る。なお、ノボシビルスク市への派遣については、提携記念年を2年繰り上げて実施する。	青少年の健全育成と国際交流などを目的として、札幌市の提唱により、北方都市会議参加都市、姉妹都市に参加を呼びかけ、1989年8月に第1回大会を札幌市において開催し、以後、隔年で開催している。	世界各国の青少年を招き、ホームステイ、社会見学や文化交流などの様々なプログラムを行うことにより、道内の青少年との交流を図る。
指標	【来場者数】	【実施回数】		【参加者数】
初期値(計画掲載)	15年度：3,800人	15年度：年1回		15年度：0人
目標値	21年度：4,500人	21年度：年1回		21年度：40人
16年度実績	4,000人程度	1回	1回	24人
17年度実績	5,000人程度	1回		24人
18年度実績	4,500人程度	1回	1回	－－－－－－－
19年度実績	4,500人程度	1回		－－－－－－－
19年度実施状況等 実施内容	10月20日(土)に札幌市スポーツ交流施設「つどーむ」にて実施。 各少年団体が、それぞれの特色を生かしたコーナーの設置やステージで日頃の活動成果の発表を行った。 また、この事業を通じて少年団体相互の交流を行った。	姉妹都市提携35周年を迎えたミュンヘン市へ男子バスケットボール札幌市選手団を派遣し、ミュンヘン市選抜チームとの試合を行い、スポーツ交流を行った。 ・派遣期間　平成19年8月28日～9月4日 ・札幌市選手団　17人	隔年開催のため19年度は実施せず	17年度をもって廃止
20年度見込	平成20年度は、札幌市スポーツ交流施設「つどーむ」にて9月6日(土)に開催を予定している。参加団体は19年度と同じ。	ノボシビルスク市(ロシア)に男子バレーボール札幌市選手団を派遣し、ノボシビルスク市やシベリア地方の中学生たちとバレーボールの試合を行い、スポーツ交流を行った。また、ノボシビルスクでホームステイを行うなど市民レベルでの交流も行った。 ・派遣期間　平成20年6月19日～6月26日 ・札幌市選手団　16人	20/8/8～8/10の日程で実施済み 参加都市は、 エドモントン市(カナダ) ブランドン市(カナダ) ノボシビルスク市(ロシア) の3都市	
備考(特記事項)			20年度を最後に廃止の予定	

基本目標 4：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当（局）	環境局	環境局	教育委員会	観光文化局
担当（部）	環境都市推進部	環境都市推進部	生涯学習部	スポーツ部
基本目標 －基本施策	4-1	4-1	4-1	4-1
事業名	環境プラザにおける 環境学習の機会の提供	新エネルギー教室	司法教育の推進	ファイターズ屋内練習場 市民開放事業
事業概要	環境教育の拠点施設である環境プラザから、環境学習の機会等を提供する。 環境プラザを通じて、環境問題を正しく理解し、かつ行動を喚起することにより、環境に配慮した行動が普及・定着することを目標とする。	次世代を担う小学生を対象に、地球温暖化問題等や各新エネルギーについて、わかりやすく解説した「新エネルギー勉強会」と太陽光発電を実際に体験する「ミニソーラーカー工作教室」を組み合わせた事業を実施する。	司法制度への関心を高め、司法教育を充実させるため、学校教育等における司法に関する学習機会の提供を図る。	北海道日本ハムファイターズの屋内練習場の少年野球を中心とした市民開放を促進するため、施設を借上げて運営・管理を行うNPO法人に対して補助を行う。
指標				
初期値 （計画掲載）				
目標値				
16年度実績				
17年度実績		【18年度新規事業】		
18年度実績		6校		
19年度実績				
19年度実施状況等　実施内容	環境プラザの役割や展示物などの説明を行うとともに、環境問題を正しく理解し環境に配慮した行動を率先して実行へ移すための普及啓発を行っている。 小中学校総合学習見学：26件	北海道経済産業局が募集した新エネルギー教室へ応募したが、選考から外れたため、19年度は実施していない。	資料館の施設機能（法と司法の展示室、刑事法廷展示室等）を活用し、法と司法に関する学習を推進。 ・市立高校生を対象とした模擬裁判 ・親子法律講座 ・学校の社会見学への対応	NPO法人北海道野球協議会が北海道日本ハムファイターズから借り上げたもののうち、少年野球対象に貸し出した場合の借上げ科相当額を同法人に対し補助した。 利用日数：89日（小中学生利用分） 利用区分数：136区分 （小中学生利用分）
20年度見込		市内4校程度で風力発電に係る新エネルギー教室を実施する予定。	事業が定着化したことから、19年度に引き続き同様の事業を実施する予定である。	過去実績を勘案し、補助上限金額を減額し実施する。
備考 （特記事項）	H18 年度より指定管理者制度で運用 （指定管理者：（財）札幌市青少年女性活動協会）		法及び司法に関する学習機会の提供等については、指定管理者の管理業務に含めている。	

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	観光文化局	消防局	市民まちづくり局	保健福祉局
担当(部)	文化部	予防部	都市計画部	総務部
基本目標 －基本施策	4-1	4-1	4-1	4-2
事業名	芸術体験キッズプロジェクト事業	「教えて！ファイヤーマン」事業	市民との協働による 都市計画制度普及事業(一部)	ボランティア体験事業
事業概要	舞台芸術の普及振興と子どもたちの創造性を高めるため、教育文化会館において専門家によるアート講座・ワークショップを開催し、大人とともに舞台芸術を学び、その成果を発表したり、芸術の森の美術館、クラフト工房等の各施設の特性を活かして、子供たちが美術、工芸、音楽などのさまざまな芸術を楽しみながら体感する事業を行う。	小学4年生の児童を対象として、第一線で働いている消防職員が小学校の教壇に立ち、消防に関する知識を教えるほか、煙からの避難や119番通報、消防隊が災害現場で使用する資機材に触れてもらう等の体験を通じて、消防の仕事に対する興味・関心を高め、その役割を理解してもらうと共に「命の尊さ」を伝えることを目的とする。	将来のまちづくりを担う子どもたちの育成に向け、子ども向け都市計画普及本「ミニまち」(さっぽろのまちがわかる小さな本)を発行、配布していくとともに、「ミニまち」を活用した講座等を各小学校などで実施する。	ボランティア活動の振興を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施するボランティア体験事業に対して、補助を行う。
指標			講座等受講者数	【参加者数】
初期値 (計画掲載)			19年度:200人	15年度:523人
目標値			21年度:800人	
16年度実績				413人
17年度実績				490人
18年度実績			【19年度新規事業】	301人
19年度実績		市立小学校 203校	438人	475人
19年度実施状況等 実施内容	子どものための「オペレッタ」ワークショップと、成果発表公演を実施した。また、アウトリーチ活動としてお出かけコンサートも実施した。 <ワークショップ> ■場所:教育文化会館 ■会期:平成19年9月～平成20年2月(毎週土曜日) ■実施回数:25回 ■対象:小学校4年生以上～中学生 ■受講者数:35人 <発表公演> ■場所:教育文化会館 ■期日:平成20年1月14日 ■鑑賞者数:305人 入場料:300円(中学生以下無料整理券配布) ■参加料:一ヶ月3000円 <お出かけコンサート> ■場所:社会福祉法人羊ヶ丘養護園 ■期日:平成20年2月3日 ■鑑賞者数70人	・職員の体験談の他、スライド画像を使用して「消防の仕事」を分かりやすく説明。 ・119番通報の模擬体験、煙の中からの避難体験、水消火器による消火体験。 ・災害現場で使用する資機材等の展示、着装体験。 ・小学校に設置されているAED(自動体外式除細動器)の取扱い方法の説明。	「ミニまち」を各小学校等に配布するとともに、下記のとおり「ミニまち」活用講座等を実施した。 ・平成19年7月13日 市役所屋上からの街並み案内実施(厚別通小学校3年生88名) ・平成19年8月23日 JRタワー展望室からの街並み案内①実施(屯田北小学校3年生125名) ・平成19年9月8日 地域公開授業における「ミニまち講座」①実施(上野幌東小学校4年生28名) ・平成19年11月27日 あいの里まちづくり講座実施(あいの里東小学校4年生65名) ・平成20年2月12日 JRタワー展望室からの街並み案内②実施(西野小学校3年生60名) ・平成20年2月13日 「ミニまち」講座②実施(あいの里東小学校3年生72名)	様々なボランティア活動をメニューから選んで体験できるようし、市民がボランティア活動に取り組む機会の充実を図った。 〔対象〕小学生以上の市民 〔期間〕通年 〔受入先〕266施設・団体 〔参加者〕475人
20年度見込	平成19年度と同程度を予定。	・市立小学校203校で実施予定。	平成20年6月、再度市内全小学校に活用事業を周知し、19年度に引き続き希望校等への講座等を実施する予定。	
備考 (特記事項)				

基本目標 4：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当(部)	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部
基本目標 －基本施策	4-2 (再掲 3-1)	4-2	4-2	4-2
事業名	子ども議会	さっぽろ夢大陸 「大志塾(仮称)」事業	札幌市少年リーダー養成研修	少年国際交流事業
事業概要	未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会とするとともに、子どもが主体となる議会とし、議会を通じて子どもの権利条約の意見表明権などを体現する場として、権利条約について市民への啓発、議論の喚起を促す。	サッポロさとらんど内の未整備地を会場に、子どもたちの自主性や創造性などを育むため、子どもたち自らが希望する活動内容の立案や準備を行い、グループで協力しながら継続的に取り組む参加型の体験活動事業を展開する。	青少年の健全育成を推進するうえで、地域において大きな役割を果たす子ども会活動を円滑に進めるため、子ども会活動の中心役としてふさわしい知識と技能を持った少年リーダーを育成する。	子どもたちの自主性を育み国際的視野を広げるため、ノボシビルスク市(ロシア)及びシンガポール共和国との相互交流事業において、参加者が意見や課題を持って取り組むプログラムを実施する。
指標	【参加者数】	【対象者数】	【研修受講者数】	【参加者数】
初期値(計画掲載)	15年度:65人	15年度:48人	15年度:1,318人	14年度:64人
目標値	21年度:70人	21年度:200人	21年度:1,500人	21年度:80人
16年度実績	69人	57人	1,250人	35人
17年度実績	66人	137人	1,350人	48人
18年度実績	55人	186人	1,203人	74人
19年度実績	50人	167人	1,158人	70人
19年度実施状況等 実施内容	・市内の小学5年生から高校2年生の子ども議員が、5つの委員会(委員会の名称は子ども議員が設定)に分かれて、札幌市に対しての提案を行い、市長をはじめ、副市長・関係局長等が答弁をした。 ・子ども議員のほか、子どもたちの活動をサポートする大学生6人もスタッフとして参加した。 ○提案のための委員会7回 ・実施日　平成19年10月～12月 ○本会議 ・実施日　平成19年12月27日(木) ・場所　札幌市議会議場 ・主な提案 「札幌のおサイフ、財政のPR」 「レジ袋を減らすこと」 「学校におけるいじめの対策」 「家族のふれあい農業体験」 「雪の時間、防災キャンペーン」	子どもたちの自主性、創造性、協調性などを育むために、子どもたち自らが活動の計画や準備を行い、互いに相談・協力しながら継続的な体験活動を行う参加型事業。 活動期間:夏期(5月から9月までの土曜日8回実施) 対象:市内の小学生 活動場所:サッポロさとらんどの一部(整備計画のない休遊地)・さとらんど交流館など ※子ども村づくり活動、ｷｬﾝﾌﾟ等 第1回:ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ 第2～6回:村づくり活動 第7回:村づくり活動、子ども村まつり、ｷｬﾝﾌﾟ 第8回:収穫祭	高校生以上を対象とし、ジュニアリーダー上級研修を7回実施。その内1回は全市合同研修を実施した。また、各区でも6回から7回ジュニアリーダー養成・初級・中級を行った。(全区計62回)。	ノボシビルスク少年交流事業: 平成19年7月23日より7月30日の日程で、ノボシビルスク市から派遣された少年少女10名のホームステイの受入を行った。受入にあたっては、交流事業の効果を一層高めるため、児童会館でのプログラム等、参加者以外の子ども達との交流の機会を設定した。 シンガポール少年少女交流事業: 平成19年8月1日から8月11日までシンガポールへ中学2年生14名を派遣した。団員はシンガポール団員の家庭にホームステイし、中学校体験入学や施設見学等の交流プログラムを体験した。派遣にあたっては事前研修を行い、シンガポールの概要、環境政策などについて取り上げた。団員はグループごとに研修の課題を決め、現地で調査した。 事業終了後には、両交流事業の参加者による事業報告会を行った。
20年度見込	・平成20年度も、平成19年度と同様に実施する。	引き続き、子どもたちの自主性、創造性、協調性などを育むために、継続的な体験活動を実施する。	平成20年度は、下記の研修を予定している。 本部上級研修:計7回 各区養成・初級・中級研修:計61回	ノボシビルスク: 中学1年～高校2年の少年少女10名をノボシビルスク市に派遣 シンガポール: 中学3年生の少年少女14名をシンガポールから受入
備考(特記事項)				両事業とも隔年で派遣・受入を実施。

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当（局）	子ども未来局	子ども未来局	交通局	経済局
担当（部）	子ども育成部	子ども育成部	事業管理部	産業振興部
基本目標－基本施策	4-2	4-2	4-2	4-2 （再掲 4-1）
事業名	子どもワンダーランド事業	こどものまち 「ミニさっぽろ」事業	サタデー・テーリング	子ども映像制作ワークショップ
事業概要	留学生らや外国出身の子どもたちとの交流を通じて、互いの文化・習慣・考え方の違いを体験することにより、国際感覚を身に付け、国際親善の大切さを学ぶ機会を提供する「子どもワンダーランド事業」を17年度新たに実施する。	市内の小学生が、子どもの街である「ミニさっぽろ市」の市民となり、そこで働き給料を得て、お店で買い物や食事をすることができるなどの社会生活体験事業を実施。	子どもたちが自主的に「ふるさと札幌」を学習して歩く手助けとなるとともに、公共交通機関の便利さや快適さを学んでもらい、併せて交通マナーを身につけてもらうことを目的に、小学校4～6年生を主な対象とした市内34か所のポイントを回るスタンプラリーを実施する。	ショートフィルムの産業化に向けた底辺の拡大策として、小学生向けの映像言語の教育やショート・フィルム制作のワークショップを札幌国際短編映画祭の一環として開催する。
指標	【参加者数】	【参加人数】		【参加人数】
初期値（計画掲載）	17年度：300人	18年度：3,440人		18年度：100人
目標値	21年度：300人	22年度：5,000人		20年度：150人
16年度実績	【17年度新規事業】			
17年度実績	237人			【18年度新規事業】
18年度実績	5,429人	【19年度新規事業】		111人
19年度実績	5,577人	4,428人		2回・40人
19年度実施状況等　実施内容	外国出身の子どもたちや留学生との交流を通じて、互いの文化・習慣・考え方の違いを体験し、国際感覚の育成と、国際親善の大切さを学ぶ機会を提供する事業を行う団体への助成（上限10万円）を行った。 平成19年度は計15団体に助成。 対象：市内の小学生・中学生	【開催概要】 主催：ミニさっぽろ2007実行委員会 札幌市・札幌市民憲章推進会議・ （財）北海道体育文化協会 （財）札幌市青少年女性活動協会 日時：平成19年9月29日（土）～30日（日） 場所：月寒アルファコートドーム（旧月寒グリーンドーム） 豊平区月寒東3条11丁目 対象：札幌市内に住む小学校3年生及び4年生 参加人数：２日間計　4,428名	【前期】 スタンプ対象施設　34カ所 参加者　30,359名 【後期】 スタンプ対象施設　34カ所 参加者　19,923名	札幌在住の映像制作者であり、札幌国際短編映画祭のスタッフでもある島田英二監督が中心となり、札幌市宮の森小学校で先生と生徒が参加するワークショップを実施した。 ★主催：宮の森小学校PTA「お父さんの会」、SAPPORO ショートフェスト実行委員会 ★協力：地域こどもネットワーク「みんなの森」、インタークロス・クリエイティブ・センター、Lapt ★場所：宮の森小学校視聴覚室（3F） ★対象：宮の森小学校の児童 ★人数：20名 ★開催日時（2週連続） 第一回「モンタージュ作品を撮ってみよう！」 ● 7/14（土）9:00 ～ 12:30 ・「みる」から「つくる」へ『モンタージュ』って何？ ・「脚本」を考えよう ・映像を撮影してみよう ・映像の撮影のコツ ・各自の感想記入、次回「編集」の導入 第二回「モンタージュ作品を編集しよう！」 ● 7/21（土）9:00 ～ 12:30 ・編集の考え方、編集のコツ ・編集してみよう ・クレジットを入れよう ・鑑賞会　出来上がったみんなの映画を見てみよう ・どこが良いところか、どこを直せば良くなるかみんなで考えてみよう ・クロージング＆ショートフィルム上映
20年度見込	平成20年度は計20回実施予定。（交付決定団体15団体：2008.8.21現在）	市内の小学3～4年生を対象とし、アクセスサッポロ（白石区流通センター4丁目）にて平成20年10月4日（土）～5日（日）の日程で開催を予定している。	【前期】 実施期間（4～9月） スタンプ対象施設　30カ所 参加予定人数　30,000名 【後期】 実施期間（10～3月） スタンプ対象施設　30カ所 参加予定人数　20,000名	今年度も同方針を継続し、札幌国際短編映画祭の一環としてワークショップを開催する。
備考（特記事項）	開始当初は完全自主事業として実施。平成18年度は地域のイベントと共催して実施することにより参加者数が飛躍的に増加。平成19年度からは助成事業として企画の段階から市民のアイディアを生かした形での事業を展開している。		20年度継続事業 20年度より、スタンプ対象施設が34カ所から30カ所へ変更	

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	保健福祉局	子ども未来局	保健福祉局
担当(部)	保健所	子ども育成部	保健所
基本目標 －基本施策	4-3	4-3 (再掲 3-3)	4-3
事業名	思春期ヘルスケア事業	子どもアシストセンター 相談・指導事業	若者の性に関する 知識の普及啓発
事業概要	小・中・高校生を対象として、自らの健康問題を主体的に解決する能力を育てるとともに、健全な父性・母性の育成を図るために、保健センターの専門職が学校に出向き「性等に関する健康教育」を行うほか、保健センターにおいて乳幼児とふれあう「体験学習」を行う。	思春期の子どもの様々な課題に対処するために、電話・面談による相談や街頭における巡回指導などを実施する。	望まぬ妊娠や性感染症の予防を一層推進するため、産婦人科等の関係機関との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者に対する予防知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を充実する。
指標	【ふれあい体験学習事業の 実施校】	【相談・指導件数】 相談	【10代の人工妊娠中絶率】 (人口千対)
初期値 (計画掲載)	13年度：1校	15年度：2,363件	12年度：24.0
目標値	24年度：増やす		24年度：なくす
16年度実績	5校	1,641件	(15年度：19.7)
17年度実績	2校	1,781件	(16年度：17.3)
18年度実績	1校	3,960件	(17年度：15.2)
19年度実績	0校	3,022件	(18年度：14.4)
19年度実施状況等 実施内容	1 授業支援事業 保健センターの専門職が授業の一環として生命誕生等についての健康教育を実施 実施校数：72校 実施回数：107回 実施人数：14.125人 2 ふれあい体験学習事業 保健センターにおける各種母子保健事業の機会を活用し、乳幼児とのふれあいや妊婦体験等を含めた体験学習を実施 実績なし	○相談 思春期の子どもやその保護者の身近な相談機関として、電話・メール・面談による相談を実施した。 相談内容は、学校生活、不登校、家庭生活、個人的な悩み、不良行為等、多岐に渡っている。 月曜～金曜 9：00～17：00 ○指導 喫煙や怠学など子どもの問題行動に早期に対応するため、駅・バスターミナル・繁華街などを巡回して指導にあたり、子どもが抱えている悩みを少しでも解消できるよう、子どもとの対話に努めている。 また、札幌市学校教護協会と連携をはかり、市内中心部の合同巡回指導を実施している。 月曜～金曜 午前と午後の1日2回	1 人工妊娠中絶・性感染症の予防に 関する保健指導の実施 医療機関による指導・相談：6.242件 保健センターによる相談：95件 2 普及啓発 大学・専門学校の学生及び児童、生徒の 保護者等への普及啓発 実施回数：41回 実施人数：3.435人 3 職員研修の実施 平成19年11月29日開催 参加者22名
20年度見込	19年度と同様の内容で実施		19年度と同様の内容及び学生との意見交換会の開催を予定
備考 (特記事項)	ふれあい体験学習については、児童、生徒が保健センターに出向いて学習するということで利用学校が減少してきており、他部局の事業との連携も含め今後検討していく必要がある。		

その他の設定指標

指標	【10代の人工妊娠中絶率】(人口千対)
初期値(掲載)	12年度：24.0
目標値	24年度：なくす
⑯実績値	(15年度：19.7)
⑰実績値	(16年度：17.3)
⑱実績値	(17年度：15.2)
⑲実績値	(18年度：14.4)

指標	【未成年者の喫煙率】(15～19歳)
初期値(掲載)	12年度：15.8%
目標値	24年度：なくす
⑱実績値	5.5%

指標	【未成年者の飲酒率】(15～19歳)
初期値(掲載)	12年度：38.9%
目標値	24年度：なくす
⑱実績値	22.0%

指標	【避妊法を正確に知っている人】(16～19歳)
初期値(掲載)	12年度：28.0%
目標値	24年度：100%
⑱実績値	42.2%

指標	【正しい性感染症の知識を持つ人】(16～19歳)
初期値(掲載)	12年度：4.6%
目標値	24年度：100%
⑱実績値	6.0%

指標	【薬物への正しい知識を持つ人】(16～19歳)
初期値(掲載)	12年度：22.3%
目標値	24年度：100%
⑱実績値	18.4%

その他の設定指標

指標	【相談・指導件数】 指導
初期値(掲載)	15年度：3,070件
目標値	
⑯実績値	3,171件
⑰実績値	2,970件
⑱実績値	2,882件
⑲実績値	3,016件

その他の設定指標

指標	【避妊法を正確に知っている人(16～19歳)】
初期値(掲載)	12年度：28.0%
目標値	24年度：100%
⑱実績値	42.2%

指標	【正しい性感染症の知識を持つ人(16～19歳)】
初期値(掲載)	12年度：4.6%
目標値	24年度：100%
⑱実績値	6.0%

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	保健福祉局	保健福祉局	教育委員会	教育委員会
担当(部)	保健福祉部	保健福祉部	生涯学習部	総務部
基本目標 －基本施策	4−3 (再掲 3−3)	4−3	4−3	4−3
事業名	思春期特定相談事業	思春期精神保健 ネットワーク会議	家庭教育学級事業	楽しさとゆとりのある 給食推進事業
事業概要	心の問題に悩んでいる青少年(概ね12～20歳)や家族に対して、電話や面接による相談を行うとともに、青少年に携わる専門職に対して、コンサルテーション(指導・助言)や研修会、講演会を企画する。	思春期(概ね12～20歳)の精神保健に携わる保健福祉・医療・教育・司法の各関係機関が、相互に情報交換を行うとともに、複雑困難ケースについて検討を行うなど、思春期精神保健対策の円滑な推進を図ることを目的として開催する。	家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて、相互に計画的・継続的に学習する場として開設する。	近年の生活環境の変化や食環境の変化など将来的かつ今日的な課題を踏まえ、学校給食のより一層の充実のために、食事環境の整備、献立内容の充実、家庭との情報交換による連携強化の推進などを主な内容として実施する。
指標	【相談件数】 電話相談		【開設学級数】	【食事環境整備校数】
初期値 (計画掲載)	14年度：321件		15年度：180学級	15年度：246校
目標値			21年度：210学級	17年度：305校
16年度実績	264件		196学級	279校
17年度実績	377件		200学級	305校
18年度実績	357件		206学級	305校
19年度実績	372件		210学級	305校
19年度実施状況等 実施内容	1.電話相談：372件 2.来所相談：118件 3.コンサルテーション：13件 4.研修会「こどもから話をどう聞くか」 日時：平成19年9月10日 対象者：保健・医療・福祉・教育・司法・矯正教育関係職種 参加人数：80名 その他の設定指標 指標：【相談件数】 来所相談 初期値(掲載)：14年度：114件 目標値： ⑯実績値：77件 ⑰実績値：100件 ⑱実績値：134件 ⑲実績値：118件	会議開催1回(平成19年9月10日)	家庭における教育力の向上を図るため、幼稚園・小学校・中学校のPTAに事業を委託し、家庭教育学級を開設している。 開級数 ・幼稚園　30学級 ・小学校　143学級 ・中学校　37学級	平成9年の札幌市学校給食運営委員会からの提言を指針として、児童生徒をとりまく社会や生活環境の変化等を踏まえ、学校給食のより一層の充実のため平成11年度を初年度として「楽しさとゆとりのある給食推進事業」を実施しており、食事環境未改善の小・中学校について、食器の改善及びランチルームの整備を順次行った。 主な内容は、以下のとおり。 ・給食用食器をステンレス製から強化磁器に改善 ・食器保管室及び食器消毒保管庫等の整備 ・ランチルーム用の備品・消耗品の整備 ※未整備だった羊丘中において整備した その他の設定指標 指標：【ランチルーム用備品整備状況】 初期値(掲載)：15年度：80% 目標値：17年度：100% ⑯実績値：89.2% ⑰実績値：99.7% ⑱実績値：99.7% ⑲実績値：100%
20年度見込	電話相談 来所相談 コンサルテーション	ネットワーク会議開催	幼稚園・小学校・中学校あわせて205学級で家庭教育学級を開設	整備終了
備考 (特記事項)				

基本目標 4：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	教育委員会	教育委員会	教育委員会	保健福祉局
担当(部)	生涯学習部	生涯学習部	生涯学習部	保健福祉部
基本目標 －基本施策	4-4 (再掲 4-3)	4-4	4-4	4-4
事業名	家庭教育学級事業	学校・地域連携事業 (旧：学校開放地域活動モデル事業)	学校図書館地域開放事業	福祉読本の発行
事業概要	家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて、相互に計画的・継続的に学習する場として開設する。	子どもを豊かに育んでいくための地域教育力の向上を図り、学校と地域との連携を図ることを目的として、自然体験学習や社会体験活動、世代間交流など子ども向けのプログラムを企画・実施するほか、地域人材の情報収集と活用、学校施設利用のあり方の検討などを行う。	学校の図書室を地域における身近な文化施設として開放し、子どもや地域住民の読書活動を盛んにするとともに、読書を通じて子どもと大人、大人相互の交流の場を広げ、地域の教育力向上と子どもの健全育成を図る。	小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図る。
指標	【開設学級数】	【実施校数】	【開設校数】	
初期値 (計画掲載)	15年度：180学級	15年度：25校	15年度：78校	
目標値	21年度：210学級	21年度：55校	21年度：96校	
16年度実績	196学級	30校	81校(新設3校)	
17年度実績	200学級	35校	84校(新設3校)	
18年度実績	206学級	40校	87校(新設3校)	
19年度実績	210学級	45校	90校(新設3校)	
19年度実施状況等 実施内容	家庭における教育力の向上を図るため、幼稚園・小学校・中学校のPTAに事業を委託し、家庭教育学級を開設している。 開級数 ・幼稚園　30学級 ・小学校　143学級 ・中学校　37学級	各運営委員会において、子ども向けプログラムや地域人材活用等の事業を実施。 ○事業回数　303回(うち子ども向けプログラム 216回) ○参加者数　48,188名 内訳)運営側　4,884名 子ども　30,555名 大人　12,749名 ※主な活動内容：防犯教室、老人施設交流訪問、種苗植え体験、読み聞かせ会、公園清掃、授業支援など。	＜事業の活動内容＞ 図書館の基本的業務(図書の選定・貸出・管理・環境整備等)。レファレンスサービス、図書の紹介等、利用者に対する情報の提供。ボランティアの資質向上のための研修会。読み聞かせなどによる学校教育への支援。子どもやおとな向けの行事の企画・実施。広報活動。 ＜平成19年度実績＞ ◎ボランティア数：4,054人 ◎延べ開館日数：9,610日 ◎延べ貸出冊数：1,065,770冊 ◎延べ利用者数：602,205人 ◎蔵書数：1,033,511冊	小学校高学年用の福祉読本「バリアフリー大研究」の発行。 発行部数17，000部 市内の各小学校・養護学校へ配布。
20年度見込	幼稚園・小学校・中学校あわせて205学級で家庭教育学級を開設	実施校50校(新規校５校)	新設校3校を追加し、93校で開設する	福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図るため、引き続き福祉読本の発行を行う。
備考 (特記事項)				

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当(部)	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部
基本目標 －基本施策	4-4 (再掲 4-1)	4-4	4-4 (再掲 2-4-4)	4-4 (再掲 2-4-4)
事業名	地域ふれあい体験事業	少年団体活動補助事業	児童会館・ミニ児童会館整備事業	児童会館・ミニ児童会館事業
事業概要	地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染め物などの伝承文化、体験談や暮らしの知恵など豊かな経験を広く子どもたちに継承し、多様な価値観を身に付けながら主体的に行動できる青少年の育成を図る。	市内で活動する少年団体の活動に対して、一部補助を行う。	放課後児童の健全育成のために、児童会館や小学校施設内に児童会館機能を備えたミニ児童会館を整備する。	児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動（一輪車、卓球、工作など）、野外活動（キャンプ、ハイキングなど）、自主活動（自由遊び、各種ゲームなど）を行う。
指標	【参加者数】	【団体加入者数】	【整備済施設数】	【利用児童数】
初期値(計画掲載)	15年度：1,560人	15年度：45,331人	16年度：125館	15年度：2,205,729人
目標値	21年度：1,560人	21年度：46,000人	21年度：145館	21年度：2,206,000人
16年度実績	1,000人程度	42,985人	129館	2,264,587人
17年度実績	1,800人程度		129館	2,264,587人
18年度実績	1,400人程度		144館	2,428,211人
19年度実績	1,200人程度		155館	2,501,955人
19年度実施状況等 実施内容	主に小学校1年生から高校3年生と、地域の大人たちを対象として、各区3回、単位子ども会が独自で事業を実施した。	社団法人札幌市子ども会育成連合会に対して、3,600,000円の補助を行った。	・ミニ児童会館11館（大谷地小ミニ、旭小ミニ、八軒西小ミニ、平和通小ミニ、新琴似小ミニ、北園小ミニ、東橋小ミニ、上白石小ミニ、羊丘小ミニ、澄川小ミニ、八軒小ミニ）を整備 ※北郷児童会館改築に伴う実施設計を実施	親子料理教室を食生活改善推進員協議会のボランティア団体と共催で実施した。 内容は、健康に関する講話、調理実習、試食。 参加人数：832人
20年度見込	平成20年度も、平成19年度と同様に実施する。	社団法人札幌市子ども会育成連合会に対して、3,600,000円の補助を行う予定。	161館 （ミニ児童会館6か所整備予定） ※北郷児童会館改築工事実施	2,550,000人 （ミニ児童会館の新設で利用者の増加が見込まれる。）
備考(特記事項)				

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当（局）	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局	教育委員会
担当（部）	子ども育成部	子ども育成部	子ども育成部	生涯学習部
基本目標 －基本施策	4-4 （再掲 2-4-4）	4-4	4-4	4-4
事業名	放課後子どもプランの推進	子どもに関する広報・啓発事業	子どもに関する市民学習事業	青少年指導者育成事業
事業概要	平成19年度に国が創設した「放課後子どもプラン」を受け、将来的には全ての小学校区において、既存の施設や事業を効果的かつ効率的に運用しながら、より充実した放課後の居場所をつくるための事業計画を策定する。	子どもに関する育成事業や相談窓口、非行の未然防止等に関する必要な情報を広報誌等により発信することにより、非行防止に関する啓発活動を実施する。	子どもの保護者、地域などで育成に関る人などに、子どもの育成に必要な知識や情報などを提供するため、アシスト講座、アシスト出前講座及び少年問題を考える研修会を実施する。	子どもたちの野外活動の指導やさまざまな実践活動を支援するボランティア人材を育成する。
指標			【参加者数】	【登録者数（累計）】
初期値 （計画掲載）			15年度：3,100人	15年度：1,600人
目標値			21年度：4,000人	21年度：2,260人
16年度実績			3,032人	1,691人(累計)
17年度実績			3,420人	1,764人
18年度実績	【19年度新規事業】		1,782人	1,824人
19年度実績			1,494人	1,899人
19年度実施状況等 実施内容	■事業計画（案）の作成 教育委員会と連携して、「札幌市放課後子どもプラン（案）」をまとめ、札幌市放課後子どもプラン推進委員会（札幌市次世代育成支援対策推進協議会）委員から意見聴取を行った。 また、プラン案をより良いものとするため、広く市民意見を聴取するためのパブリックコメント手続を実施した。 ミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校区における放課後の居場所づくりの一つとして、「放課後子ども教室事業（モデル事業）」の20年度実施に向け取組を行った。	【広報紙「あしすと」】 思春期における様々な問題を抱える子どもの保護者に各種事業を紹介すること、また青少年の健全育成に係る情報を広く提供することを目的として、保護者向けの広報紙「あしすと」を年2回発行し、各小学校の5～6年の児童、各中学校1～3年の生徒を通じて、保護者に配布した。 【相談カード】 子どもに対し、アシストセンターを始めとした身近な相談機関を周知するため、市内の小学4年生・中学1年生全員に「広報カード」を配布した。なお、このカードは区地域振興課、児童会館等にも配布した。 【その他】 広報ラジオ番組STV「さっぽろ散歩」に出演（12月）し、子どもアシストセンターの各種事業を紹介した。	【あしすと出前講座】 思春期の子どもに関する情報を広く市民に提供するため、子どもアシストセンターの少年育成指導員が講師として、PTAや地域の様々な団体等を対象に、要請に応じた講座を実施した。 実施回数：39回	≪野外活動指導員研修≫ 自然の中で野外活動を行う市民に対し、野外活動の技術等の指導ができる青年ボランティアを養成し、その普及と振興を図ることを目的に実施している。 受講者：22人　修了者：14人 《野外活動指導者基礎講座》 多くの市民に対し野外活動の基礎的な知識及び技術を伝えることにより、自然を生かした野外活動の普及発展及び振興を図ることを目的に年2回実施している。 受講者：43人 《札幌市青少年指導者養成講座》 高卒以上25歳未満の方を対象に、グループワークに関して、講義と実践を行う。1年目は基礎編、2年目は実践編の内容で実施。 受講者：18人
20年度見込	■事業計画の策定 ■事業計画に基づく事業の実施 ・放課後の居場所を確保する取組 ミニ児童会館の新設のほか、放課後子ども教室モデル事業を実施 ・児童会館等の事業内容をより良くするための取組 学習支援の充実を図るため、「学習レシピ」の作成、学習図書の購入を行う。	広報紙「あしすと」については、年2回の発行を予定。 今年度は、子どもに対する広報について、9月末に、市内小・中学校及び高校にポスターを配布する予定である。市内中学校の全生徒に対しては、広報用カードも併せて配布予定である。	平成19年度に引き続き、要請に応じた講座を実施していく。	平成19年度と同様の内容で実施する。
備考 （特記事項）			「少年問題を考える研修会」については、平成16年度をもって終了した。 「アシスト講座」については、平成18年度をもって終了した。	

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	子ども未来局	観光文化局	教育委員会	教育委員会
担当（部）	子ども育成部	スポーツ部	生涯学習部	中央図書館
基本目標－基本施策	4-4 （再掲 3-2）	4-4	4-4	4-4
事業名	青少年育成委員会事業	体育指導委員事業	PTA活動の支援事業	子ども向け図書資料の充実
事業概要	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90地区・1,800人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における環境対策事業を推進する。	体育指導委員が各地域のスポーツ団体等と連携を保ちながら、市民の健康・体力づくりのために事業の企画・運営及び指導を行うとともに、市及び各区の体育事業へ参加・協力する。	青少年の健全育成や、学校、家庭、地域の連携を推進するPTAの指導者養成や諸事業についての支援を行う。	図書館（室）は、子どもたちにとっても地域の身近な情報拠点として、図書資料を通して社会・文化・知識・市民生活等への関心や教養を深め、また、必要とする情報を提供する施設であることから、必要な図書資料の充実を図る。
指標			【セミナー参加者数】	【蔵書冊数】
初期値（計画掲載）			15年度：873人	15年度：515,842冊
目標値			21年度：1,050人	21年度：540,000冊
16年度実績			1,039人	522,090冊
17年度実績			678人	534,454冊
18年度実績				90,517冊 （中央図書館）
19年度実績				564,961冊
19年度実施状況等 実施内容	1　青少年育成委員会が各地区で以下の事業を実施した。 ○社会参加の場や多様な体験機会の提供 　スポーツ(地区運動会等)、文化・芸術(音楽会、百人一首等)、レクリエーション(三世代交流会等）など ○安全・安心の環境づくり 　地域安全パトロール、地域安全マップづくり　など ○研修会・学習会 　区又は地区青少年育成委員会委員研修の開催、関係団体等が実施している研修会への参加　など ○広報啓発活動等 　広報紙の作成・回覧、地区懇談会・講演会の開催　など 2　青少年育成委員会の活動を市民に周知するため以下のことを行った。 ○「青少年育成委員会活動事例集」を発行(11月) ○青少年育成委員会パネル展の開催(1月) ○広報ラジオ番組STV「さっぽろ散歩」への出演(1月)　など	体育指導委員が企画・運営・協力し各種スポーツイベントを各区で開催《スポーツイベント・開催日・(区)》※抜粋 ・中央区ウインタースポーツフェスタin大倉山　2/9～10(中) ・北区スノーホッケー大会　2/2(北) ・東区民登山会　9/9(東) ・しろいし区民ふれあい健康マラソン大会　9/30(白) ・厚別区少年少女ドッジボール大会　2/17(厚) ・豊平区民てくてくウオーキング　5/20(豊) ・白旗山フェスティバル　10/8(清) ・豊平川ウオッチング　9/22(南) ・西区長杯バドミントン大会　11/11(西) ・スポーツレクリエーション祭　9/9(手)	1　札幌市PTA協議会補助 2　札幌市私立幼稚園PTA連合会補助	前年同様の限られた予算を、より質の高い図書資料の購入に充てることで資料の充実を図りながら各館において図書資料の購入を行なった。
20年度見込	平成19年度に引き続き地域の青少年健全育成事業を推進する。また、青少年育成委員会の活動内容を広く市民に周知するために、広報の方法について工夫していく。	平成19年度と同様の内容で開催予定	引き続き補助を継続する	引き続き充実に努める。
備考（特記事項）	平成20年4月1日に青少年育成委員会委員の一斉改選を行った。 ※委員の任期：平成20年4月1日～平成23年3月31日			

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	環境局	教育委員会	教育委員会	教育委員会
担当(部)	みどりの推進部	生涯学習部	生涯学習部	生涯学習部
基本目標 －基本施策	4-4	4-4	4-4	4-4
事業名	市民スキー山及びスケート場設置運営補助事業	青少年科学館管理運営事業	野外教育施設管理運営事業	青少年施設管理運営事業
事業概要	小・中学生の健全育成を図るため、町内会等が冬期間のレクリエーションの場として設置するスキー山、スケート場の造成・運営に要する経費の一部を助成する。	日進月歩の科学技術と未来社会に対応するため、青少年の科学に対する関心を高めるとともに、科学する心を培い、創造性豊かな青少年の育成を目的として各種事業を実施する。	札幌市の恵まれた自然を生かした自然体験活動施設である、国営滝野すずらん丘陵公園内の青少年山の家と支笏洞爺国立公園内の定山渓自然の村において、青少年の野外活動に関する様々な事業を実施する。	青少年の健全な育成などを目的として青少年センターや勤労青少年ホーム（５館）において、各種講座やサークル活動の支援・指導、相談業務、青少年のグループ活動の場の提供などを行う。
指標		【観覧者数】	【利用者数】	【利用件数】
初期値 （計画掲載）		15年度：362,066人	15年度：41,872人	15年度：16,754件
目標値		21年度：388,000人	21年度：75,000人	21年度：18,000件
16年度実績		306,975人	45,854人	16,907件
17年度実績		359,959人	47,602人	17,114件
18年度実績		292,854人	49,357人	18,248件
19年度実績		351,645人	54,626人	17,686件
19年度実施状況等 実施内容	・市民スキー山　1カ所（東区新生公園） ・市民スケート場　1カ所（東区新生公園） ・市民スキー山・スケート場利用者延べ約8,000人	青少年科学館は、青少年の科学に対する関心を高め、科学する心を培い、創造性豊かな青少年を育成することを目的として、昭和56年に開館した。 展示は、青少年が気軽に利用しながら、科学技術について正しい理解ができるように配慮されている。 また、知的・創造的な遊びの場として興味を誘うよう、各展示物は島状に配した探索型で、見学者が自由に好きな展示物に触れ合えるように展示されている。	《青少年山の家》 平成元年９月、大型の野外教育施設として国営滝野すずらん丘陵公園内開設し、滝野の豊かな自然環境はのびのびとした野外教育活動や自然探求などの学習条件に恵まれ、登山・ハイキング・歩くスキー等のスポーツ活動も楽しめる。 利用者数：３９，９８９人 《定山渓自然の村》 子供から高齢者までの幅広い年齢層の市民が家族や小グループで利用できる「市民開放型施設」、多様な自然体験や野外活動を行うことのできる「自然体験型生涯施設」を目指した野外教育施設として開設。 利用者数：１４,６３７人	青少年センター、勤労青少年ホームにおいて、各種講座の開催やサークル活動の支援、相談業務、交流事業、社会参加活動などを実施。
20年度見込	事業廃止	継続して実施する。		平成19年度同様の内容で実施する。
備考 （特記事項）		平成20年3月に力学系展示物をリニューアルしたことにより、物体の運動などの力学の仕組みを、これまで以上に楽しみながら体験したり、自由に学んだりすることができるようになった。	両施設とも利用者数の増加に係るPR活動に努める。	

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
担当(部)	中央図書館	学校教育部	学校教育部	総務部
基本目標 －基本施策	4-4	4-5	4-5	4-5 （再掲4-3）
事業名	（仮称）札幌市子どもの読書活動推進計画策定	札幌市幼児教育振興計画策定	札幌市教育推進計画策定事業	楽しさとゆとりのある給食推進事業
事業概要	すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的な読書活動ができる環境整備を推進するため、平成17年度を目途に「子どもの読書活動の推進に関する法律」の目的・基本理念に沿った総合的な計画を策定する。	少子化、都市化、核家族化など幼児や家庭をとりまく社会環境の変化に対応するため、幼稚園における①幼児教育機能の充実②預かり保育※等保育機能の充実③教育相談等子育て支援の強化④保育所や小学校等との連携などに関する新たな教育計画を平成17年度を目途に策定する。	一人ひとりの個性や特性を伸ばし、21世紀を担う、新しい時代を創造する子どもたちを育むために、主に義務教育を対象にした中長期的な推進計画と、その実行プログラムを策定する。	近年の生活環境の変化や食環境の変化など将来的かつ今日的な課題を踏まえ、学校給食のより一層の充実のために、食事環境の整備、献立内容の充実、家庭との情報交換による連携強化の推進などを主な内容として実施する。
指標				【食事環境整備校数】
初期値（計画掲載）				15年度:246校
目標値				17年度:305校
16年度実績				279校
17年度実績				305校
18年度実績				305校
19年度実績				305校
19年度実施状況等 実施内容	札幌市子どもの読書活動推進計画は、札幌市子どもの読書活動推進連絡会を通じて各部局の事業実施についての情報共有に努めている。 図書館においては、従来からの子どもの読書に対する支援等の事業を継続するほか、再利用図書の団体譲渡を行った。	平成17年12月、札幌市の幼児教育の進むべき方向性を示す、「札幌市幼児教育振興計画」を、平成18年12月にはこれを計画的かつ段階的に検討するために、「札幌市幼児教育振興計画アクションプログラム」をそれぞれ策定した。 これらの方向性に基づき、札幌市幼児教育センターの設置、私立幼稚園と連携した運営、市立幼稚園の研究実践園化と各区１園化などを柱とした具体的な取組を示した実行計画として、平成20年2月に「札幌市の幼児教育振興を図る新たなしくみづくり」を、パブリックコメントや住民説明などを経て策定した。	札幌市教育改革進捗管理会議開催　平成19年9月21日（金） 平成20年3月24日（月）	平成9年の札幌市学校給食運営委員会からの提言を指針として、児童生徒をとりまく社会や生活環境の変化等を踏まえ、学校給食のより一層の充実のため平成11年度を初年度として「楽しさとゆとりのある給食推進事業」を実施しており、食事環境未改善の小・中学校について、食器の改善及びランチルームの整備を順次行った。 主な内容は、以下のとおり。 ・給食用食器をステンレス製から強化磁器に改善 ・食器保管室及び食器消毒保管庫等の整備 ・ランチルーム用の備品・消耗品の整備 ※未整備だった羊丘中において整備した その他の設定指標 指標：【ランチルーム用備品整備状況】 初期値（掲載）：15年度:80% 目標値：17年度:100% ⑯実績値：89.2% ⑰実績値：99.7% ⑱実績値：99.7% ⑲実績値：100%
20年度見込	次期札幌市子どもの読書活動推進計画策定への準備を進める。	平成20年4月に幼児教育センターを設置し、札幌市の幼児教育振興に資する取組を、私立幼稚園との連携のもとに進めるとともに、将来の研究実践園化や私学への補助制度の見直しなどについて検討を行う。	札幌市教育改革進捗管理会議開催　平成20年9月及び平成21年3月	整備終了
備考 （特記事項）				

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当（局）	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
担当（部）	総務部	総務部	総務部	学校教育部
基本目標 －基本施策	4-5	4-5	4-5	4-5
事業名	さっぽろ学校給食 フードリサイクル	学校適正配置計画策定	学校施設整備事業	魅力ある高校づくり
事業概要	学校給食を作る過程で発生する調理くずや残食などの生ごみをリサイクルセンターに運び堆肥化し、農家がその堆肥を使用して作物を栽培し、その作物を学校給食の食材に用いて、子どもたちが食するという学校給食を基点とした事業を行う。	少子化が進み児童生徒数が減少していく中で、良好な教育環境を確保するため、市内小・中学校の学校適正配置計画を平成17年度を目途に策定する。	児童生徒が学習する場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもある学校の環境を改善・充実するため、施設の新増改築や大規模改造等を計画的に進めていく。	平成15年2月に策定した札幌市立高等学校教育改革推進計画に基づき、生徒の多様化や社会の変化に対応し、主体的で意欲的な学習を促すため、各学校の特色づくりを進めるとともに、単位制や午前、午後、夜間の三部制を取り入れた新しいタイプの定時制高校を設置する。
指標	【作物の提供校数】			
初期値 （計画掲載）				
目標値	全小中学校			
16年度実績				
17年度実績				
18年度実績	【19年度新規事業】			
19年度実績	272校			
19年度実施状況等 実施内容	【関係者による連絡会議の開催】 2回（5月、12月） 【重点校（5校）での取組】 学校教育活動全体でフードリサイクルに取組み実践活動を通して食育・環境教育を推進した。 【学校給食にリサイクル堆肥で栽培した作物を提供】 とうもろこし･･･使用校　重点校（5校） 期間　8月から9月（各校1回） レタス･･････使用校　272校 期間　7月から10月1週目（各校1回程度使用） 【生ごみ回収の推進】 生ごみ回収校　　182校（60%） 【フォーラムの開催】 対象･････学校関係者、保護者、市民等 開催日･･･　平成20年2月22日 場所･････　教育文化会館　参加者211名	19年8月に基本方針（素案）および基本方針（素案）に基き策定する地域選定プラン［第1次］（案）を公表。 8/23～9/21の30日間でパブリックコメント手続を実施。 パブリックコメントで寄せられた市民意見を参考としながら、19年12月に基本方針および地域選定プラン［第1次］を策定した。	1　分離新設事業 なし 2　増築事業 百合が原小学校校舎を増築 和光小学校校舎を増築 3　改築事業 東白石中学校(校舎)を改築 羊丘中学校(校舎)を改築 北野中学校(屋運)を改築 4　大規模改造事業 小学校3校、中学校2校を大規模改造 5　プール・格技場整備事業 平岡中央中学校格技室を整備	定時制課程4校を発展的に再編し、午前部・午後部・夜間部の三部制、単位制を取り入れた市立札幌大通高等学校について、平成20年4月の開校に向けて、以下の内容を中心として準備を進めた。 ○教職員で構成された開校準備室を中心とした校内の運営体制の整備、入学者選抜の実施。 ○教育内容や入学者選抜等について、生徒・保護者の十分な理解を目的とした学校説明会の開催。 札幌市立高等学校教育改革推進計画における検討項目である中高一貫教育について、生徒・保護者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施するとともに、このアンケート調査結果とこれまでの検討成果を併せて公表し、さらに、これらに対する市民意見の募集を行った。
20年度見込	・関係者による連絡会議の開催 ・重点校（7校）での取組 ・栽培活動実践校（12校）での取組 ・学校給食にリサイクル堆肥で栽培した作物を提供 ・生ごみ回収の推進(75%) ・フォーラム、パネル展の開催 ・啓発資料及び教材の作成	基本方針および地域選定プラン［第1次］に基き、学校規模の適正化の検討を具体的に進めていく地域において、保護者や地域住民、学校関係者等からなる「小規模校検討委員会」を設置し、保護者・地域・行政が連携して検討を進めていく予定。	北郷小(校舎)の改築 屯田北小学校校舎の増築 小学校6校、中学校3校で大規模改造 を行う予定	本市にふさわしい中高一貫教育について、学校関係者・外部有識者からなる「札幌市中高一貫教育検討協議会」を立ち上げ、必要性・教育内容・設置条件等の観点から協議を進める。
備考 （特記事項）		プラン掲載事業完了（19年度、基本方針及び地域選定プラン策定）		

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当（局）	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
担当（部）	学校教育部	学校教育部	学校教育部	学校教育部
基本目標－基本施策	4-5 （再掲 2-5-2）	4-5 （再掲 2-5-2）	4-5 （再掲 2-5-2）	4-5 （再掲 2-5-2）
事業名	特別支援教育基本計画に基づく学びの支援プランの推進	特別支援教育基本計画に基づく地域学習の推進	北翔・豊成養護学校看護師配置モデル事業	特別支援学級の整備推進
事業概要	乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図り、「学びの手帳」を発行するなど、学びを支援するための総合的な取組みを「学びの支援プラン」として推進する。	特別支援学校等に在籍する児童生徒が、自分の暮らす地域での学習活動等を通じて地域の子どもたちとふれあうことを目的とした「地域学習校」の取組みを行うとともに、「地域学習モデル事業」を実施し、「地域学習校」を中心とした支援のあり方について調査・研究を行い、その充実を図る。	特別支援学校における医療的ケア体制の今後のあり方を検討・実証するためのモデル事業を行う。	特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた指導を行う特殊学級の整備を推進する。
指標		【取組み学校数】		【設置学校数の割合】
初期値（計画掲載）		15年度：151校		16年度：33%
目標値				18年度：40%
16年度実績				33%
17年度実績				36%
18年度実績				43%
19年度実績				49%
19年度実施状況等 実施内容	乳幼児期から学校卒業までの継続した相談・教育的支援を行うため、必要な情報が一括してファイリングできる「学びの手帳」を発行し、、引き続き、教育センターにおける教育相談の際に、希望する保護者に対して配布した。 （発行数　1,500冊）	18年度に引き続き、学校におけるボランティアネットワークの構築や運営の在り方等の調査研究を行い、その成果を継続的・機動的なボランティア活動の基礎づくりに活用していくため「学校支援ボランティア導入モデル事業」を実施した。モデル事業校は平成18年度より1校増の7校となった。	平成18年度に引き続き、適正な看護師配置のデータ収集、看護師と教職員との連携方法等の調査研究が更に必要となっていることから、北翔・豊成看護師配置モデル事業を実施することとした。 【調査研究事項】 医師、看護師、教員、保護者の連携による医療的ケアの在り方	平成19年度は、小学校については、知的障がい学級12校及び情緒障がい学級16校、中学校については、知的障がい学級を1校び情緒障がい学級2校の開設校の増となった。 【特別支援学級設置率】 （知的障がい学級、情緒障がい学級のみ） 小学校　53% 中学校　41%
20年度見込	19年度に引き続き、教育センターにおける教育相談などの際に、希望する保護者に対して「学びの手帳」を配布する。 （発行予定数　２，０００冊）	「学校支援ボランティア導入モデル事業」を引き続き実施し、その成果の一部を、平成20年度から新規に実施予定の「学びのサポーター活用事業」に応用する。	看護師複数配置のもと、看護師、学校、保護者、専門機関等の連携のあり方について調査研究を行うとともに、看護師の正式配置について検討を行う。	平成20年度は、小学校については、知的障がい学級を9校、情緒障がい学級を12校に開設するとともに、中学校については、知的障がい学級を3校、情緒障がい学級を5校に開設する。
備考（特記事項）		平成19年4月１日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」により、従来の「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に制度上、一本化された。	平成19年4月１日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」により、従来の「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に制度上、一本化された。	平成19年4月１日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」により、従来の「特殊学級」が「特別支援学級」と名称変更となった。また、それに併せ、札幌市において「養護学級」と呼称していた知的障がい学級について、呼称を廃止した。

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当（局）	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
担当（部）	学校教育部	学校教育部	学校教育部	学校教育部
基本目標－基本施策	4-5	4-5	4-5	4-5
事業名	学生ボランティア事業	不登校対策事業	学校研究委託事業	国際理解教育促進事業
事業概要	学校の教育活動を支援する学校外からの参加･協力の一方策として，大学においてを募集する学生を各学校へ派遣し，子ども一人一人の個に応じた教育活動を支援する。	学校における不登校の予防や取組、関係機関との連携などを支援するとともに、相談体制の充実を図り、学校復帰に向けた取組を行う。	これまでの学校研究委託事業の質の向上と内容の深化拡充を目指し、本市の学校教育の充実・向上に資する目的で、学校・園に、「札幌市学校教育の重点」等にかかわる学校教育推進上の諸課題についての実践的研究を委託する。	市立中学校、高等学校における英語教育において、生徒のコミュニケーション能力の育成及び教職員研修の一助として外国語教育の改善に資する目的で、「語学指導等を行う外国語青年招致事業（JETプログラム）」により、外国語指導助手を招致している。今後は、JETプログラム以外の採用を視野に入れながら、外国語指導助手の一層の増員を図る。
指標		【市立中学校・高校スクールカウンセラー配置】		
初期値（計画掲載）		16年度：57校		
目標値		17年度：106校（全校）		
16年度実績		57校		
17年度実績		106校（全市立中、高等学校）		
18年度実績		106校（全市立中、高等学校）		
19年度実績		106校（全市立中、高等学校）		
19年度実施状況等 実施内容	・平成19年5月から平成20年2月までを期間として実施した。 ・ボランティア内容は、教科指導の補助、部活動指導の補助、軽度発達障害の児童生徒への補助等である。 ・5月19日（月）学生ボランティア派遣校への説明会を実施した。 ・北海道教育大学48校へ135名、北海学園大学14校へ15名、札幌学院大学7校へ12名、北星学園大学13校へ17名、計179名の学生ボランティアを市立小・中学校へ派遣。	・スクールカウンセラーを全市立小学校（207校）、全市立中学校（98校）、全市立高等学校（8校）に配置した。スーパーバイザーを2名から5名に増員し、スクールカウンセラーの資質向上のための指導助言、及び緊急的な支援が必要な児童生徒の心のケアや学校への支援を行った。 ・不登校等対策講師派遣事業により、市立小・中学校に講師を年間35回派遣した。 ・不登校担当教諭を対象とした連絡会議（不登校対策連絡会議）を小中合同で開催した。参加者：約300名 ・子どもと親の相談員を小学校3校に派遣し、学校生活への適応を促すための相談活動をとおし、不登校児童の早期発見や早期対応、未然防止に向けた学校復帰に向けた支援を行った。	○学校教育推進上の課題に係る53校による実践的研究の指導・助言 ・研究モデル校（3年研究　新規12校含む）21校 ・研究校（1年研究）28校 ・研究ベース校（他校教員との研究連携）4校 ○事業推進 ・募集－4月2日 ・説明会・学習会－6月6日・13日・18日 ・中間学習会－9月3日・4日 ・学校訪問し授業及び研究推進についての指導・助言を行った。 ・研究集録発行－2月1日 ・研究報告会2月20日・21日 ・研究成果等のHPアップ－3月末	○外国語指導助手（43名） ・ 35名（JETプログラムによる外国語指導助手） ・ 8名（Non-JETによる外国語指導補助業務委託） 【派遣内訳】 ○中学校（33名） ・ 拠点校配置（8か月程度）：25校、 ・ 準拠点校（学期派遣）：12校、 ・ マンスリー校（1～2ケ月）：61校 ○高等学校（10名） ・ 年間常駐で1名配置：6校 複数配置：2校 ○小学校・特別支援学校（中学・高等 学校配置の外国語指導助手を活用） ・ 406日の派遣を実施
20年度見込	・北海道教育大学、北海学園大学、札幌学院大学、北星学園大学の学生ボランティアを平成20年5月から平成21年2月までを期間として市立小・中学校へ派遣予定。 ・ボランティア内容は、教科指導の補助、部活動指導の補助、軽度発達障害の児童生徒への補助等。	・スクールカウンセラーの一層有効な効果的な活用の在り方について分析と検証をする。 ・小学校の相談時間を年間18時間から36時間に拡充する。また、中学校における相談時間を週6時間から8時間に拡充する。	・学校教育推進上の課題に係る52校よる実践的研究の指導・助言等の予定 ・平成21年度学校研究委託事業の名称及び内容の検討	Non-JETにより5名増員。 JETプログラム35名、Non－JETプログラム13名とする。
備考（特記事項）				

担当(局)	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
担当(部)	学校教育部	学校教育部	学校教育部	学校教育部
基本目標 －基本施策	4-5	4-5	4-5	4-5
事業名	地域に開かれた 学校づくりの推進	学校評議員制度 （類似制度を含む）の活用	少人数指導や習熟度別 学習の実施	幼児教育相談
事業概要	総合的な学習の時間等において，地域の人材を積極的に活用した教育活動を支援するとともに，開かれた学校の創造に関する実践的な研究を行う。	学校が保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の情報等を提供するなど、開かれた学校づくりを進めるため、地域住民や保護者等の中から学校評議員を委嘱する。	各学校において「生きる力」を育むために、これまで以上に個に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが必要であり、そのための授業改善の方策の一つとして、少人数指導や習熟度別学習を実施する。	来所及び電話により、就学前の幼児の「発達上の問題」、「幼稚園等における適応上の問題」、「保護者の子育ての悩み」などに関する教育相談を行う。
指標		【実施校の割合】	【実施校の割合】	【来所相談件数】
初期値 （計画掲載）		15年度：30.2％	15年度：93.8％	15年度：220件
目標値		18年度：100％		
16年度実績		70.4%	98.3%	440件
17年度実績		84.7%	97.7%	417件
18年度実績		100%	97.7%	417件
19年度実績		100%	97.7%	435件
19年度実施状況等　実施内容	○学校研究委託事業のうち ・研究校（1年研究）の「研究課題」として、「総合的な学習の時間」「地域の教育資源を生かす取組」「安全教育」「地域と連携した環境教育」の研究を行う。 中間学習会　9月3，4日 発表会　2月20日（水）21日（木） 研究集録　2月14日発行	・類似制度を含めて、全市立学校において設置し、創意工夫をしながら活用に努めている。	TT、習熟度別指導を含めた少人数指導について、指導方法の工夫など、内容の充実を図っている。	知的障害　66件 情緒障害　65件 視覚聴覚肢体病虚弱　5件 言語障害　6件 発達障害（疑い含む）　293件 子育て　0件
20年度見込	・研究校（1年研究）の「研究課題」として、「地域の教育資源を生かす取組」「安全教育」「地域と連携した環境教育」の研究を行う。	・類似制度を含めて、100％の学校で導入済み	継続実施	平成20年4月に設置された幼児教育センターにおいて継続して実施
備考 （特記事項）				

基本目標４：次代を担う心身ともにたくましい人づくり

担当(局)	教育委員会	教育委員会	教育委員会	環境局
担当(部)	学校教育部	学校教育部	中央図書館	環境都市推進部
基本目標 －基本施策	4-5	4-5	4-5	4-5
事業名	教育相談	公開講演会	総合的な学習の時間の支援	太陽光発電設置事業
事業概要	来所及び電話により、不登校や特別支援教育に関わる教育相談に応じる。	一般市民や教職員を対象に、子育て支援、特別支援教育、不登校等への支援、その他教育に関する今日的テーマに添って公開講演会を開催する。	小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」において、図書館が持つ調査・研究のための図書資料や情報を提供し、学習目的の達成を図るための支援を行う。	学校教育と連動した環境教育を推進するため、小学校等の市施設へ太陽光発電を設置するとともに、教育施設等への自然エネルギーの有効利用を進める。
指標	【来所相談件数】	【参加者数（年５回）】	【受入人数】	【太陽光発電設置数】
初期値 （計画掲載）	15年度：2,000件	15年度：927人	15年度：3,523人	15年度：４施設
目標値		21年度：1,300人	21年度：5,500人	16年度：５施設
16年度実績	2,666件	1,032人	2,251人	5施設（1増）
17年度実績	2,999件	1,070人	3,310人	6施設（1増）
18年度実績	2,994件	925人	2,321人	7施設（1増）
19年度実績	3,252件	934人	2,091人	8施設（1増）
19年度実施状況等 実施内容	不登校等に関する相談 1，525件 特別支援教育に関する相談 1，727件	4回実施 参加人数計934名	具体的な支援として、以下の取組を引き続き進めている。 ①図書館利用手引書（指導者教諭用）の配布 ②図書館調べ学習手引書（児童・生徒用）の配布 ※上記①②の手引書は、中央図書館ホームページにも掲載 ③図書資料及び情報の提供 ④図書館利用ガイダンスの実施 ⑤職業体験の受入 ⑥図書館運営の説明 ⑦図書館調べ学習講座の開講（小学生向け・中学生向け）	前田中央小学校に太陽光発電を設置した。また、パンフレットを作成し、児童へ配布した。 太陽光発電設備 設置場所；前田中央小学校屋上 設置規模；5kW級 パンフレット作成：1,300部
20年度見込	継続して実施	継続して実施	実施を継続する。	白石区北郷小学校に太陽光発電（10kW級）設置予定。 パンフレット作成及び北郷小学校の児童を対象とした地球環境学習会を実施する予定。
備考 （特記事項）				

担当(局)	環境局	保健福祉局	総務局	
担当(部)	環境都市推進部	総務部	国際部	
基本目標 －基本施策	4-5	4-5	4-5	
事業名	学校ビオトープづくり事業	社会福祉協力校指定事業	国際交流員の派遣	
事業概要	学校教育と連動した環境教育を推進するため、生きた環境教育の教材として市内小学校に「学校ビオトープ」を整備する。	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、札幌市社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業に対する補助を行う。	小・中・高等学校における総合的な学習の時間において、札幌国際プラザへの視察受入や国際交流員の派遣を実施することにより、国際理解及び国際交流の推進を図る。	
指標	【ビオトープ設置学校数】	【指定数（累計）】	【受入・派遣回数】 受入	【受入・派遣回数】 派遣
初期値 （計画掲載）	15年度：7校	15年度：305校	14年度：21回	14年度：32回
目標値	16年度：13校		21年度： 50回	21年度：100回
16年度実績	13校 （6校増）	318校	18回	33回
17年度実績	15校 （2校増）	326校	18回	12回（アンケートのみの実施2回を含む）
18年度実績	16校 （1校増）	329校	18回	12回（アンケートのみの実施2回を含む）
19年度実績	１６校 （増減なし）	333校	15回	21回
19年度実施状況等 実施内容	17年度より、自主的な整備意欲のある小学校に対し支援を行う「学校ビオトープづくり支援事業」を行っている。 【19年度整備校】 なし（希望する学校がなかった）	福祉活動の普及や啓発に積極的に取り組む小学校・中学校・高等学校に対し、福祉協力校として指定し、活動費の助成を行った。 〔新規指定校〕4校 〔継続指定校〕11校 〔指定終了校〕318校 〔指定期間〕3年間 〔助成額〕年間10万円	小・中・高等学校における総合的な学習の時間において、札幌国際プラザへの視察受入や国際交流員の派遣を実施することにより、国際理解及び国際交流の推進を図った。	
20年度見込	19年度に希望する学校がなかったため、20年度は「学校ビオトープづくり支援事業」を実施していない。	新規4校の指定を見込んでいる。	従来同様、小・中・高等学校からの依頼を受け、総合的な学習の時間への、国際交流員の派遣等を行い、児童・生徒の国際交流・国際理解の拡充に努める。	
備考 （特記事項）	環境局による支援事業は、19年度で終了した。			

担当(局)	経済局	消防局
担当（部）	農務部	予防部
基本目標 －基本施策	4-5 （再掲 4-1）	4-5 （再掲 4-1）
事業名	サッポロさとらんど農業体験学習	「教えて！ファイヤーマン」事業
事業概要	将来を担う市内小学生を対象に、農業体験交流施設（サッポロさとらんど）を利用して、農業体験学習を通じ「食と農の関わり」への知識や理解を深めると共に、農業の大切さと魅力、農業・農村の果たしている役割について学びながら、「食育」の重要性を認識してもらう。	小学4年生の児童を対象として、第一線で働いている消防職員が小学校の教壇に立ち、消防に関する知識を教えるほか、煙からの避難や119番通報、消防隊が災害現場で使用する資機材に触れてもらう等の体験を通じて、消防の仕事に対する興味・関心を高め、その役割を理解してもらうと共に「命の尊さ」を伝えることを目的とする。
指標	【参加人数】	
初期値（計画掲載）	17年度：8,000人	
目標値	21年度：50,000人	
16年度実績	【17年度新規事業】	
17年度実績	9,230人	
18年度実績	77,483人	
19年度実績	141,000人	市立小学校 203校
19年度実施状況等　実施内容	さとらんど内水田を利用し、小学生を対象とした総合学習を実施した。 札苗小、東光小などが6校3，313人が参加し、田植え、田圃の生き物観察、稲刈り、もちづくりなどを体験した。 その他、小学生限定ではないが、ビニールハウスや農園での収穫体験、ジャガイモ4日間コース、大豆4日間コース、手づくりバター・アイスクリーム体験など小学生を含む親子、一般市民を対象とした農体験のメニューを常時提供している。	・職員の体験談の他、スライド画像を使用して「消防の仕事」を分かりやすく説明。 ・１１９番通報の模擬体験、煙の中からの避難体験、水消火器による消火体験。 ・災害現場で使用する資機材等の展示、着装体験。 ・小学校に設置されているAED（自動体外式除細動器）の取扱い方法の説明。
20年度見込	１９年度とほぼ同様の企画を実施する	・市立小学校203校で実施予定。
備考（特記事項）		

基本目標５：子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

担当(局)	都市局	保健福祉局	環境局	環境局
担当（部）	市街地整備部	保健福祉局保健福祉部	みどりの推進部	みどりの推進部
基本目標－基本施策	5-1	5-1	5-1	5-1
事業名	公的住宅の供給	福祉のまちづくり環境整備事業	個性あふれる公園整備事業	公園・緑地等の整備
事業概要	市営住宅の募集時において、母子(父子)・多子・多家族等の世帯に対しては、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を設けており、今後、さらにその拡大について検討を進める。	札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、妊産婦の方や高齢の方及び障がいのある方等の社会参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、地下鉄駅にエレベーター等を設置する。	開設後概ね20年以上経過した街区公園や近隣公園を、周辺環境の変化や利用実態、市民ニーズ等を踏まえ、地域に親しまれる公園に再整備している。 平成15年度子ども議会から子どもの声を反映してほしい旨の提案があり、今後も計画段階から積極的に、子どもを含めた幅広い市民参加による公園づくりを実施する。	環境保全・防災、景観形成、レクリェーションといった緑がもつ様々な機能を十分発揮させるために、身近な緑を増やし、均衡のとれた街並み形成を図るとともに、今ある緑を保全・育成する。
指標	【市営住宅当選確率】	【整備済の地下鉄駅数】（片側ホームのみの設置駅は含まない）		【市民一人当たり公園緑地面積】
初期値（計画掲載）	15年度：2倍（一般世帯比）	15年度：37駅		10年度：21.6㎡
目標値	21年度：拡大方向で検討	21年度：46駅		32年度：約40㎡
16年度実績	3倍（一般世帯比）	39.5駅		25.8㎡
17年度実績	3倍（一般世帯比）	42駅		25.9㎡
18年度実績	3倍（一般世帯比）	43駅		27.1㎡
19年度実績	3倍（一般世帯比）	45駅		27.3㎡
19年度実施状況等 実施内容	引き続き優遇制度を実施した（一般世帯比3倍、16年度より実施）。	南郷7丁目駅、バスセンター前駅の2駅に、エレベーター等設置。 49駅中45駅	19年度：20公園 （工事施工： 10公園・実施設計：10公園）	都市公園整備：21箇所 特別緑地保全地区取得：2地区 都市環境緑地取得整備：3地区
20年度見込	19年度と同じ内容で実施する。	北18条駅、北12条駅に、エレベーター等設置予定。 49駅中47駅予定。	20年度：20公園 （工事施工： 9公園・実施設計：11公園）	都市公園整備：24箇所 特別緑地保全地区取得：1地区 都市環境緑地取得整備：2地区
備考（特記事項）	優遇制度は、公営住宅法に係る国の通達等に基づき設けており、国の今後の動向を見据えながら検討していく。			

基本目標５：子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

担当(局)	観光文化局	環境局	市民まちづくり局	市民まちづくり局
担当（部）	スポーツ部	みどりの推進部	地域振興部	地域振興部
基本目標－基本施策	5-1	5-1	5-2	5-2
事業名	市民運動広場整備事業	冬の公園利用の活性化事業	スクールゾーン実行委員会の設置	札幌市交通安全運動推進委員会の活動支援
事業概要	子どもや家族を主体としたスポーツ活動の環境づくりを目指し、北区新琴似に多目的・平面系の市民運動広場を整備するための検討を行う。	地域住民が主体となった冬の公園利用のきっかけづくりや冬季屋外活動の指導員養成などにより冬の公園利用活性化を図る。	子どもの交通安全を図る目的から、小学校から半径概ね500mの範囲をスクールゾーンとして設定するとともに、行政・地域・学校・運転者が協力して「スクールゾーン実行委員会」を組織し、登下校時の通学指導を実施する。	交通安全教育の充実、交通道徳の普及、交通安全運動の展開等により、交通安全への取組みを推進し、子どもの安全確保に努める。
指標		【公園における冬季イベント開催件数】		
初期値（計画掲載）		14年度：304件		
目標値		18年度：350件		
16年度実績		310件		
17年度実績		284件		
18年度実績		291件		
19年度実績		288件		
19年度実施状況等 実施内容	19年度はモニタリング調査は実施していない。	市民団体との共催による「旭山冬の活動」の実施 【日時】 平成２０年２月１６日（土）～２４日（日） 【場所】 旭山記念公園 【内容】 イグルーづくり、かんじきづくり、かんじきを使用しての公園内散策等 【参加者】 １００名 町内会、学校等による冬季公園利用 【内容】 冬（雪）祭り、歩くスキー、雪中運動会、スノーキャンドル等	スクールゾーン実行委員会の活動を支援し、児童の登下校時における交通安全確保に努めた。	幼児・児童に対する交通安全教育をきめ細かく実施するとともに、学校区ごとに交通安全指導員を配置し、児童の登下校時における交通安全の確保に努めた。 また、新入学児童に対する「黄色いランドセルカバー」及び「交通安全小冊子」の配布をはじめ、年3回の長期休み前には交通安全資料やポスターを各学校や児童会館等に配布し、交通安全意識の高揚を図った。 小学校・幼稚園・保育園における交通安全教室実施状況（平成19年度） 実施回数：延べ1,285回 参加者数：延べ154,574人 交通安全指導員数（平成19年度末） 865人
20年度見込	20年度は地下水位及び地下水質についてモニタリング調査を実施し、地下水位及び地下水質についてモニタリング調査の結果を得た。	事業廃止（みんなが集い学び楽しむ公園緑地づくり事業に統合予定）	引き続きスクールゾーン実行委員会の活動を支援し、児童の交通安全確保に努める。	引き続き、幼児・児童への交通安全教育や啓発活動の充実を図るとともに、地域の自主的な活動を支援し、子どもの交通安全確保に努める。
備考（特記事項）	今後も当分の間、モニタリング調査の経過を見定める必要がある。			

担当(局)	市民まちづくり局	教育委員会
担当（部）	地域振興部	教育委員会総務部・ 学校教育部
基本目標 －基本施策	5-2	5-2
事業名	安全・安心なまちづくり推進事業	学校安全教育等の推進
事業概要	積極的な取組みを行っている自治体の状況や、市民の現状認識・意向などについての調査を行い、「安全・安心なまちづくり」を実現するために、地域防犯という視点での施策展開の検討を進める。	学校施設や周辺の点検、幼稚園や学校における危機管理マニュアルの作成、警察等との協力による防犯教室の実施、子どもが自分の身を守ることの大切さやその手立てについて様々な機会をとらえて指導することにより、学校安全教育の一層の推進を図る。
指標		
初期値 （計画掲載）		
目標値		
16年度実績		
17年度実績		
18年度実績		
19年度実績		
19年度実施状況等　実施内容	・犯罪状況の統計データ、札幌市の「安全・安心」に関する取組及び地域防犯活動のノウハウなどをまとめた地域防犯に関する総合ホームページを開設し、子どもの見守りなどに従事する防犯活動団体の立ち上げ及び既存団体の活動促進を図った。 ・子どもを始めとして犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするための取組や環境づくりを進めるため、「（仮称）札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の制定に向けて、調査及び考察を実施した。	・夏、冬、学年末の年3回、幼児児童生徒の安全確保にかかわる通知を出している。 ・生徒指導研究協議会において「地域と学校が連携して取り組む子どもの安全」を研究協議のテーマの1つに設定し、特色ある事例の交流を行った。 ・子どもの安全を守る取組について学校に研究を委託し、その結果を学校研究委託発表会やその内容等を集録した研究紀要を通して各学校への啓発を行った。 ・地域と連携した児童の安全を守る取組に対する実態調査を行い、取組状況を把握した。 ・文部科学省の委嘱を受け、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を実施した。本事業は、市立の小学校・幼稚園・特別支援学校を対象としており、警察官OBをスクールガードリーダーとして委嘱し、登下校時の見回り活動等を行う地域のボランティアをスクールガードとして登録することで、子どもの見守り活動を充実させる事業を実施した。 ・登録スクールガード数：１、７９１名 ・委嘱スクールガードリーダー数：３９名 ・新一年生全員に防犯ブザーを配布した。
20年度見込	・「（仮称）札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を20年度中に制定すべく検討を進める。 ・子どもの安全に係るテーマを取り入れたシンポジウムを開催する。	・夏、冬、学年末の通知については、引き続き実施する。 ・「安全教育」に係る研究を学校に委託し、研究成果について発表会等で普及啓発を図る。 ・学校で巡回・警備等に従事するスクールガードを引き続き全ての区に配置し、整備する。 ・委嘱スクールガードリーダー数を４５名に増員するほかは、１９年度と同様に実施する。
備考 （特記事項）		

新 規 追 加 個 別 事 業 一 覧

（平成 20 年度）

事業名 所管部	事業の目標（指標）		事業概要
	初年度予定値（設定年度）	目標値（設定年度）	

体系番号（基本目標 － 基本施策）	1 － 2	－	－	－	－

事業名	所管部	事業の目標（指標）	初年度予定値（設定年度）	目標値（設定年度）	事業概要
育児不安保護者支援事業(くりのみグループ)	児童福祉総合センター	参加人数	5人 （平成20年度）	10人 （平成21年度）	子育てに特に不安、困難のある保護者が月２回集まり、精神科医師、児童心理司、児童福祉司等の司会の下、自由な話し合いの場を持つ。必要な場合には託児を行い、子供の特性の把握も併せて行う。自己表現、相互の意見交換、助言などを通し、保護者の精神的安定を図り、自己解決能力を高める。

体系番号（基本目標 － 基本施策）	1 － 2	－	－	－	－

事業名	所管部	事業の目標（指標）	初年度予定値（設定年度）	目標値（設定年度）	事業概要
育児不安保護者支援事業（コモンセンス・ペアレンティング・トレーニング）	児童福祉総合センター	実施人数	4人 （平成20年度）	6人 （平成21年度）	子育てに不安を抱えている保護者や虐待的関わりを含む不適切な養育を行っている保護者に対して、コモンセンス・ペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、子どもの問題行動への適切な対処法を学んでもらうと同時に、親子関係の改善を図る。

体系番号（基本目標 － 基本施策）	2 － 2	－	－	－	－

事業名	所管部	事業の目標（指標）	初年度予定値（設定年度）	目標値（設定年度）	事業概要
特定優良賃貸住宅を活用した子育て支援事業	（都）市街地整備部	子育て世帯の入居戸数	271戸 （平成20年度）	351戸 （平成22年度）	子育て世帯に対する経済的負担を軽減するため、既存の特定優良賃貸住宅ストックを活用して、子育て世帯に対する家賃の補助を拡大し、子育てしやすい良質な賃貸住宅を提供するものである。

体系番号（基本目標 － 基本施策）	2 － 3	－	－	－	－

事業名	所管部	事業の目標（指標）	初年度予定値（設定年度）	目標値（設定年度）	事業概要
札幌市ワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業	（子）子ども育成部	認証企業数	50社 （平成20年度）	250社 （平成22年度）	企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性の普及啓発とその取組促進を目的として、ワーク・ライフ・バランスに配慮する職場環境づくりに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証する制度を創設し、併せて認証企業に対する支援（アドバイザーの派遣や助成金支給等）を実施する。

体系番号（基本目標 － 基本施策）	2 － 5	4 － 5	－	－	－

事業名	所管部	事業の目標（指標）	初年度予定値（設定年度）	目標値（設定年度）	事業概要
豊明高等養護学校における教育の充実	学校教育部	豊明高等養護学校の学級数	19学級 （平成20年度）	21学級 （平成22年度）	知的障がいのある生徒を対象とする高等特別支援学校について、札幌圏の定員が不足していることから、市立豊明高等養護学校において、定員増とそれに伴う必要な教室等の整備を行う。 また、生徒の多様なニーズや新たな職域等への対応を図るため、職業学科をあり方を含めた教育内容の検討及び整備を行う。

体系番号（基本目標 － 基本施策）	3 － 1	－	－	－	－

事業名	所管部	事業の目標（指標）	初年度予定値（設定年度）	目標値（設定年度）	事業概要
夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務委託	児童福祉総合センター	初期調査件数	50件×2施設 （平成20年度）		児童虐待に対応するにあたり、もっとも重要なことは、速やかな初期対応であることから、平成20年4月1日より、夜間・休日における児童虐待通告等について市内にある2箇所の児童家庭支援センターに初期対応の調査を委託することとした。

体系番号（基本目標 － 基本施策）	事業名	所管部	事業の目標（指標）	初年度予定値（設定年度）	目標値（設定年度）	事業概要
3 － 2 / － / － / － / －	札幌市子どもを守るネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）	児童福祉総合センター	年間開催回数 ①代表者会議 ②実務者会議	①1回 ②4回×10区 （平成20年度）	①1回 ②4回×10区 （平成21年度）	被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に児童福祉法（第25条の2）において規定された「要保護児童対策地域協議会」として設置・運営する。
4 － 1 / － / － / － / －	子どもの映像制作体験事業	（観）文化部	事業への参加者数	15人 （平成20年度）	20人 （平成22年度）	将来本市の文化振興の担い手となる子ども達に、専門家の指導の下、本格的な映画制作を一から体験させ、本市の新しい映像文化環境を創出する。
4 － 1 / － / － / － / －	子どもの美術体験事業	（観）文化部	参加児童数	1,220人 （平成20年度）	3,200人 （平成22年度）	小学校へのアーティストの派遣、小学生の美術館への招待等の様々なアプローチにより、次代を担う子ども達に美術を体験させる事業。
4 － 1 / 4 － 2 / 4 － 4 / － / －	みんなが集い学び楽しむ公園緑地づくり事業	みどりの推進部	利活用促進のためのイベント等実施数	年42回 （20年度）	年70回 （21年度）	公園緑地の利活用促進のため、イベントなどの企画・実施、効果的な情報の受発信の検討・実施などを行うとともに、積極的な情報提供を行うための拠点機能の充実強化・新設などによる拠点とネットワークづくりを進めるほか、ボランティア活動や公園樹木落葉等のリサイクル活動の拡充に向け、市民との協働による各種取り組みを一体的に実施します。
4 － 1 / － / － / － / －	アジア学生交流事業	（総）国際部	市民交流参加者数	500人 （平成20年度）	500人 （平成21年度）	国の「21世紀東アジア青少年大交流計画」の実施に伴い、札幌市においても、来札するアジア諸国の青少年との交流を通して、多様なアジアの文化や社会への理解を深めるとともに、来札するアジアの学生に札幌の魅力をアピールし、アジア諸国での札幌の知名度向上につなげるため、「札幌アジア学生交流事業」を実施する。
5 － 1 / － / － / － / －	福祉と多世代のふれあい公園づくり事業	みどりの推進部	キッズコーナーの整備ヵ所	0ヵ所 （20年度）	5ヵ所 （21年度）	多世代交流や親子同士のふれあいを目的として、児童会館や地域主体で行われている子育てサロンと隣接する既設公園の中に、地域やサロン参加者の意見を取り入れたキッズコーナーを整備します。

「札幌市放課後子どもプラン」の概要

＊＊＊ 札幌市放課後子どもプランの概要 ＊＊＊

1．プランの策定にあたって

●プランの策定背景

国の「放課後子どもプラン」の創設や、子どもと子育て家庭への支援策として札幌市で策定済みの「さっぽろ子ども未来プラン」における放課後の子どもの健全育成に関する取組が計画を上回って施策を実施していること、平成 19 年 12 月に策定した「第 2 次札幌新まちづくり計画」において未来を担う子どもが健やかに育つ環境を充実するための事業を推進することとしていることを踏まえ、

「さっぽろ子ども未来プラン」や「第２次札幌新まちづくり計画」にある関連施策や事業などについて、今後の札幌市における子どもたちの放課後などの居場所づくりの視点から体系化し、総合的な放課後対策を推進します。

●プランの期間・・・平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間

●　プランの対象・・・小学生が、児童会館やミニ児童会館などで、放課後に継続して活動するための事業

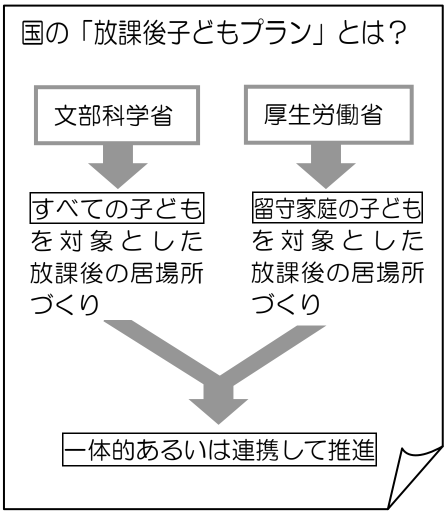

2．札幌市の現状と課題

札幌市の小学生の子どもの数は昭和 58 年度をピークに減少し、出生率も低下傾向が続いています。

総合的な放課後対策の実施状況

児童会館事業

高校生以下の子どものための児童会館を中学校区単位に設置しています。児童会館では、留守家庭の子どもに一定の配慮を行いつつ、留守家庭の子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通して健全育成を図っています。

ミニ児童会館事業

児童会館が利用しづらい地域の小学校の余裕教室などを活用して、ミニ児童会館を整備しています。ミニ児童会館では、当該小学校の子どもを対象に、児童会館と同様の方針で子どもたちの健全育成を図っています。

その他の放課後対策の実施状況

地域活動推進事業

学校・家庭・地域の連携、協力を推進しており、地域ぐるみでの子どもの健全育成に向けた取組を行っています。

民間児童育成会への助成

留守家庭の子どもの居場所の一つとして、地域の児童育成関係者や父母などで構成された育成委員会が実施している民間の児童育成会に、一定の要件を満たした場合に助成金を交付しています。

その他の活動

自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもたちの発達段階に応じた多様な体験機会を提供しています。

＊＊総合的な放課後対策における課題＊＊

居場所がない小学校区への対応

児童会館やミニ児童会館がない小学校区などに、児童会館までの距離や、子どもの数などを勘案しながら、放課後の居場所を確保する必要があります。

ミニ児童会館の整備の促進

児童数が多い小学校には余裕教室がないこともあるため、近くに児童会館がないなど特に必要性が高い小学校には余裕教室の活用以外の整備手法を検討する必要があります。

児童クラブの大規模化の解消

児童会館で留守家庭の子どもを対象として開設している児童クラブの登録児童数の増加に伴い、児童会館によっては児童クラブが大規模化しているので、これを解消する必要があります。

学校や地域との連携の促進

学校や地域の人たちにも児童会館などの存在や役割を知ってもらい、学校や地域とともに、子どもたちの健全育成に関する取組を進めていく必要があります。

学習機会を提供する取組の充実

児童会館などでは、遊びを中心に健全育成を図っていますが、子どもが人間性をより豊かに育むためには、学びにも着目し、学ぶ意欲がある子どもへの対応を充実する必要があります。

3．プランの概要

●基本的な考え方

札幌市では児童会館やミニ児童会館において既に総合的な放課後対策を実践しています。一方では、国のほうが、より充実した取組を考え方として盛り込んでいるところもあります。

よって、児童会館やミニ児童会館での事業を基本として、小学校区を単位として放課後などの居場所を増やしていくとともに、従来の事業内容の充実を図ることとしています。

●プランの目標及び体系と具体的な内容

基本理念　「すべての子どもたちが安全で安心に過ごすことができる放課後の居場所づくり」

基本目標１　小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組

①児童会館

高校生までのすべての子どもの施設として、引き続き事業を実施していきます。

②ミニ児童会館の整備促進

余裕教室の発生状況を見極めながら、整備が急がれる小学校から優先的に整備していきます。また、特に優先度が高いが余裕教室などがない場合には、増築や別棟建設などの整備手法も取り入れていきます。

③モデル事業の実施

ミニ児童会館整備の優先順位が低い藤の沢小学校をモデルに、留守家庭ではない子どもを対象とした事業を実施します。

④留守家庭の子どもの居場所確保

ミニ児童会館の整備を通して児童クラブの設置を進めます。

⑤地域活動推進事業の活用

児童会館やミニ児童会館、モデル事業の実施が困難な小学校において、子どもたちの放課後の居場所づくりの一つとしての事業展開に配慮します。

⑥その他の活動の推進

次代を担う子どもたちが健やかに育むための様々な事業などについて、札幌市で策定している各種計画に基づき積極的に推進していきます。

基本目標２　児童会館などの事業内容をより良くするための取組

①学校・地域との連携強化

学校や地域との連携組織への参加などを通して、子どもたちが地域で健やかに育つための居場所づくりを推進するとともに、子どもたち自身の地域への愛着を深める取組を実施します。

②学習支援の充実

学習したいと思う子どもがより意欲的に取り組むことができるような環境づくりを進めるとともに、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行います。

4．プランの推進に向けて

●関係部局の連携

子どもたちの放課後などの居場所づくりを円滑に進めるため、子ども未来局と教育委員会による連携プロジェクトが中心となって、このプランを推進していきます。

●関係者との協力体制とプランの点検

「さっぽろ子ども未来プラン」の点検などを行っている札幌市次世代育成支援対策推進協議会が、このプランの推進委員会を兼ねることで、次代を担う子どもを総合的に育成する広い視点での意見聴取及び協力を行っていきます。また、プランの実施状況についても、この推進委員会が点検を行い、各種事業の円滑な実施に努めていきます。

○札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（条文）
77～82ページ

○「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の付帯決議
83ページ

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

平成２０年１１月７日
札幌市条例第３６号

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において「子ども」とは、１８歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

２　この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

３　この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

（責務）

第３条　保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。）、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

２　市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第２章　子どもの権利の普及

（広報及び普及）

第４条　市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

（子どもの権利の日）

第５条　市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

２　権利の日は、１１月２０日とします。

３　市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

（学習等への支援）

第６条　市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

２　市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第３章　子どもにとって大切な権利

（子どもにとって大切な権利）

第７条　この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

２　子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

（安心して生きる権利）

第８条　子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(2) 愛情を持ってはぐくまれること。

(3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

(4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

(5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

（自分らしく生きる権利）

第９条　子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) かけがえのない自分を大切にすること。

(2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。

(4) プライバシーが守られること。

（豊かに育つ権利）

第１０条　子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 学び、遊び、休息すること。

(2) 健康的な生活を送ること。

(3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。

(4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。

(5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

(6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。

(7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

（参加する権利）

第１１条　子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。

(2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

(3) 適切な情報提供等の支援を受けること。

(4) 仲間をつくり、集まること。

第４章　生活の場における権利の保障

第１節　家庭における権利の保障

（保護者の役割）

第１２条　保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

２　保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

（虐待及び体罰の禁止等）

第１３条　保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

２　市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第２節　育ち学ぶ施設における権利の保障

（施設関係者の役割）

第１４条　施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

２　施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

（開かれた施設づくり）

第１５条　育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

（いじめの防止）

第１６条　施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

２　施設関係者は、子どもがいじめについて相談しや

すいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

（虐待及び体罰の禁止等）

第１７条　施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

２　施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

（関係機関等との連携と研修）

第１８条　施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

２　施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

（事情等を聴く機会の設定）

第１９条　施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第３節　地域における権利の保障

（地域における市民及び事業者の役割）

第２０条　市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

２　事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

（地域における子どもの居場所）

第２１条　市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

（地域における自然環境の保全）

第２２条　市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

（安全で安心な地域）

第２３条　市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

２　市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第４節　参加・意見表明の機会の保障

（子どもの参加等の促進）

第２４条　市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

２　施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

３　市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

（市の施設に関する子どもの意見）

第２５条　市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

（審議会等への子どもの参加）

第２６条　市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

２　前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

（子どもの視点に立った情報発信等）

第２７条　市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第５節　子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

（お互いの違いを認め尊重する社会の形成）

第２８条　市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

２　市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

３　市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第６節　子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

（保護者への支援）

第２９条　市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

２　事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

（育ち学ぶ施設の職員への支援）

第３０条　施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

２　施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

（市民の地域での活動の支援）

第３１条　市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第５章　子どもの権利の侵害からの救済

（相談及び救済）

第３２条　市は、次条第１項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

（救済委員の設置及び職務）

第３３条　市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

２　救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。

(3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。

(4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

（救済委員の責務等）

第３４条　救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

２　救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

３　救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

４　市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

５　市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

（救済委員の定数、任期等）

第３５条　救済委員の定数は、２人とします。

２　救済委員のうち１人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。

３　救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱します。

４　救済委員は、任期を３年とし、１期に限り再任されることができます。

５　市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。

６　救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

（相談及び救済の申立て）

第３６条　何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に定める子どもを除きます。）に係るもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

２　救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

（調査及び調整）

第３７条　救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

２　救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

３　救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

４　救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

５　救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

６　救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

（調査の対象外）

第３８条　救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。

(4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。

(5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から３年を経過しているとき。

(6) 前条第２項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。

(7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

（勧告等の実施）

第３９条　救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

２　救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

３　第１項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

（是正等の要請）

第４０条　救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

（報告及び公表）

第４１条　救済委員は、第３９条第１項の規定による勧告又は同条第２項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

２　前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して６０日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

３　救済委員は、第３９条第１項の規定による勧告若しくは同条第２項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

４　救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

（活動状況の報告）

第４２条　救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

（調査員及び相談員）

第４３条　救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

２　調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

３　第３４条第１項から第３項まで及び第３５条第６項の規定は、調査員等について準用します。

（規則への委任）

第４４条　この章に定めるもののほか、救済委員の組

織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

第６章　施策の推進

（施策の推進）

第４５条　市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

（推進計画）

第４６条　市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

２　市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第７章　子どもの権利の保障の検証

（権利委員会の設置等）

第４７条　市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

２　権利委員会は、前条第１項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

３　権利委員会は、１５人以内の委員で組織します。

４　委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び１５歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

５　委員の任期は、２年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

６　委員は、再任されることができます。

７　前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

（答申等及び市の措置）

第４８条　権利委員会は、前条第２項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

２　権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第８章　雑則

（委任）

第４９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、市長が別に定める日から施行します。

（経過措置）

２　第３６条から第４１条までの規定は、これらの規定の施行の日（以下「施行日」といいます。）の３年前の日から施行日の前日までの間にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについても適用し、当該３年前の日前にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについては、適用しません。

（準備行為）

３　第３５条第３項の規定による救済委員の委嘱のために必要な行為は、同項の規定の施行前においても行うことができます。

（札幌市オンブズマン条例の一部改正）

４　札幌市オンブズマン条例（平成１２年条例第５３号）の一部を次のように改正します。

第３条第５号中「オンブズマン」の次に「又は札幌市子どもの権利救済委員」を加え、同号を同条第６号とし、同条第４号の次に次の１号を加えます。

(5) 札幌市子どもの権利救済委員に救済を申し立てた事項

（札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

５　札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２８号）の一部を次のように改正します。

（省略）

（札幌市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

６　札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和２６年条例第３１号）の一部を次のように改正します。

（省略）

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の付帯決議

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」は、札幌市の将来を担う子どもたちの幸せを願い、安心して生きる権利を保障し、子どもたちの社会参加と意見を尊重し、子どもの未来に希望の世紀を実現するために制定するものである。

従って、条例の趣旨とその成立に至った経緯を十分に踏まえながら、多くの市民に理解を求め、その為の努力を惜しんではならない。

更に、この条例は、我が国が 1994 年に国際条約として批准した「児童の権利に関する条約」を札幌市において具体化するものであり、本条例の解釈・運用は同国際条約に基づいて行わなければならない。

私たちは、本条例の施行以降の状況について、議会に報告を求めるものである。

以上決議する。

平成２０年（２００８年）１１月７日

札 幌 市 議 会

本書の内容や札幌市の次世代育成支援対策についてのご意見を、下記の発行担当課までお寄せください。

また、本書の配付希望につきましても、同課にて受け付けいたします。

さっぽろ子ども未来プラン
（札幌市次世代育成支援対策推進行動計画）
年次報告書<平成 19 年度>

発行：平成 21 年(2009 年)2 月
札幌市子ども未来局 子ども育成部 子ども企画課

〒060-0051
札幌市中央区南１条東１丁目
大通バスセンタービル１号館３階
☎ 011-211-2982 FAX 011-211-2943
E-mail kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

【市政等資料発行番号】 01-G01-08-1107
【関係部局保存期間】 １年

「さっぽろ子ども未来プラン」及び「年次報告書」は、
札幌市子ども未来局ホームページ(http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/)
でもご覧いただけます。